

料 資 法 司

號 八 十 二 百 第

刑 法 改 正 に 關 する 比 較 法 制 資 料

(中 後 篇)

[禁 轉 載] 昭 和 三 年 五 月

司 法 省 調 查 課



0011547-000

14. 5-54

司 法 資 料

司 法 省 調 查 課

第 1 2 8 号

昭 和 3

ACA

本號には本資料第二百二十七號の中、後篇として、刑法草案及ひ理由書

附録中の成年者に對する刑罰保安矯正處分及ひ國際刑法に關する外國立

法例を譯出收録したり茲に紹介の勞を取り筆寫に代へて排印す

昭和三年五月

司法大臣官房調査課

目次

深谷題本

一 成年者に對する刑罰並に保安及び矯正の處分……………一

 A 各國の狀況……………一

 B 特に死刑に關して……………三

 一、普通刑法典中に於て死刑を廢止したる諸國……………三

 二、死刑を認むる諸國……………四

 爾他の刑及び其の他の保安處分……………五

 一、概論……………五

 二、自由刑……………五

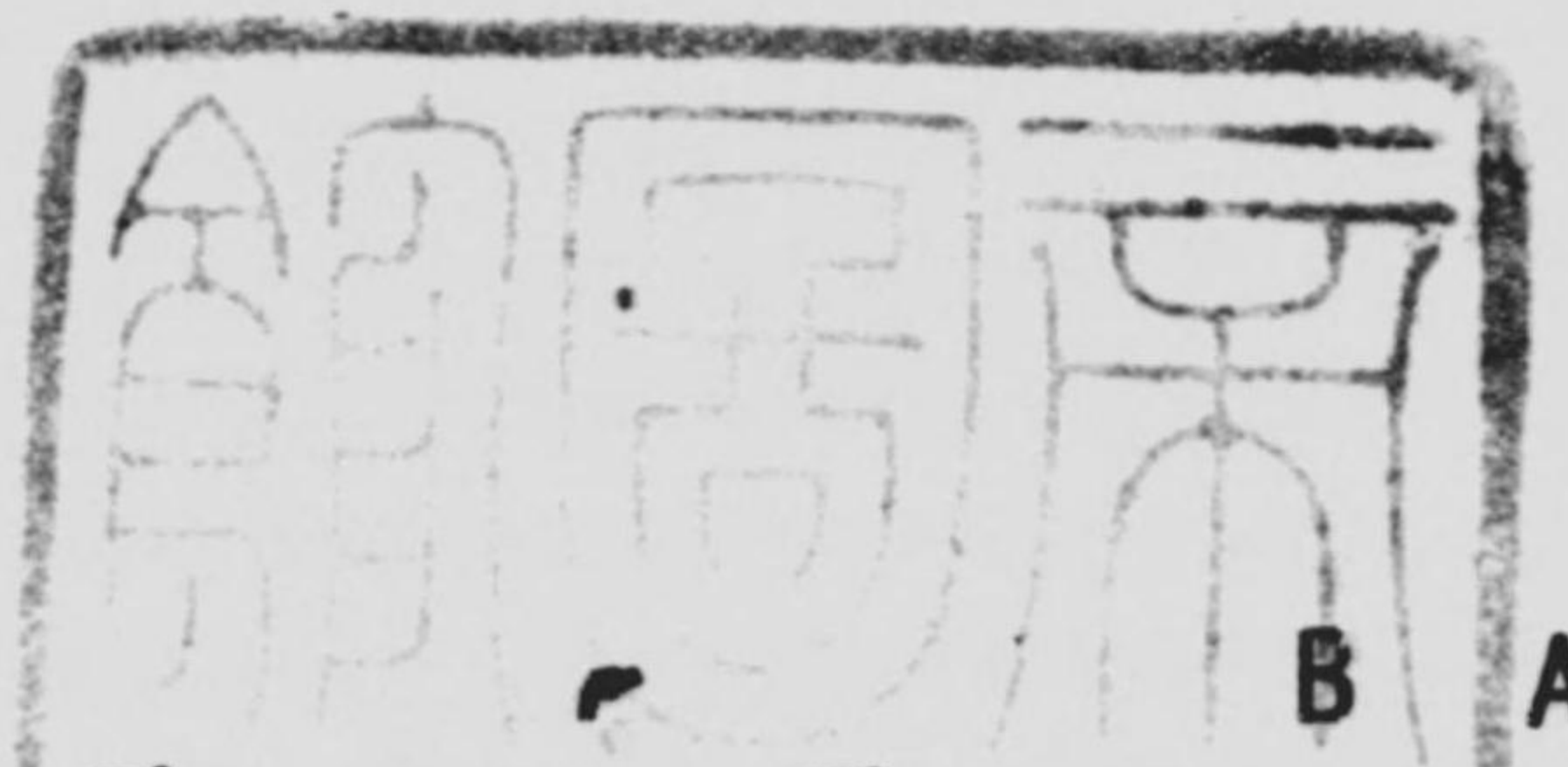
 三、罰金……………五

 四、官沒の宣告沒收……………五

 五、體刑……………六

 六、譴責……………六

 七、附加刑及び保安處分……………七



八、特に精神病者に對する保安方法..... 八八

二 國際刑法に關する問題..... 二〇七

第一部 總 論..... 二〇八

一、内國犯罪..... 二〇八

二、外國犯罪..... 二一八

附 錄..... 二一九

刑の通算及び爾後の手續..... 二一九

第二部 特殊の問題..... 二二五

一、國內に於ける所犯、船舶上及び航空機内に於ける所犯の規定..... 二二五

二、内地人の資格に關する規定..... 二四八

墮胎罪に關する各國の法制..... 二五五

一、犯罪事實概説..... 二五八

二、動作各論..... 二六〇

三、犯 人..... 二六五

四、未 遂..... 二七一

醫療上の處置の問題..... 二八九

一、總 說..... 二八九

二、獨逸法の規定..... 二九〇

三、規律の種々相..... 二九一

四、具體的の立法例..... 二九四

五、墮 胎..... 二九八

決 闘..... 三〇七

各國立法例..... 三〇九

一、アメリカ諸洲の立法例..... 三三六

二、犯罪事實..... 三四〇

三、決闘に於ける殺害及び加傷……………三〇四

四、刑……………三〇六

男子間の淫行の處遇……………三五一

一、立法例……………三五二

二、犯罪事實……………三五六

三、刑……………三六〇

四、同性間の密淫賣……………三六一

五、處罰價值……………三六一

姦通の處遇……………三六三

一、姦通に對する罰則を有せざる諸國……………三六三

二、姦通に對する罰則を有する諸國……………三六四

三、組織上の地位……………三六七

四、具體的事項……………三六八

五、罰則……………三七四

六、處罰價值……………三五五

名譽保護の問題……………三七七

一、眞實の立證……………三七七

二、利益の保護……………三八四

三、外國の立法例各論……………三八八

A オーストリー……………三八八

B フランス……………三九三

C イタリア……………四〇七

D スウェーデン……………四一〇

E スウェーデン……………四二二

F デンマーク……………四三〇

G ノールウェー……………四三六

H フィンランド……………四三二

J イギリス……………四三三

K 北米合衆國……………四五一

目

次

目次表

成年者に對する刑罰並に
保安及び矯正の處分

刑法改正に關する比較法制資料 (中篇)

成年者に對する刑罰並に保安及び矯正の處分

本稿論ずる所は就中左の如しとす。

如何なる刑種を規定せらるゝか (死刑か、自由刑か、財産刑か、はたまた名譽刑か)。如何なる犯罪行為に對して死刑を規定したるか。死刑は如何に執行せらるゝか。自由刑の短期者は長期は如何。

如何なる矯正及保安の處分を規定せらるるか。特に刑事裁判所は責任無能力者又は限定責任能力者を療養院若は養育院に、酒精濫用者を酒精濫用者療養所に拘置すべき旨を命ずることを得るか。

A 各國の狀況

一、アンゼンチン、一九二一年の刑法典第一編第二部、刑罰は第五條乃至第二十五條。

刑は *reclusion* (懲役)、*prison* (禁錮)、*multa* (罰金)、及び *inhabilitación* (公権の剝奪) にし、懲役は終身懲役又は十五日以上二十五年以下の有期懲役とし、特別な施設内に於て強制労働を以て服役するものとし、公の労働に従事せしむることを得。身體薄弱なる者、病人及六十歳を超えたる者は禁錮に處するものとし、未成年者及び婦女の爲には別監の設備あり。禁錮は懲役と期限を同じくし、常に懲役と平行するものにして、労働の強制と特別な施設を伴ふ。品行方正なる婦女、六十歳以上の者又は病人は自宅に於て六箇月以下の刑に服役するを得。労働より生ずる収益は、すべて之を損害賠償、家族の扶助、刑の経費に使用せらるるものとす。之に關しては一九二五年四月二十四日のウエースアイレス監獄の規則なるものを存す。行狀に依る三等級、音樂學校、看守の爲の監獄學校、各囚人の心理的検査、免囚保護、條件付放免、三年以上の自由刑は、すべて刑期中及び刑期終了後三年間絶對的に民法上の能力を喪失するの結果を伴ふものとす。

罰金。分割納付、自由労働に因する償却、強制執行及び一年半以下の禁錮への換刑、公權其の他の剝奪を絶對的若は特殊的にして余り完全ならず。犯罪に使用したる道具及び犯罪に因つて生したる物 *Instrumenta et producta sceleris* の官沒 *Verfall* 及廢棄處分 *Unbrauchbarmachung*。

第三十四條、責任無能力者を判事に於て癲狂院又は其の他の之に適當したる施設に附託す。第五十二條及び第五十二條、重き累犯者は南方の領土に拘禁す。

二、ベルギー

一八六七年の刑法典第一編第二章。刑は第七條乃至第四十三條の規律する所たり、第三章は損害賠償及び費用を規律す。其の組織はフランス法の系統を引くものにして、其の刑は (a) 刑事罰、死刑、懲役、要塞禁錮、勞役場 (*mort, travaux forcés, détention, reclusion*) とし、死刑は終身間又は十年以上二十年以下とし、所謂 *maisons de force* (既決監) に於て強制労働を以て服役するものとし、要塞禁錮は終身間又は五年乃至十五年の刑期を以てし、特別な場合には二十年以下にして政事犯二十九種につき之を認む。勞役場は五年乃至十年にして特別の施設、所謂 *maison de reclusion* に於てす。(b) 懲戒罰及び警察罰、懲戒罰として禁錮は八日以上五年以下にして *maison de correction* (懲治場) に於ける強制労働、*Empriisonnement de police* (警察留置) としての禁錮は一日乃至八日にして特別の施設に於てし強制労働を伴ふことなし。(c) 重罪及び輕罪の刑中或る種の公權及び私權 *politisches und ziviles Recht* の禁止は強行的又は任意的に行はれ死刑及懲役にあつては終身間、要塞禁錮及勞役場にあつては十年乃至二十年、禁錮の場合にあつては五年乃至十年とす。或はまた五年乃至二十年の居住の禁止 *Ortsverbot* 及び國外追放 *Ausweisung* を伴ふ警察監視 *surveillance spéciale de la police* なり。(d) すべての場合を通して、主刑及び附加刑としての罰金 *amende* 六箇月以下の禁錮への換刑、其の外犯罪に使用したる道具及び犯罪に因つて生したる物の官沒は、重罪及び輕罪についてはすべて強行的たるものとし、違警罪については

特殊の場合に限る。其の外死刑、懲役及び終身間の要塞禁錮を言渡す判決の公告、是と同一判決及び懲役場を言渡す判決の場合に於ける官稱、官位及び官職の褫奪 *destitution* 懲役、終身間の要塞禁錮及び懲役場につき刑期中私権を剝奪す *zivile Rechtsunfähigkeit* また一八九一年十一月二十七日の法律に依れば *depôts de mendicité* (貧民救済所)の制度あり。懲役と勞役場との二の刑の間には單に名稱上の相違を存するに止まる。専ら獨房監置 *Einzellhaft* なり。また一八八八年及び一八九九年の法律に依る假出獄 *vorläufige Entlassung* の制度を存す。禁錮については一九二〇年五月三十日以來 *laboratoires d'anthropologie pénitentiaire* (刑事人類學試驗所)の設置を見たり。刑法改正の事業は一九二二年以來着手せられたる所なり。

三、デンマーク

(a) 一八六六年の刑法典第二章。刑は第九條乃至第三十四條。死刑、刑務勞働 *Strafarbeit* 禁錮、償金、公職及地位の褫奪、選舉權の褫奪。刑務勞働は懲役所 *Zuchthaus* 又は矯正所 *Besserungshaus* に於てするものとし、前者は累犯にして執拗なる比較的年長の犯罪人につき終身間又は二年乃至十六年の刑期を限り、後者は八箇月乃至六年の刑期にして獨房監置とし、自動的に刑期を短縮するものにして三年後には其半を減す。禁錮は單純禁錮 *einfaches Gefängnis* 通常食禁錮 *Gefängnis mit gewöhnlicher Kost* 水と麵麩の禁錮 *Gefängnis bei Wasser und Brot* 國家禁錮 *Staatsgefängnis* の四種に分れ、國家禁錮は

名譽禁錮 *Ehrenhaft* にして、終身間又は六箇月以上十年以下とし特殊の監獄に於てし、單純禁錮は二日以上二年以下、通常食禁錮は二日以上六箇月以下、水と麵麩の禁錮は二日乃至三十日とし、此の禁錮は稀にのみ適用せらるるに止まるなり。國家禁錮以外の三種の禁錮を通して獨房監置と強制勞働とを伴ふものにして、其の選擇は判事に一任せらるるなり。一九〇五年四月一日の法律は乞丐、淫行媒介者、密賣淫者及び之に類似の者に對し十二日以上二年以下の勞役場に於ける強制勞働を科するの制度を採用したり。罰金は一九〇五年以來單純禁錮にのみ換刑せらるるものとす。官職又は地位の褫奪は主刑 *Hauptstrafe* にして、官職又は地位を有せざるに至りたる者は禁錮又は矯正所への拘置を以て之を處罰す。公の利益を存するに當つては犯罪に使用したる道具又は犯罪に因つて生したる物は之を官沒することを得。而して第二百九十九條は脅迫の場合に於ける保障の提供を規定せり。

(b) 一九一七年以來の諸草案。

一九一七年の草案は總則の部第六章の第三十一條乃至第七十四條に刑と其他の有罪行為の法律上の結果とを併合したりしか、一九二三年の草案は第六章を刑と題して第三十三條乃至第五十八條の規定を割き、第七章を條件付刑事判決と題して第五十九條乃至第六十四條の規定を與へ、第八章中に於て勞役場及保安監置の制度に第六十五條乃至第七十一條を、有罪行為の其他の法律上の結果に對して七十二條乃至第八十二條の規定を割きたり。而して一九二四年の草案は一九二三年の草案の區分に從ふ。普通の刑は一

九一七年の草案にあつては労働禁錮 *Arbeitsgefängnis* 單純禁錮及び罰金とし、労働禁錮は終身間又は二箇月以上十六年以下たるものにして、通常人は國家の施設内に於て、二十三歳未満の者は特別の施設内に於て服役す。二年まで獨房監置とし、強制労働を伴ふ。漸進執行 *Stufenvollzug* にして、刑期三分の二を経過したるときは假出獄を許す。單純禁錮は二十一日以上二年以下にして、拘禁場に於て獨房監置を以て服役するものとし、自己の仕事に従事し、且個人的の便益を求むるの權利を伴ふ。罰金は射利心 *Gewinnsucht* に基く犯罪の場合に於ける主刑又は附加刑にして、日割償金 *Tagesbuße* として九十日以下たるものとし、三箇月迄は延納を許し、三箇月を経過したるときは徴收し、百八十日以下の労働禁錮又は禁錮に換刑す。労働嫌忌者 *Arbeitscheue* に對しては三年以下の勞役場を科するものとし、社會上危険なる累犯の常習犯罪人に對する保安監置は刑に代へて刑期滿了後十年以下の期間特別の施設に監置するものとし、危険なる責任無能力者及び限定責任能力者に對する保安處分は保護監督及び施設への附託なり。酒精濫用者に對しては五年以下飲食店への出入を禁止し *Wirtschaftsverbot* 一年半以下の期間酒精濫用者療養所に收容し、累犯の場合にあつては三年以下の期間收容す。危険の脅威を存する場合に保障を徴する處分と國外追放の處分とあり。犯罪に使用したる道具と犯罪に因つて生したる物とは其保安の爲に必要とする限りは之を官沒し、犯罪の利得又は之に相當する金額も亦然りとす。二年以上の労働禁錮に附帶して公權を剝奪し、勞役場及保安監置の場合にあつては其の期間中とし、二年よりも短き期間の勞

働禁錮の場合にあつては五年以上十年以下とす。其の外に其の品位を辱しむべきときにあつては一年乃至五年の期間職業の禁止を命ず。後見人及び相續人としての不適任を認む。慰藉 *Gemüthung* としての判決の公表及び損害の賠償を認む。

一九二三年と一九二四年の兩度の草案は大體に於て一九一七年の草案を踏襲したれども、一九二三年の草案以來は禁錮と拘留 *Haft* の二の自由刑を認め、一九二四年の草案にあつては更に第八十五條に於て社會上危険なる犯罪人に對して終身間又は四年以上十五年以下の懲役を追加し、禁錮は一九二三年の草案にあつては一箇月以上十六年以下なりしか、一九二四年の草案にあつては十四日以上八年以下とし、拘留は一九二三年の草案に十四日以上二年以下たりし者、一九二四年には七日以上二年以下となりたり。是れ以外には別に改正と認むべきものを存することなしとす。

四、イギリス

死刑 *Capital punishment* は四の場合に限る。懲 *penal servitude* は終身間又は三日以上二十五年以下とし、漸進執行にして、刑期四分の三を経過したるときは假出獄を許す。禁錮 *imprisonment* は苦役を伴ふものと、伴はざるものとあり。五日以上二年以下獨房監置とし、漸進執行に於てす。其の外一九一四年以來は四日以下の警察檻房留置 *Polizeizelle* を認む。男子については 體刑 *körperliche Züchtigung* の制度あり。罰金 *fine* は即決裁判手續の主刑にして延納期間を認め、單純禁錮への換刑を許す。懲役

苦役を伴ふ禁錮及び單純禁錮にして一年以上の刑期を伴ふものを一定の期間を限りて公職及特定の地位に就任する資格の喪失を來す。死刑及び懲役の場合にあつては民法上の處分の資格の喪失を來すなり。常習的犯罪人に對しては保安監置 preventive detention の制度あり。精神病者及び精神上の低能者の場合にあつては刑事癡狂院 Criminal Lunatic Asylum に監置することとし、常習的酒精濫用者は之を酒精濫用者療養所 Inebriate Reformatories に拘置す。假出獄の場合にあつては之を警察監視 police supervision に附し、また附加刑としても警察監視を認む。而して治安保證 recognisance は重罪及び輕罪の場合に於ける附加刑なり。

五、フキンランド

一八八九年の刑法典。第二章刑。死刑、懲役、禁錮及び罰金とし、其の外官吏にあつては免官と職務の執行の停止を存す。懲役は終身間又は六箇月以上十二年以下の有期にして強制労働を伴ふ。禁錮は十四日以上四年以下にして労働の義務を伴へとも自己の仕事に従事するを得。罰金は一九二一年五月二十一日の法律以來は日割償金 Tagesbuße に依つて算定せらるるものにして、其の總額三百日割償金以下なり。而して百八十日以下の禁錮に換刑することを許す。執行を規律するは一九二六年四月二十三日の執行令なり。公職の剝奪は或は十五年以下の期間公職に就任する資格の剝奪を伴ふことあり。またかくの如き剝奪處分を伴はざることあり。其の外に二年以下の期間服務執行を停止す。の處分を存し、死刑又は終身間の

懲役の場合にあつては絶對的の附加刑とし、有期懲役の場合にあつては條件的の附加刑とす。其の外に特定のの場合にあつては死刑及自由刑の附加刑として、永久的若は十五年以下の期間公職を剝奪す。沒收及廢棄處分を認むれども、保安處分は全然之を認めず。而して懲役と禁錮とは實際上可成に平等に取扱はるるなり。

一九二一年のゼルラチウス教授の草案は第三章を刑と題し、懲役と禁錮とを自由刑とし、前者は四年以上十二年以下にして、後者は四箇月以上二年以下とし、行狀不良なるときは二年半とす。獨房監置は二年以下にして、假出獄は早くも三年を経過したる後に於てす。罰金に至つては一九二一年の草案に於けると同じ。免官及職務執行の停止も從來の法律に於けるか如しとす。第四章は有罪行為の其の他の法律上の結果と題し、乞丐及び浮浪人に對しては労働所を設けて四年以下の期間につき刑に代らしめ、重き常習的犯罪人に對しては二十年以下の期間に代へて保安收容所に拘置し、精神病者の爲めには癡狂院を設け、限定責任能力者を刑に代へて二年以下の期間強制給養所に拘置す。公權の剝奪は終身間又は五年以上十五年以下の期間任意的に懲役に附帶して之を科するものにして、是は刑たるものにあらずと雖、實質上は全然刑と同一たるものなり。犯罪に使用したる器具及び犯罪に因つて生じたる物竝に犯罪に依つて利得したる物の官沒を認む。刑の執行を規律するは一九二五年三月二十一日の刑罰執行法なり。

六、フランス

一八一〇年の刑法典。第一卷、重罪及輕罪の刑については第一章乃至第三章第六條乃至第五十五條。第四編違警罪第一章、刑については第四百六十四條乃至第四百七十條。根本的改正は一八三二年を以て行はる。重罪の刑は不名譽にして *infamantes* 時あつてか體刑 *atitatives* たるものとし、死刑、強制勞役 *travaux forcés* は終身間又は五年乃至二十年の有期にして、一八五四年以來は海外領土への流刑を認む（一九〇七年以來は婦女については流刑を認めず）。政治上の刑罰としては終身間の流刑あり。要塞禁錮 *détention* は五年乃至二十年にして稀に適用せらるる政治上の刑罰なり。懲役 *réclusion* は五年乃至十年の刑期を以てし、*maison de force* に於て服役するものにして、實際上禁錮と區別せらるることなし。是等の刑は流刑を除けば其の執行中公權停止 *interdiction civile* の結果を伴ふ。外國追放 *banissement* は獨り外國人に限らずフランス國民についても認めらるる所にして五年乃至十年とし、其の適用せらるるや稀に多くは要塞禁錮として執行せらるるものとす。公權剝奪 *degradation civique* は主刑及び附加刑にして、有期の強制勞働、要塞禁錮、懲役及び外國追放の附加刑とす。主刑として五年以下の禁錮に伴はしむることを得。以上に擧げたる刑を言渡す判決は之を公告す。

輕罪の刑。輕罪の刑は六日以上五年以下の期間矯正所に禁錮 *emprisonnement* するにあり。其の外特別の場合には國民及び市民としての權利の行使を禁止す。自由刑はすへて一八八五年八月十四日の法律に依り刑期の半を経過したる後條件付放免を言渡すことを得。

重罪及び輕罪の刑を通して強制勞働、要塞禁錮、懲役及國家の安寧に對する犯罪はすへて法律上當然に之を警察監視 *renvois la Surveillance de la haute police* に附するものとし、其の期間を二十年以下とし、其の他の場合にあつては特定の場合を限りて警察監視に附す。一八七四年には居住の禁止及び居所の指定として構成せられたりしも、一八八五年五月二十七日の法律中に於て廢止せられ、純然たる退去命令を以て代らるることとなりたり。罰金 *amende* は民事拘束 *contrainte par corps* に依つて徵收せらるるものにして、換刑を許すことなし。

違警罪の刑は一日以上五日以下の警察禁錮にして強制勞働を伴はさるるものと、十五フラン以下の罰金とを地方團體の爲めに認め、其の何れの場合にあつても犯罪に使用したる道具及び犯罪に因つて生したる物を官沒するものとし、一九一八年十一月十四日の法律以來は犯罪の利得をも官沒することを許したり。

保安處分は一八八五年五月二十七日の累犯取締法に依り或る種の刑の結果として特定の累犯者を終身間強制勞役を以て國外領土に流謫するなり。

七、ギリシヤ

一九二四年の刑法典草案。刑、第二十四條乃至第五十六條。死刑。終身間若は五年乃至二十年の有期懲役は特別の施設に於てし、名譽上の結果を伴ふ。禁錮は三日以上五年以下とす。拘禁は名譽禁錮にして三日以上二十年以下とし、特別なる施設又は別監に於て服役す。拘留は一日以上一箇月以下とす。何れの場

合にあつても三年以下を獨房監置とし、刑期三分の二を經過したるときは條件付放免を許す。執行は累進執行制度なり。懲役及び禁錮にあつては強制労働とす。罰金は禁錮に換刑す。公権の剝奪は死刑及び懲役の場合にあつては法律上當然に之を科するものとし、禁錮の場合にあつては行爲か其の性質上及事情上破廉耻なる場合に限るなり其の期間は懲役の場合にあつては十年以下とし、其他の場合にあつては五年以下にして、裁判所の判決に依るときは各個の権利の剝奪をも言渡すことを得。職業上の義務の重大なる違反の場合にあつては職業の執行を禁止す。判決を公表す。

保安處分を規律するは第五十七條乃至第六十一條にして、一年以上の懲役及び禁錮に附帶して五年以下の居住の禁止を認め、國外追放を認め、犯罪に使用したる道具及び犯罪より生したる物 *instrumenta et producta Stealeris* の官没を許す。また労働嫌疑者については附加刑として又は刑に代へて六箇月以上三年以下の期間を労働所に拘置す。而して常習的犯罪人を刑後監置するの處分を三年以上にして不定期なりとす。

八、イタリー

(a) 一八八九年の刑法典、第一編第二章、刑 *delle pene* 第十一條乃至第三十條。第三章、刑の言渡の効果と執行 *degli effetti e della esecuzione delle condanne penali* 第二十一條乃至第四十三條。輕罪 *delitti* については禁獄 *ergastolo* は終身間特別の施設に收容するものとし、以て死刑に代らしむ。判決

を公表す。懲役 *reclusione* は三日以上二十四年以下にして、其の六分の一、多くとも三年以下を獨房監置に於てし、執行は累進執行を以てするものなれども、一九〇四年六月二十六日の法律以來は専ら土地開墾作業に従事せしむることとす。三十箇月を經過したる後は農業上若は營業上の施設に引渡すことを得。拘禁 *detenzione* は政治犯及び過失犯に對する處罰にして三日以上二十四年以下とし、比較的輕易なる労働の強制を伴ふ。刑期四分の三又は刑期の半を經過したるときは條件付放免を許す。居所の指定 *confino* は一箇月以上三年以下とす。罰金 *multa* は二箇月後に至つて一年以下の拘禁に換刑し、又は労働を以て償却を爲すことを得。而して公権の剝奪 *interdizione dai pubblici uffici* は永久的又は有期的たるものとし、禁獄及び懲役の場合にあつては法律上當然に是か言渡を見るものとす。

違警罪の刑は一日以上二年以下の拘留 *arresto* にして強制労働を伴ふものとし、事情に依つては労働所に於て服役し、又は公労働として服役するものなれども、是は實際上稀に見る所とす。違警罪の罰金 *amenda* は全然 *multa* に同じ。其の外附加刑として三日以上二年以下の職業の禁止を認め。更に法律は判事の訓戒 *ripreensione giudiziale* を認め、輕微なる場合にあつては之を刑罰の代用處分たらしむ。是は一年乃至二年の善良なる行狀に對する保證を伴ふものとす。警察監視 *vigilanza speciale dell' Autorita di pubblica Sicurezza* は特殊の場合に一年乃至三年の期間につき之を認む。禁獄及び懲役につき刑期中權利の剝奪 *interdizione legale* を認むるは職業及び公職の濫用の場合に於ける職業及び公

職の禁止なり。而して犯罪に使用したる道具及び犯罪に因つて生じたる物の官没を認む。

(b) 一九二二年の草案。第三章、制裁 *lesanzioni* 第三十九條乃至第四百十四條。

一、普通の犯罪に對するもの。

償金 *multa* は射利心に基く犯罪の場合にあつても附加刑として之を認む。換刑については記載する所なし。郷外追放 *esilio locale* は相對的に不定にして三箇月以上三年以下とす。遠隔の地方團體内に羈束するの處分 *confino* も郷外追放と同一の長期を以てす。國家の施設内に於て晝間労働を致すの義務 *prestazione obbligatoria di lavoro diurno* は一箇月以上二年以下とし、労働所又は農業植民地に於ける單純隔離 *segregazione semplice in casa di lavoro o colonia agricola* は相對的に不定にして三箇月以上十五年以下の期間とす。拘禁施設内に於ける加重隔離 *segregazione rigorosa in uno stabilimento di reclusione* は相對的に不定にして、三年と二十年との中間にありとし、又は絕對的に不定にして十年以下とす。専ら戸外に於ける労働を伴ふ。また永久的に峻嚴なる隔離 *segregazione rigorosa perpetua* の制度あり。最初の隔離は一年以下とし、請求に基きて隔離を爲すことをも得へしとす。而して常習的犯罪人の爲には別監の設備あり。

二、政治的、社會的犯罪に對する制裁左の如しとす。國外追放 *esilio generale* は三箇月以上十年以下とし、イタリー國民に對しても之を認む。單純拘留 *detenzione semplice* は相對的に不定にして、一箇月

と五年との間に在り。夜間は獨房監置たるものとし、其の希望ありたるときは晝間をも亦然りとす。勞の選擇は自由にして其の他の輕減をも伴ふ。加重拘留 *detenzione rigorosa* は相對的に不定たるものにして、二年と十五年との間に在るか、又は絕對的に不定にして十年以下とし労働の義務を伴ふ。

三、成年精神病者に對する制裁 *in istato di infermità mentale* は一年以下の監視院 *casa di custodia* 及び三年以下の國立精神病院 *manicomio criminale* にして是は精神病醫の監督の下に強制労働に従事するものとし、常習的酒精濫用者及び心神耗弱者の爲には特別の労働植民地 *speciale colonia di lavoro* ありて一箇月以上一年以下の期間労働に従事するの義務を伴ふ。此の三の施設は何れも明瞭に刑罰としての性質を有するなり。

四、附帶的制裁はまた獨立の制裁たることをも得べきものにして、判決の特別公告 *la pubblicazione speciale della sentenza* は先づ其の第一たり、是は被害者の慰藉の爲にもせらるるものとす。次は善良なる行狀の保證 *la cauzione di buona condotta* にして是は重罪を犯さず、若は特別なる義務を遵守すべき保證の提供にして、其の期間は二年乃至五年にして短期自由刑の代用を爲すものたり。次は職業又は營業の執行の禁止 *sospensione dall' esercizio di un' arte o professione* にして是は十日以上二年以下の期間とす。公權の剝奪 *interdizione dai pubblici uffici* は永久的又は一年乃至五年の期間とす。而して外國人の國外追放は二年乃至十年とす。

九、ユーゴスラウキヤの一九二三年の草案は行爲の性質に従つて刑を二種に分ち、利己心又は輕侮すべき動機に基く行爲の場合に於ける刑は死刑、重き犯罪に對する刑は懲役、輕き犯罪に對する刑は重禁錮とし、すべて有期の名譽の剝奪を伴ふものとす。他の種類の犯罪、特に政治上の犯罪又は感情の激昂に基く犯罪の場合にあつては其犯罪の輕重に應じて要塞禁錮、禁錮又は罰金として名譽の剝奪を伴ふことなし。自由刑は最初は獨房監置に於て服役するものにして、すべて強制労働を伴ふ。罰金は分割納付に於て納付するを得へく又は労働を以て償却することを得へし。保安處分として常習的犯罪人に對しては二十年以下の強制労働施設、乞丐及び労働嫌忌者に對しては五年以下の労働所、酒精濫用者に對しては二年以下の節制所及び飲食店出入禁止とす。

十、レットランドに於ては一九二三年の草案は六年乃至十五年又は終身間の強制労働と一年以下の獨房監置とを伴ふ禁錮、當初六箇月以下の獨房監置を以てする六箇月以上一年半以下の長期禁錮、三箇月以下の獨房監置を以てする一年半以下の短期禁錮、一日以上六箇月以下の拘留、要塞禁錮、分割納付を伴ふ罰金、公權の剝奪、精神病者の監置を認む。

十一、オランダ

一八八一年八六年の刑法典。第一編第二章、刑は第九條乃至第三十六條。主刑及び附加刑。禁錮は終身間(死刑に代る場合十五年を認む)又は一日以上十五年以下、例外としては二十年以下にして強制労働を伴

ひ五年以下を獨房監置とし、爾後を累進執行とし、刑期三分の二を経過したるときは假出獄を許す(現今にては一九一五年六月十二日の法律)。過失に因る輕罪及び違警罪に對する拘留は一日以上一年以下とし、例外としては更に四箇月を伸長することを得へく、労働の義務を伴ふ共同監置なれども、監置所に於ては自己の仕事に従事することを得へしとす。監獄は犯人の性質と刑期とに應じて著しき等級の別あり。一九二〇年以來はウェーンウキツエンに於ては自由監獄 *Freiluftgefangnis* に於ける矯正を認む。また獨房監置の輕減をも企圖したり。罰金の適用せらるること極めて多く、一九二五年六月二十九日の法律以來は一般的に禁錮及び拘留に附加することを得るに至りたり。換刑處分は一九二五年五月二十八日の法律以來はもはや拘留に於てすることなく、寧ろ一年以下の特別禁錮に於てす。

附加刑は權利の剝奪にして時あつてか官職の濫用につきて之を認め、終身間の禁錮の場合にあつては終身間とし、其の場合にあつては刑期を越ゆる五年以下なり。乞丐、浮浪人及び泥醉者は三箇月以上三年以下の期間之を労働所に附託す。犯罪に使用したる道具及び犯罪に因つて生したる物 *instrumenta et producta sceleris* の官没は過失犯及び違警罪の場合にあつては單に特殊の場合に限りて之を許す。判決の公告も亦然りとす。

十二、北米合衆國

刑は各州に依つて甚だ區々たるものあれど左掲の事項は常に反覆せらるるを見るものとす。死刑の外に

禁錮 imprisonment は數日以上三十年以下及び終身間とし、強制労働を伴ひ、區々の施設に於てす。州監獄 state prisons にあつては多くは累進組織とし、或はまた州監獄に代へて農業上の施設 state farms に收容し、又は郡監獄、所謂 county jails に拘置す。また矯正施設 reformatories を有する州若干あり。其の外に種々なる目的の爲にする労働所 workhouses あり。是は時あつてか労働嫌忌者に對する労働所の用を爲すものなるも、就職口を有せざる者の爲にする労働所の用を爲すこと多し。アラバマ其他の諸州にあつては監獄外に於ける刑務労働を認む。罰金 fine は禁錮に換刑するを許す。公職就任資格及び公權の剝奪の外ロードアイランド州の如きは民事死亡 bürgerlicher Tod の制度を存し、デウウェア州の如きは更に曝刑 pillory 及び笞刑 whipping を認む。善良なる行狀の保證は恰もイギリスに於ける recognisance (治安保證)に類似せるものあり。而して精神病者に對しては新に特別施設をも設けたり。

十三、ノールウェー

一九〇二年の刑法典。第一部、第一章、刑は第十五條乃至第三十九條。普通の刑は懲役、禁錮及び罰金にして、懲役は終身間又は二十一年以上十五年以下とし、併合罪の場合にあつては二十年以下に上すことを得べく、事情に依つて別の方法に於て更に加重す。原則として強制労働を伴ふを常とし、假出獄を許す。禁錮は二十一年以上二十年以下にして廣く適用せらるる所に屬し、破廉耻の心情に基くにあらざる場

合に一般に懲役に代らしむ。加之其の申立ありたるときは三日を二日又は一日に短縮して懲役に換刑することを得。罰金は分割納付、労働に依る償却、徴收及び三箇月以下の懲役への換刑を伴ふものとす。特殊の刑としては公職の褫奪を認む。附加刑としては特定の權利の剝奪及び是か資格の喪失にして其の期間は五年以下とし、懲役については種々なる範圍に於て之を規定したり。尙ほ其の外に居住の禁止、犯罪に由來せる利得の沒收、特定の場合に於ける判決の公告、外國人の國外追放をも認む。

保安處分は精神病者又は限定責任能力者を特別の施設、養育院又は労働所に拘置するに在り。一九〇〇年五月三十一日の労働嫌忌、乞丐及び酒精濫用者に關する法律に従つて乞丐及び浮浪者を強制労働所に附託するに在り。常習的酒精濫用者は強制労働所又は療養院に拘置するに在り。

一九二五年の刑法委員會の草案は此等の組織に加ふるに更に社會上危険なる犯罪人に對する監置施設を提案したり。而して爾他の提案は未だ新なる處分を導くに至らざるなり。

十四、オーストリー

一八五二年の刑法典。第一部重罪、第二章重罪の處罰、第十二條乃至第三十條。第二部輕罪及び違警罪第二章第二百四十條乃至第二百六十八條。重罪の刑は單純禁獄及び重禁獄としては終身間、又は六箇月上二十年以下とし、三年以下の獨房監置を以てし、累進的執行制度にして一九二〇年七月二十三日の法律以來は刑期三分の二を經過したる後條件付放免を許す。之を更に嚴にすることを得へし。之に附隨して

法律上當然に若干の法律上の地位を剝奪するの處分を以てし、其の外國人たる場合に於ては之を聯邦外に追放することを得へしとす。

輕罪及び違警罪の刑は單純禁錮及び重禁錮にして二十四時間以上六箇月以下とし、之を加重することも得へしとす。禁獄と禁錮とは實際上に於て同一なれども單純禁錮は強制勞働を伴ふことなし。罰金は比較的近時の附屬法に依つて初めて重罪の場合にも之を科することを認められたるものにして、一九二六年七月二十七日の刑法改正法に依つて一層よく規律せらるるものとし、禁錮に換刑することを得へしとす。附加刑として特別の場合に若干の權利の剝奪を認む。國外追放は内國人についても之を認む。而して物體の官沒は附屬法に従つてのみ之を行ふことを得へしとす。

保安處分は一八七三年五月十日の法律に依る警察監視にして特別の場合には居所の指定を伴ふ。乞丐、浮浪人、淫行助成者及び賣笑婦は一八八五年五月二十四日の法律に依り三年以下の期間強制勞働所に拘留することを得るものとし、一九二〇年七月二十三日の法律に依れば累犯の勞働嫌忌者たる犯罪人は五年以下の期間之を拘留することを得へしとす。判決の公告も附屬法に依る。

最近の一九一二年の草案は第一部第二章に於て刑及び保安處分を規定し、第十八條乃至第四十二條の規定を之に充つ。之に依れば禁獄の刑は一年以上二十年以下にして、刑後十年以下の期間名譽上の結果を伴ふ。禁錮は三日以上二十年以下にして六箇月以下の加重を爲すことを得へし。公權の制限は六箇月以上の

刑に該る場合にして且特に不良なる心情に由來する場合に限り附加刑として之を許す。此の二種の自由刑は矯正の目的を有するものにして強制勞働を伴ふものとす。拘留は一日以上五年以下にして強制勞働と矯正の目的とを有することなくして只威嚇の爲にせらるるに止まれり。一年以上の刑の場合にあつては刑期三分の二を経過したるときは條件付放免を許す。受刑者の健康上の關係又は營利上の關係が必要とする場合に於ては二週間以下の拘留に代ふるに家庭監置 *Hausarrest* を以てすることを得へし。罰金は分割納付、六箇月以下の延納期間、勞働に依る償却、徵收制限及び原則として拘留への換刑を伴ふものにして、利己心に基く犯罪の場合に於ける主刑及び附加刑なり。貨銀及び利潤を沒收し、其の公の利益を存するときは一般的に判決の公告を許すものとす。

保安處分は社會上危険なる精神病者にして六箇月以上の自由刑を規定したる刑を犯したる者及び社會上危険なる限定責任能力者を其の刑に應じて國立精神病者收容所に拘留し、累犯者たる常習的犯罪人を刑後十年以下の期間保安監置し、特定の場合には警察監視に附し、危険なる外國人を十年以下又は永久に國外に追放し、犯罪に使用したる道具及び犯罪に因つて生したる物 *instrumenta et producta sceleris* は其の之を所持することか危険なる場合に是か官沒の宣言を爲すなり。

十五、ペルー

一九二四年の刑法典、第一編第四章、刑、保安方法及び其の他の處分、第十條乃至第五十二條。此の法

律はスペイン法系に屬すること否定する能はざるものあるに拘らず、アルゼンチン刑法及び歐洲近時の諸草案、特にスウキス及びイタリアの刑法草案の極めて有力にして且極めて有利なる影響を受く。

自由刑。拘禁は二十五年以下の不定期とし、一年は獨房監置にして中央施設に於てし、死刑に代らしむ。是か附加刑としては刑の執行中權利と法律上の地位の所謂絶對的なる剝奪を伴ふ。懲役は一年以上二十年以下にして常に六箇月の獨房監置を以て始まり、其の前半をリマ市の中央施設に於てし、次いで各州の農業施設又はフロントン嶋の刑務植民地に收容し、強制労働を以て土地開墾の公の作業及び道路修築の労働に従事せしむ。此の場合にあつても刑期中權利と法律上の地位の絶對的なる剝奪を伴ふ。流刑は不定期又は一年乃至二十年の定期につき之を言渡すものとし、農業施設又は刑務植民地に於て服役するものにして、懲役と同様の法律上の結果を有す。是は往々にして重き累犯者に對する刑にして第百十三條乃至第百十九條の規定する所なり。禁錮は二日以上二十年以下たるものにして、權利の一部を剝奪するの結果を伴はしむることを得。判事は施設を指定するものにして或は監獄に於て囚人の選擇する所に従つて戶外作業に従事せしめ（保安上の理由を存する場合に限り戸内作業に従事せしむ）或はまた農業上の刑務植民地に於て作業に従事せしむ。施設は州又は縣に屬す。政治上及び社會上の犯罪人に對する監獄は選擇に依る労働の義務を伴ふ特別施設にして、爲し得る限り其の制限を小ならしむ。行爲の動機が賤劣なるにあつるときは懲役又は流刑に代ふるに禁錮を以てするをも得へしとす。

罰金は二日以上三箇月以下の日割額 Tagente に従つて言渡すものとし、違警罪の場合にあつては定額に於てす。日割額は被罰者の財産、公職、職業、營業若は労働に依り、又は其の土地に於て普通に行はるる賃銀に依つて算定す。納付期間を認め、三箇月以下の禁錮に換利するを許し、國家の爲にする労働に依る償却を許す。被罰者死亡したるときは執行することを得す。射利心に基く犯罪の場合にあつては常に罰金を科するを得へしとす。

權利の剝奪は公權の剝奪にして永久的又は十年以下の有期とし、絶對的なることあり。また相對的なることあり、主刑たることあり。附加刑たることあり。其の外に職業執行の資格の剝奪を以てす。

國家に對する犯罪の二の場合（第二百八十九條及び第三百二條）にあつては五年以下の期間國外追放を言渡すことを得。唯是か實行の方法に關しては何等規定する所なしとす。

善良なる行狀に對する保證は法律か之を認むるか又は被罰者か重罪を犯したる場合に一年以上五年以下の特定期間につき之を科す。是は寄託、抵當權の設定又は保證を以て成立するなり。

保安方法としては常習的酒精濫用者又は泥酔の故を以て釋放せられたる者に對し二年以下の期間療養院又は労働所に拘置し、之に次いで保護監督及び保證の提供を命す。更に放縱若は労働嫌疑に由來する犯罪にして、尙ほ未だ前に懲役又は流刑を以て處罰せられたることなき犯人の所犯に係る場合に於ては、犯人か労働能力を有して尙ほ教育し得べき者なる限りは禁錮の刑に代へて其の刑期中之を特別の労働教育

所に拘置するものとし、一年後には峻厳なる条件を附して条件付放免を許す。犯人が野蠻にして未開なるときは之を特別に處遇す。而して犯罪に使用したる道具及び犯罪に由つて生したる物は其の犯人に屬する限り之を官没することを得へしとす。

責任無能力者及び限定責任能力者にして公安上危険なる者は判事に於て之を病院に附託することとす。

刑務所及びひ刑の執行に關しては法律は第百三十二條以下及び第四百八條以下に於て詳細に是か規定を爲したり。而して保護監督は第四百二條以下に規律する所なりとなす。

十六、ポーランド

ポーランドは其の一九二二年の豫備草案中に於て左の如き規律を規定したり。第七章、主刑、第三十八條乃至第四十三條。第八章、附加刑、第四十四條乃至第五十三條。主刑は死刑、終身間又は一年以上二十年以下の懲役にして強制労働を伴ふもの、一週間以上五年以下の禁錮にして自己の選擇する所に従つて作業に従事するもの、及び罰金にして、罰金は射利心に由來する行爲の場合に常に附加刑として之を科するものとし、特典としては分割納付を許し、また強制労働所に於ける自由労働に依つて償却することを得べく、次に二年以下の禁錮又は三年以下の懲役に換刑することを得るなり。

附加刑は懲役の附加刑としては公權の剝奪及び私法上の名譽權の剝奪にして、強制的若は任意的たるものとし、動機か不名譽なるときは十年以下とす。職業を濫用し若は之に危害を及ぼしたる事案にあつては

特定の場合に職業を執行するの資格を剝奪すべく、特定の場合にあつては親權をも剝奪する旨の言渡を爲すことを得。權利を剝奪したる場合にあつては之を回復することをも得べきなり。

第十一章は刑期三分の二を経過したる後に於ける假出獄に關して規定を爲し、第十三章は第七十五條乃至第八十條に互つて保安處分に關して規定を爲したり。危険なる責任無能力者又は限定責任能力者は判事に於て之を癡狂院又は療養院に附託するものとし、後者は刑に服せしむるに先ちて上記の施設に收容するなり。また酒精濫用者の爲には刑の服役後二年以下の期間酒精濫用者療養所に拘置するの制度を、労働嫌疑者の爲には服役後三年以下の期間強制労働所に收容するの制度を規定したり。而して前科三犯以上の危険なる營業的犯罪人又は常習的犯罪人は服役後五年以下の期間之を保安施設に附託するものとす。

十七、ポルトガル

一八八六年の刑法典。第一篇第二章刑と其の効果と題し、第五十四條乃至第八十三條に互つて規定を爲す。所謂重罪刑 *pena maior* は一八六七年の立法に依る檻房監獄 *prisão maior celular* にして、是は強制労働を伴ふものとし、特に十二年又は二十年のアフリカへの徒刑を伴ふ刑期八年の刑、十年又は四年の徒刑を伴ふ六年の刑、及び八年の徒刑又は一年以上八年以下の徒刑を伴ふことなき刑とす。其の外重罪刑たるは永久的又は三年以上十二年以下の國外追放及び十五年又は二十年の私法上の名譽權の剝奪の言渡なり。矯正刑 *penas correccionaes* は三日以上二年以下の期間矯正監 *prisão correccional* へ監置するに

在りて、是は強制労働を伴ふことなし。追放 *deporto* は居所の指定又は三年以下の期間郷外追放にして、公権の剝奪は三日以上十二年以下とす。罰金は所得に適應せしむるものにして、三年の期間中に之を支拂ふを要す。譴責 *reprehenso* は公判廷に於てす。官公吏に對する特別の刑は免官、停職及び譴責にして、附加刑としては特別の場合に居所を指定して警察監視に附すること、犯罪に使用したる道具の官没及び刑期中公権を剝奪すること等なりとす。

乞丐、労働嫌疑者及び累犯者の爲には一八九二年四月二十一日及び一九一二年七月二十日の法律を以て追放の處分を認めたり。是は刑法典に所謂六年の刑期を以てする徒刑 *degrado* に外ならざるなり。

十八、スウェーデン

(a) 一八六四年の刑法典第二章に刑と題して之に關する規定を爲す。普通の刑は終身間又は一年以上十年以下の刑務労働、一箇月以上二年以下の禁錮にして、此の二種の刑は何れも特定の犯罪行為につき之を加重することを得るものとし、加重は刑務労働の場合にあつては二年以下、禁錮の場合にあつては二十日以下とす。其の執行は何れも主として一九一六年三月二十四日の法律に依つて規律せらるるものとす。刑務労働には強制労働を伴へども禁錮の場合にあつては檻房に於て自己の仕事に従事すること其の他の特典を伴ふ。一九二一年五月六日の法律に依れば刑期三年以下の檻房監置は著しく處罰方法を寛大ならしめらるることとなりたり。而して刑期三分の二を経過したるときは一九〇六年六月二十二日及び一九一八年五月

月二十四日の法律に依り假出獄を許すものとす。

罰金は從來の法律に依れば確定の表に従つて換刑することを得るものなれども、一九二七年二月二十四日の法律案に依れば日割償金 *Tagesstrafe* として換刑するものとし、此の日割償金は罰金額の五分の一たるを要し、それぞれの犯人につき其の状況に應じて算定せらるるなり。延納期間は六箇月以下とし、禁錮に換刑することを得。六箇月以下の刑務労働は刑期中又は一年以上十年以下の期間特定の公権の剝奪を伴ふなり。

官公吏に對しては特別の刑を規定したり。

乞丐及び浮浪者については一九一八年六月十四日の救貧法は六箇月以下の強制労働施設と警察監視の制度とを認め、常習的酒精濫用者に對しては一九一三年六月三十日の酒精濫用者取締法に依り國立又は自治體の設立に係る給養施設を設け、限定責任能力者及び累犯者たる社會上危険なる常習的犯罪人に對しては一九二三年五月三十一日の法律案は監置施設及び監禁施設を提案したり。

(b) 一九二三年の刑法草案は第七章に於て次の如き組織を執る。自由刑は刑務労働、禁錮、拘留にして刑務労働は終身間又は四年以上十五年以下とし、事案の主觀的、客觀的輕重に應じて差等を設く。禁錮は三箇月以上三年以下とし、獨房監置を以て原則とし、實質上は刑務労働と特に區別せらるることなし。拘留は同一の刑期の前二種の刑に代るものにして、單に政治上の事案のみに止まらず、必ずしも賤劣ならざ

る動機に由来せる特定の典型的の犯罪につき別監に於て此の刑に服せしむるものとし、前二種の刑とは嚴重に區別す。條件付放免を認むる範圍は可成に狹隘にして四年以上の刑についてののみ之を認むるに止まれり。終身間の自由刑の言渡を受けたる者及び施設内に於て新に罪を犯したる被監置者は三箇月宛連續して三回以下嚴格なる獨房監置に依る加重を規定したり。

罰金は主刑又は附加刑として之を認め、九十日割償金以下とし、分割納付と一年以下の延納とを許す。換刑は九十日以下の禁錮に於てするものなれども特に惡意を存する場合には九十日を超ゆることを得。また反對に比較して輕き換刑をも認むるなり。罰金は屢々適用するを要するものとす。

官吏又は公務員の場合にあつては免官又は一箇月以上一年以下の停職及び職務執行資格の喪失とす。特殊の犯罪の場合にあつては、公法上の地位に就く資格の剝奪をも認む。而して特別の規定を留保するなり。

第八章は保安處分にして是は責任無能力者及び限定責任能力者を公の施設内に監置するに在り。矯正不能の危險なる常習的犯罪人を監禁施設に監禁するに在り。前者については限定責任能力者につき刑か其の效を擧げざるべきときは此の處分を以て刑に代らしむるも然も三年を超ゆへからず。後者の場合にあつては監禁の期間は二十年以下たるものとす。

第十九、スウキス

(a) 聯邦と各州とはそれぞれ別の刑罰制度を有するものにして兩者の間には極めて大なる相違を存すれども、また若干の原則上の類似を示すものもあり。然り而して是等刑罰制度は或はフランスの立法に倚據し、或は獨逸の立法を基礎とせるものなれども、要するにスウキス法の刑として認むるは死刑を先づ第一とし、自由刑は懲役、勞働所、禁錮、拘留及び名譽禁錮とし、其の外居住の制限を認むるもの五州、各種の家庭内監禁を認むるもの三州あり。罰金は之を償金と稱す。名譽刑は譴責、公權の停止、免官、停職、職業及び營業の禁止、判決の公告等にして、此の中公權の停止は時あつてか主刑たることあるなり。附加刑としては州及び聯邦外追放の外に警察監視を認むるもの五州あり。更に一步を進めて主刑として之を認むるものあり。また飲食店出入禁止及び沒收を認む。自由刑の組織は極めて區々にして、聯邦及びアールガウ、グラウビュンデン及びワートの諸州にあつては懲役及び禁錮のみを認むるに止まれど、懲役、勞役場及び禁錮を認むるもの十一州、懲役、禁錮及び拘留を認むるもの五州、其の外にベルン、ノイエンプルグ及びテッシンの諸州は名譽禁錮をも認む。懲役及び勞役場の刑は重罪の刑なれども、後者は實際上に於ては殆ど前者と區別する能はざるなり。また禁錮を懲役の平行刑として認むるはワート州のみに限り、爾他の諸州にあつては單に懲役よりも輕き刑として之を規定するに止まれり。若し夫れ刑期に至つては極めて區々たるものありて懲役は四箇月以上三十年以下及び終身間とし、勞役場は二箇月以上十年以下とし、禁錮は一日以上二十年以下、拘留は三箇月以下に分る。而して累進組織と條件付放免とを存せざる州は全

然なく、罰金については單に聯邦及び五州に於て明示的に延納期間を規定するに止まれり。自由勞働に依る罰金の償却を認むるもの稀に、ジュネーヴ州の如きは換刑制度を全然認めざるなり。

精神病者、乞丐、酒精濫用者に對する保安處分は從來の所尚は著しく行政處分の色彩を帶ふ。

(b) スウキス刑法草案は刑及び其の他の保安處分の點に於ては大體に於て舊套を墨守すること依然たるものあり。最近の一九一八年の草案第一篇第三章は題して、刑、保安及び其の他の處分と云ひ、第三十四條乃至第五十九條を之に充て、自由刑は一年以上十五年以下及び終身間の懲役、八日以上二年以下の禁錮、一日以上三箇月以下の拘留たるものと規定し、懲役は特別施設に於てし、強制勞働を伴ひ、當初三箇月を獨房監置に於てし、禁錮を三箇月以下を獨房監置とし、拘留は勞働の義務を伴ふ獨房監置なれども、自己の仕事に従事することを得るものと定む。保安處分は累犯なる勞働嫌疑の常習的犯罪人の監置、勞働能力を有する放縱無頼の人物及び勞働嫌疑者の爲の勞働教育施設、常習的酒精濫用者の爲の酒精濫用者療養所等にして、累犯たる勞働嫌疑の常習的犯罪人の監置は刑に代へて不定期間之を行ふものとし、少くとも五年以上とす。勞働教育施設は一年以上にして少くとも當人の該當せる刑の三分の二に相當する期間以上に當る期間を以て期間とし、酒精濫用者の拘置は二年以下とす。償金は定額制度に従ひ、分割納付、三箇月以下の延納期間、勞働に依る償却及び徴收を認むれども、換刑處分を認めず。附加刑は先づ第一に公權の停止にして其の懲役の附加刑たる場合に於ては強制的に一年以上十年以下とし、禁錮の附加刑たる

場合に於ては一年以上五年以下について之を科す。公職の主體の不適任の場合に於ては二年乃至十年の間免職す。其の外親權及び後見權の剝奪の如き處分をも認め、職業、營業又は商業を濫用したる場合には三箇月以上の自由刑に附帶して一年乃至五年の期間職業、營業又は商業を經營することを禁止し、外國人を三年乃至十五年間國外に追放す。社會上危險なる精神病者に於ても亦然りとす。飲食店出入禁止を認む。また犯罪の脅威を存する場合には二年間治安保證 *Friedensbürgschaft* を提供せしめ、事情に依つては二箇月間の保安逮捕 *Sicherheitshaft* を以てして之を強制するものとす。危險なる物件を沒收す。贈與及び其の他の出捐 *Zuwendung* を官沒す。最後に公の利益若は被害者の利益を存する場合には判決の公告を爲すの處分をも認むるなり。

二十、スペイン

一八七〇年の刑法典第一編第三章。刑、*de las Penas* 第二十二條乃至第二百二十條。スペインに於ては刑の組織は極めて複雑にして、刑は著しく多岐に亘り、幾多の階級に於て行爲に適應せしめられ、從つて法律は之を稱して大なる階梯たるものと謂へり。刑についてはもはや戒鎖 *cadena* とか、追放 *relegacion* とか云ふ政治犯につき存在したりし刑や、國外追放 *extranamiento* の如きは行はれずして、破廉耻刑 *aflictivas* 矯正刑 *penas correccionales* 及び徵罪刑 *leves* にして、其の外に附加刑を認む。而し種々なる刑種を構成せるは破廉耻刑と矯正刑とに於て然りとする所にして、其の劈頭第一に位するは死刑な

り。自由刑の第一は強制労働 *reclusion* にして是は重罪のみに對して科せらるる刑なりとし、名譽上の結果を伴ふものにして、終身間若は十二年以上二十年以下の刑期を以てし、戸内作業に従事せしむ。懲役 *presidio* は其重罪の刑たる場合を *presidio mayor* と謂ひ、六年以上十二年以下とし、其輕罪の刑たる場合を *presidio correccional* と謂ひ、六箇月以上六年以下たるものとす。禁錮は *prisión mayor* と *prisión correccional* とにして其の刑期は懲役に相當するものとし、自己の仕事に従事することを得るものとす。拘留は其の輕罪の刑たるものを *arresto mayor* と謂ひ一日以上六箇月にして禁錮と相似たり。其の違警罪の刑たるものを *arresto menor* と謂ひ一日以上三十日以下にして家庭内監置として之を認め、勞働の義務を伴ふことなし。其の外にバレアル島又はカナリヤ島への徒刑 *confiamiento* と居住の禁止 *desierto* とを存し、前者は重罪の刑にして、後者は輕罪の刑なり。

保證と罰金とはあらゆる犯罪種別につきて之を科することを得べく、而して其の後者は自由刑に換刑することを得るなり。

更に違警罪の刑として公開又は非公開の法廷に於ける裁判上の譴責 *reprehension* をも認むるなり。

附加刑として階級貶下 *Degradation* はもはや一般に行はるることなき連鎖刑 *Kettenstrafe* についてのみ認めらるる所にして、資格の剝奪 *inhabilitacion* としての公權の剝奪と公職の褫奪 *suspension* とは實質上餘りに甚たしく異なるものにあらず。永久的なることあり、六年以上十二年以下の有期なることあり。

り、絶對的なることあり、また相對的なることありとす。復權も亦爲し得へし。而して犯罪に使用したる道具及び犯罪の結果として生じたる物の沒收も亦附加刑たるものとす。

一九一四年七月二十三日の法律は一年以上の刑につき刑期四分の三を経過したるときは假出獄を許すの制度を輸入し、一九二三年十月二十三日の命令を以て更に之に改正を加へたり。

保安處分は此の國には尙ほ未だ認めらるることなし。

刑事に關する諸般の事項を簡易ならしめんとする改正事業の企圖は屢々之を存し、一九一三年に一度之を見、一九二三年以來現に行はれつゝある所とす。

二十一、チエツコ・スロウアキヤ

一九二六年の草案は總則の部第三章第一節第四十一條乃至第六十三條に於て違警罪法草案第六條乃至第十一條と併せて精思熟考の餘に成れる刑と保安處分との特殊の組織を設けたるか、其の特に目新しきは刑の量定の際に於ける「刑率の等級」*Stufen der Strafätze* なる項目なりとす。

主刑は自由刑にあつては禁獄、禁錮及び拘留にして、禁獄は低劣なる心情に基く犯罪の場合に於ける典型的なる重罪の刑にして、終身間又は一箇月以上二十年以下とし、禁錮は終身間又は二週間以上十五年以下、違警罪についての拘留は一日以上三箇月以下にして、純然たる自由の剝奪なり。是等の刑の執行は第九十三條乃至第三百三十五條に詳細に規律せらるる所にして、之に依れば一年以下の禁獄と禁錮とは拘留

場 Gerichtsgefangenenhaus に於て服役するものとし、一年を超ゆる禁獄は懲役所に於て服役するものにして、懲役所は其の行爲の憎悪すべきものを標榜するものなれども、然も矯正遷善を以て其の目的とするべきものとす。尙ほ其の外人に依つて種々なる施設を規定し、其の中には相對的に不定期なる刑を伴ふ三十歳未満の成年者の矯正施設の如きあり。禁獄は三の懲戒等級を認め、経過監 Übergangsabteilung と條件付放免をも認む。其の勞働の強制は可成に嚴格なり。禁錮にあつては諸般の待遇は著しく緩和せらるるものにして、特に政治上の犯人について然りとす。單獨監置は禁獄の場合にあつては三箇月以下、禁錮の場合にあつては一年以下とす。

罰金は定額に依つて算定せらるるものにして、分割納付、二年以下の延納期間、勞働に依る償却を爲すことを得べく、其の勞働に依る償却は場合に依つては強制的たるものとす。換刑は勞働嫌忌者につき、又は罰金か被罰者當人に痛切に感せらるることなかるべき場合に二十八日以下の強制勞働に於て之を行ふものとし、拘置場に於ける毎日の作業とす。而して此の刑は同一の刑期に於てまた違警罪の主刑たるものとす。罰金は射利心に基く犯罪の場合に於ける附加刑として常に之を科することを得べく、此の場合にあつては其の納付なきときは一年以下の自由刑に換刑するなり。然り而して罰金の徴收不可能なる場合に於ける換刑處分については尙ほ未だ規律せらるる所なしとす。

附加刑は利潤の沒收、一年以下の自由刑の加重、公權の剝奪にして、公權の剝奪は禁獄の附加刑として

のみ之を認むるものにして、一年以上の刑については強制的に之を科すべきものとし、其の期間は三年以上十年以下なり。

保安處分としては勞働嫌忌の累犯犯人につき刑に附帶して一年乃至五年の期間強制勞働所に拘置し、社會上危險なる精神病者及び心神耗弱者を病囚收容所に、酒精濫用者並に限定責任能力者をそれらの施設に、何れも種々なる條件の下に收容す。危險なる累犯の常習的犯罪人は不定期刑に附帶して監置所に拘置するも、其の期間は五年を下ることを得ず。外國人の國外追放は不定期間とす。營業の剝奪及び職業の禁止は營業又は職業の濫用又は危害の場合に一年乃至五年の期間を以て之を科し、飲食店出入禁止は一年半乃至三年とし、危險なる物體を官沒し、公の利益又は被害者の利益を存するときは判決を公告す。但違警罪については判決の公告を認めず。最後に保護監督を特に記載せり。

二十二、ホンガリー

一八七八年の重罪及び輕罪刑法典並に一八七九年の違警罪刑法典。刑の組織は大體に於て獨逸刑法典と適合するものにして、第一部第三章を刑と題して第二十條乃至第六十四條を之に充つ。死刑の外に重罪の懲役は二年以上十五年以下又は終身間にして、地方刑務所 Landesstrafanstalt に於て嚴格なる強制勞働を以て服役せしむ。獨房監置は一年以下とし、終身間の懲役囚にあつては十年以下とす。特別禁錮 Staatsgefängnis は一日以上十五年以下にして特有の施設内に於て服役せしめ、強制勞働を伴ふことなく

して、即ち名譽禁錮 *custodia honesta* なり。禁獄 *Kerker* は是亦重罪の刑にして六箇月以上十年以下とし、懲役よりは幾分緩和せり。禁錮 *Gefängnis* は一日以上五年以下の軽罪の刑にして、監獄に於て服役するものとし、労働の義務を伴ふものなれども作業を選択することを得るものとし、獨房監置は一年以上の刑についてのみ之を認む。懲役と禁獄とは刑期の三分の二にして少くとも二年を経過したる後經過觀察の爲之を中間施設に移し、其の刑期の四分の三を経過したる後條件付放免を許すも、終身間の刑の場合にあつては少くとも十五年以上を経過することを必要とするなり。拘留 *Arrest* は違警罪の刑にして三時間以上二箇月以下とし、強制労働を伴ふことなし。罰金を徴收し得へからざる時は六箇月以下の禁錮に換ふ。罰金は主刑たることあり附加刑たることあり。また特定の場合にあつては自由刑に附帶して公職の剝奪及び政治上の権利の一時停止を科することを得へく、其の期間は輕罪にあつては一年乃至三年、重罪については三年乃至十年にして、兩者の何れか一方のみを言渡すことを得へく。またその双方を言渡すことをも得へし。犯罪に使用したる材料及び犯罪に因つて生したる物の沒收は其の犯人に屬する限り之を行ふ。判決の公告は出版に關する犯罪についてのみ行はるゝ所とす。外國人の國外追放を認む。また一九一三年の労働嫌忌者取締法は乞丐其他の労働嫌忌者を一年乃至五年の間労働所に拘置し、また労働を嫌忌する犯罪人をも労働所に拘置する制度を採用したりしか、一九一四年の草案に依れば此の労働所は嚴格労働所 *verschärftes Arbeitshaus* として常習的犯罪人をも拘置するに使用せらるべきものとす。

一九一四年の新刑法典豫備草案は一九二〇年に至つて初めて公にせられたるか、刑罰全班の組織に多く改正を加ふる所あらずして、禁獄を廢止し、禁錮を一週間以上とし、條件付放免を擴張し、罰金については長期間を以てする分割納付と労働に依る償却とを規定したり。其の新規の規定に屬するは強制居所の指定 *Anweisung eines Zwangsvollstrafs* なり。労働所及び嚴格労働所を存すること舊の如し。精神上の低能者の爲には之を療養所に附託し、保護監督に附するの制度を新設し、酒精濫用者の爲には酒精濫用者療養所を設くることとせり。

二十三、ウエネズエラ

一九二六年の刑法典第一編第二章。刑 *de las penas* 第八條乃至第三十六條。第三章刑の適用第三十七條乃至第五十九條。刑は體刑、即ち自由を剝奪する刑 *restrictivas de la libertad* と非體刑とにして、前者は懲役 *presidio* 禁錮 *prisión* 拘留、居所強制 *Zwangsaufenthalt* 徒刑、國外追放とし、懲役は三年以上二十年以下にして刑務所 *penitenciarías* に於て服役するものとし、強制労働を以てし、公法上の權利剝奪と私法上の權利能力の喪失とを伴ふ。禁錮は十五日以上七年以下にして、比較的自由なる労働の強制を以てす。懲役と禁錮とは其の服役を了したる後刑期の四分の一又は五分の一に相當する期間の警察監視を伴ふものとす。拘留は五日以上十箇月以下にして輕罪についても之を科するものとし、拘留所又は要塞に於て服役す。其の外に職業の停止をも行ふことを得へし。居所強制 *confinamiento* は公職の停止を

も伴ふ。徒刑は刑務植民地又は人煙稀薄の國境地帯に流謫するものにして、官憲の監視の下に自由を享受す。専ら懲役又は禁錮の結末に見る所にして、善良なる行狀を示して刑期の四分の三を経過したるときに之を許すものなれども、二週間以上十箇月以下の獨立の刑としても之を認む。國外追放は二年乃至五年の期間につき之を行ふものとし、自國民についても之を認む。刑の執行に關しては若干の寛典を規定したり。即ち婦女は之を慈惠院に附託することを得べく、七十歳を超ゆる老人は四年以下の拘留に服役せしむるに止め、犯人か病人なるときは次位の輕き刑に換刑す。懲役及び禁錮は刑期四分の三を経過するときは之を居所強制に換刑することを得るものなれども、此の場合にあつては三分の一丈け刑期の伸長を見るものとす。

非體刑中にて罰金 multa は六箇月以下の禁錮又は九箇月以下の拘留に換刑することを得。警察監視は附加刑としてのみ之を認め、政治上の權利の剝奪は自由刑に附帶してのみ認めらるゝ所とす。職業資格の剝奪は、其の専門と其の時期とに於て制限を受くるものにして、主刑として亦之を科することを得へし。脅迫の場合に於ける保證の提供 caución de non offender o dafar を認む。犯罪に使用したる道具及び犯罪に因つて生したる物の沒收はあらゆる刑の言渡につき必然的に行はるゝ所なり。判事に依る訓戒 amonestación oder aperechimiento は口頭を以てするものなれども、之を公表するなり。精神病者は判事に於て病院に附託し、居所強制を伴はしむ。其の輕微なる場合及び重からざる犯罪にあ

つては本人の家庭に附託す。常習的飲酒者は特別の教育施設に於て其の刑に服せしむることを得べきな

B 特に死刑に關して

一、普通刑法典中に於て死刑を廢止したる諸國

- 一、アルゼンチン。一九二二年九月三十日の刑法典以來（草案中には尙ほ例外として此の刑は存置したりしなり）。最重刑は終身間の懲役。
- 二、ブラジル。一八九〇年十月十一日の刑法典以來、最重刑は三十年の懲役。
- 三、コロムビヤ。憲法上一九一〇年十月三十一日の法律以來、最重刑は二十年の懲役。一九二二年を以て死刑復活の提案議會に提出せらる。
- 四、コスタ・リカ。一八八〇年四月二十七日の刑法典以來、最重刑は終身間の懲役。
- 五、エクアドル。一九〇六年十二月の憲法以來。

六、グアテマラ。一八八九年二月十五日の刑法典に於て、最重刑は十五年の懲治禁錮。

七、ホンデュラス。一八九四年の憲法以來、最重刑は十年の重懲役。

八、メキシコ。カムベーチ、イウーカトン、ブエブラ、ヌエウオ・レオンの四州に於て。

九、モンテネグロ。一九〇九年三月十八日の法律以來。

十、ニカラグア。一八九三年十二月十日の憲法以來。

十一、オランダ。一八七〇年九月十九日の法律以來（一八八一年の刑法典制定に際し死刑復活の提案ありたりしも否決せられたり）。

十二、北米合衆國。戦争後に至つて死刑を認めざる州八州を見るに至りたり。即ちメイン州は一八八七年以來、ロード・アイランド州は一八五二年以來、ミシガン州は一八四六年以來、ウキスコンシン州は一八五三年以來、ミネソタ、ノース・ダコタ、サウス・ダコタ、カンサスの諸州は何れも一九〇七年以來なるか、爾他の五州は之を復活せしめたり。

十三、ノールウェー。一九〇二年五月二十二日の刑法典以來、一八七五年以來全然之を執行したることなし、最重刑は終身間の禁錮なり。

十四、オーストリー。一九一九年四月三日の法律以來、最重刑は終身間の禁獄とす。

十五、ベルギー。一九二四年七月二十七日の刑法典以來、然も是より先既に事實上に於ては之を廢止し居たりしなり、最重刑は不定期間の拘禁にして、少くとも二十五年以上とす。

十六、ポルトガル。一八六七年七月一日の法律以來、最重刑は八年の檻房禁錮にして二十年の流刑を伴

ふもの、一八四六年以來死刑は實際に執行せられたることなし。

十七、ルーマニヤ。一八六四年十月三十日の刑法典及び一八六六年六月三十日の憲法以來、其の新豫備草案も亦死刑を規定することなしとす。

ヘツサラビヤに於ては一九一九年五月三日の法律以來。ブコウチナに於ては一九一九年八月三日の法律に依つて之を廢止せり。

十八、サン・マリノ。一八六五年の刑法典以來。

十九、スウェーデン。一九二一年六月三日の法律以來、最重刑は終身間の懲役。

二十、スウキス

(a) 聯邦

聯邦は一八四八年以來政治上の犯罪に基く死刑を廢止したり（聯邦憲法第六十五條）、一八五三年の聯邦刑法典は全然之を規定することなし。最重刑は例外として終身間の懲役とし、普通は三十年の懲役とす。

(b) 諸州

アールガウ州。一八七四年四月十九日の聯邦法以來、其の最後に死刑を執行せるは一八六三年なり。アッペンツェル・アウセルローデン州は一八七四年の聯邦法以來、最後に死刑を執行せるは一八六二

年なり。バトゼルランド州は一八七三年二月三日の刑法典以來、一八五一年に最後の死刑を執行す。バーゼルシタット州は一八七二年六月十七日の刑法典以來、一八一九年に最後の死刑の執行を爲す。ベルン州は一八七四年の聯邦法以來、一八六一年に最後の死刑を執行す。ジュネーヴ州は一八七一年五月以來、一八六二年に最後の死刑の執行を爲す。グラルス州は一八七四年以來、一八三六年に最後の死刑の執行を爲す。グラウビュンデン州は一八七四年以來、一八四七年に最後の死刑を執行す。ノイエンプルグ州は一八五六年の刑法典以來、一八三四年に最後の死刑を執行す。ソロツルン州は一八七四年七月十二日の法律以來、一八五五年に最後の死刑を執行す。テッシン州は一八七一年五月三日の刑法典以來、一八五五年に最後の死刑を執行す。ツールガウ州は一八七四年以來、一八五四年に最後の死刑を執行す。ウンテルワルデン・ニルド・デム・ワルド州は一八七四年以來、事實上は一八一七年以來既に然りとす。ワート州は一八七四年以來、一八八五年三月一日の憲法以來なれども事實上は一八六八年以來既に然りとす。チューリッヒ州は一八六九年四月十八日の憲法以來。最重刑は何れの州にあつても終身間の懲役とす。

二十一、ウルグアイ。一九〇七年の法律以來、最重刑は三十年乃至四十年の拘禁。

二十二、ヴェネズエラ。一八七三年の刑法典以來、最重刑は二十年の懲役。

二十三、デンマーク。フィンランド。レフトランド。(一九二五年) スウキス。チェッコ。スロウアキヤ。

六、ホンガリー。(一九一四年)の諸草案亦死刑を認むることなり。四、

二、死刑を認むる諸國

一、ベルギー。一八六四年以來、戰爭中只一回丈け執行せらる。一八六七年の刑法典第七條、國王の生命に對する陰謀其の他之に類似の行爲、謀殺、親族殺、嬰兒殺等第一百一條、第一百二條、第一百三條、第三百九十四條、第三百九十五條及び第三百九十六條の事情の下に於て、執行は斬首の公行。妊婦については死刑を執行せず。第八條、第十一條。

二、ブルガリヤ。一八九六年の刑法典第十三條、殺人に依る大逆罪、戰時謀殺、戰時に於ける重き間諜罪、謀殺、強盜、殺人、重き放火、爆發物犯罪、此の最後の二の場合にあつては任意的とす。第一百條、第一百一條、第一百六十二條、第二百四十七條、第三百二十七條、第三百二十八條、第三百八十五條、第三百九十一條、執行は絞首とし、之を公行せず。第十四條。只強盜のみに限り特別の法律に依り公然處刑せらるゝものとす。

三、カナダ。一九〇六年の刑法典に於て、大逆罪、戰時謀叛罪、殺人を伴ふ海賊、謀殺。第七十四條、第七十七條、第三百三十七條、第二百六十三條。非公行の絞首。死體は監獄内に埋葬す。第六六條以下

一九二二年に至つて電力執行 *Elektrifikation* を考案したり。

四、チリ。一八七五年の刑法典第二十一條、戦争の勃發を來さんとする背叛罪、尊屬殺及び殺人を伴ふ強盜については強行的に、其の他の背叛罪及び謀殺については任意的に之を科するものとす。第六條、第三百九十條、第三百九十一條及び一八七六年八月三日の法律。執行は公然銃殺するものとす。妊婦及び精神病者については死刑を執行せず。第八十一條以下。一九〇六年の刑事訴訟法第五百三十條に依れば單純なる徵憑 *Indizien* に基きて死刑を言渡すことを得ず。

五、デンマーク。一八六六年の刑法典に於て、背叛的暴動、國王暗殺、謀殺については絶對的に（第七十一條、第八十五條及び第九十條）、戦争の勃發を以てする背叛罪、戦時謀叛、外國の君主の殺人の企圖、大逆罪、國王及び王妃の自由を剝奪せんとするの企圖、重き強姦、故意に因る重き殺人、尊屬殺、海賊及び殺人の結果を伴ふ幾多の社會上危険なる犯罪にあつては終身間の懲役と相并んで相對的に之を規定す。第七十二條、第七十四條、第七十五條、第八十二條、第八十五條、第九十一條、第六十八條、第八十六條、第九十一條、第二百四十四條、第二百八十條、第二百八十六條乃至第二百八十八條及び一八九九年四月七日の爆發物取締法第十條。公然斬首す。屍體は秘密の裡に埋葬す。第九條及び第十條。

六、イギリス。大逆罪、豫構宿謀に依る謀殺（一九〇八年七月十四日の法律）、暴力行爲を以てする海賊、船舶に對する放火、執行は一八六八年以來は公行せずして絞首す。一九〇八年以來は少年に對しては死刑を執行せず。死刑に制限を加ふるは特に一八六一年以來の事なり。

七、エストランド。憲法に對する大逆罪、特定の高級政治家に對する殺人又は殺人未遂、背叛罪、豫構宿謀に成れる政治上の動機に由來する謀殺、檢疫犯罪 *Quarantäneverbrechen* 執行を公行せず。

八、フィンランド。一八八九年の刑法典、大逆罪の場合にあつては絶對的に、外國の君主に對する謀殺及び通常謀殺の場合にあつては相對的とす、執行は斬首に依る密行主義 *Intramuran* とす。少年、責任無能力者及び限定責任能力者に對しては死刑を執行することを許さず。一八二六年以來は實際に執行したることなし。

九、フランス。刑法典に於て官吏に對する殺人未遂、謀殺、親父殺、毒殺、死亡の結果を伴ふ去勢、拷責を伴ふ自由の剝奪、死亡の結果を伴ふ虚偽の證言、死亡の結果を伴ふ社會上危険なる犯罪。第二百三十三條、第三百二條乃至第三百四條、第三百十六條、第三百四十四條、第三百六十一條、第三百六十五條、第四百三十四條以下、一八四五年七月十五日の法律。一八三二年と一八四八年とに制限を加へて政治犯については死刑を言渡さることとしたり。死刑は絶對的に規定せらるゝものなるも、第四百六十三條に依れば減輕事情を存する場合には終身間又は有期の懲役を言渡すものとす。執行は公然の斬首なるも親父殺犯人に對しては特別加重を爲すものとし、また妊婦に對しては死刑を執行せ

す。第十二條以下。

十、ギリシヤ。刑法典第四條、大逆罪、謀殺、毒殺、重き強盜、放火、溢水及び鐵道に對する危害。執行は公然斬首す。第十五條（ブルギ嶋の住民たる犯罪人に依る殺人に依る殺人復讐に關して）、刑法草案第二十四條。執行は密行主義とす。

十一、イタリー。一八八九年の刑法典は死刑を認むることなく、最重刑は終身間の禁獄 *ergastolo* たりしか、一九二六年十一月二十五日の法律第二千八號 *sui provvedimenti per la difesa dello Stato* は國王、王妃、王太子、攝政及び政府の首班の生命、身體の不可侵又は自由に對する犯罪につき（第一條）、更に背叛罪、大逆的叛亂及び内亂の企圖（刑法典第四百四條、第四百七條、第四百八條、第四百二十條、第四百五十二條）につき（第二條）、死刑を採用することしたり。また一九二六年十二月十二日の勅令は若干の社會上危險なる犯罪も其の國家の安寧を侵害する爲に行はれたる場合に於ては死刑の適用を受ける犯罪の下に屬するものなること、并に外國又は其の諜者に對する國家の機密の漏洩は亦等しく死刑を適用せらるべき犯罪たるものなることを規定したり。是等の罰則は第六條に依るときは必ずしも絶對的たるものにあらずとす。執行は公行せずして、陸軍の營舎内に於て銃殺す。命令第三條。此の法律は五年間其の效力を有するものとす。

十二、日本。一九〇七年の刑法典、天皇及び其の家族に對する危害、重き大逆罪及び背叛罪については

絶對的に之を認む。第七十三條、第七十五條第七十七條及び第八十一條。執行は絞首に依る密行主義とす。第十一條。

十三、ユーゴ・スラウキヤ。一九二二年六月二十六日の憲法は國王の暗殺に對するの外、政治犯につき死刑を言渡すことを禁止したり。由來一八六〇年三月二十九日のセルビヤ刑法典は一九二一年四月四日の命令に依つてユーゴ・スラウキヤに於て其の適用を擴張せられたるものなるか、此の刑法典にあつては背叛罪、重き放火罪、重き溢水罪、交通の妨害、謀殺、尊屬殺につき死刑を認む。即ち第八十二條、第八十三條、第八十五條、第八十八條、第九十九條、第一百二十四條、第一百二十六條、第一百九十九條及び第二百條の規定なり。執行は公然銃殺するに在り。一九二三年の豫備草案は死刑は存置するものと依然たるものありとす。

十四、リトアニア。死刑は度々廢止せられたれども、一九一九年三月五日の法律は戰時中死刑の制度を輸入すべき旨を命令し、また一九二五年に至つて補充せられたる一九二〇年二月二十五日の法律は大逆罪、背叛罪及び政治上の謀殺につき死刑を認めたり。死刑は銃殺に依つて執行せらるるものなりとす。

十五、ルクゼンブルグ。ルクゼンブルグはベルギーと同一の規定を有すれども、只其の處刑を公行することなし。

十六、マルタ。一八五四年の法律は大逆罪、謀殺、重き放火、航行に對する危害及び鐵道に對する危害につき死刑を認め、絞首を公行せざるべき旨を定めたり。而して大逆罪については減輕することを得るものとし、また後の三の場合にあつては常に死亡の結果を伴ひたることを必要とす。第七條、第八條、第三十七條、第五十五條及び第五十六條、第二百十八條、第三百十三條、第三百十四條、第三百十五條、第三百十九條及び第三百二十三條。

十七、メキシコ。一八七一年の聯邦刑法典は第九十二條に於て死刑を認めたるか、此の死刑は第四百四十三條に依り之を加重することを得ず。また第四百四十四條に依り婦女及び七十歳以上の者に對しては之を執行することを得ざるものとし。死刑は公然執行せず。減輕事情は一般的に認む。また死刑は行爲後五年を経過したるときは之を執行することを得ず。公の福利及び平和か之を要求する場合にあつては此の限にあらざるものとす。第二百三十八條以下。死刑は公然暴力を以てする窃盜、死亡の結果を伴ふ重き放火、特殊の殺人、尊屬殺、重き人身略取、重き戰時謀叛及び重き海賊につき規定せらるゝ所なり。第四百四條、第四百六十三條、第五百六十一條乃至第五百六十八條、第六百二十八條、第八十條以下、第一千二十八條、憲法第二十二條は政治上の犯罪につき死刑を言渡すことを禁止したり。而して新豫備草案も亦死刑を存置したりとす。

十八、北米合衆國。謀殺につき死刑を絶對的に規定するもの七州、コネクテカット、フロリダ、マサチューセツツ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースカロライナ、ヴァージモントの諸州にして、爾他の三十三州は死刑と終身間の禁錮との間に選擇を爲すの權利を裁判所に一任せり。其の中にて一九一九年以後に至つて再び死刑を採用せるもの、アリゾナ、ミッスーリ、オレゴン、ワシントンの四州なり。然り而して死刑は原則として謀殺についてのみに規定せらるゝを以て常とするなり。

十九、ポーランド。ポーランドは一九一七年、一九一九年六月三十日、一九二一年二月二十五日及び一九二三年七月六日の法律を以て之を採用したり。草案は第三十八條に於て之を認む。

二十、スウエス。密行主義の新首としての死刑を認むるもの左の如し。アッペンツェル・インネルローデン州は一八八〇年四月二十五日の州民總會の決議及び一八九九年の刑法典に依り謀殺及び殺人の結果を伴ふ放火につき相對的に之を認め、フライブルグ州は一八九四年十一月二十四日の法律に依れば五の場合につき、一九二四年の刑法典第二十五條に於ては謀殺につき、第五十四條は終身間の懲役と選擇的に之を認めたり。ルツェルン州は一八八三年三月六日の法律に依れば謀殺、強盜殺人、社會上危険なる加毒、放火及び社會上危険なる鐵道に對する加害につき相對的に死刑を認む。而して此の後なる二の場合に於ては何れも其の人の死亡の結果を伴ひたることを必要とするなり。サンガラ州は一八八二年十二月二日の法律及び一八八六年の刑法典に依れば謀殺、其の意圖したる死亡の結果を伴ふ放火、死刑を結果として導く誣告につき死刑を認む。一九〇五年以來は相對的なり。シャーフハウ

ゼン州は一八九三年四月三日の法律及び一九一六年の刑法改正法に依れば謀殺につき死刑を認む。シ
 ユウキッツ州は一八八一年の刑法典に依れば謀殺、嬰兒殺 *Kindesmord* の累犯、加毒、強盜、放火
 につき死刑を認め、此の後なる三の場合にあつては其の死亡の結果を伴ひたる場合に限り然るものと
 す。ウンテルワルデン・オブ・デム・ワルド州は一八八〇年四月二十五日の法律に依れば謀殺、別の重
 罪を實行する際に於ける殺人（此の場合にあつては相對的とす）、加毒、放火、防水工作物に對する
 危害及び強盜につき死刑を認め、何れも人の死亡の結果を來したる場合に限るものとす。ウーリ州は
 一八八〇年五月二日の州民總會の決議に依り謀殺及び人の死亡の結果を伴ふ放火につきて死刑を認
 む。ワリス州は一八八三年十二月二十四日の法律及び一九一〇年十一月二十一日の法律に依れば、謀
 殺、親族殺、加毒、別の犯罪を實行する際に於ける故殺并に脱線の惹起及び放火につきて死刑を認
 む。何れも死亡の結果を伴ひたる場合に限るなり。ツーグ州は一八八一年七月一日の法律に依れば謀
 殺、放火、溢水、社會上危険なる加毒、強盜につき相對的に死刑を認め、何れも其の死亡の結果を伴
 ひたる場合に限り。

是等の州の中の若干者にあつては數十年來死刑を執行したることなきものありとす。

二十一、勞農ロシヤ。勞農ロシヤは幾多の場合に於て銃殺に依る死刑を認むれど、其の多くは政治上及
 ひ軍事上の犯罪に基くものなり。一九二三年七月十日の法文に於ける刑法典第三十三條。

二十二、スペイン。鐵製絞罪具を以てする絞首の方法に依る死刑、一九〇〇年以來は背叛罪、國王暗
 殺、海賊、叛乱、尊屬殺、謀殺、特殊の強盜、爆發物犯罪、鐵道に對する危害につき密行的に死刑を認
 むれど、常に選擇的なり。刑法典第百二條乃至第百五條、第百三十六條、第百三十七條、第百四十二
 條、第百五十三條、第百五十六條乃至第百五十八條、第百六十三條、第百八十四條、第百四十四
 條、第百四十七條、第百四十八條、第百五十六條及び一八七四年一月二十一日、一八九四年七月十
 日、一九〇六年三月二十三日及び一九二四年四月十三日の法律。

二十三、タスマニヤ。タスマニヤは國王及び王位繼承者に對する大逆罪及び謀殺の場合につき絞首に依
 る死刑密行主義を認む。一九二四年の刑法典第五十六條、第百五十八條、第三百八十九條、第三百九
 十條、第三百九十七條。

二十四、ホンガリー。ホンガリーは一八七八年の刑法典に依れば謀殺及び重き國事犯につき死刑を認
 む（第百二十六條、第百二十八條、第二百七十八條）れども、常に減輕事情を認むることを得るもの
 とし、其の然る場合にあつては第九十一條に依り終身間の懲役の結果を來すものとす。執行は絞首の
 方法を以て秘密に行ふ。第二十條及び第二十一條。然も二十一歳未滿の者に對しては執行を許さざる
 なり。一九〇八年の法律第三十二條。

C 爾他の刑及び其の他の保安處分

一、概 論

一、今各國に於ける刑と保安及び矯正の處分に關する規定を概観するときは、先づ第一に人の眼を惹くは是等の規定の全部を擧げて之を刑法典の一章の下に合一すること若干の立法に見る所なるも、立法例の多くは既に刑罰にあらざる處分を刑に關する規定より分別し、附加刑をも刑法より分別するものすら若干あり。また特別の處分は漸次之を特別法を以てして施行せんとすること往々にして見る所なりとす。即ちデンマークに於ては一九一七年當時一切を一章の下に合一したりしもの、一九二三年以來は三章となりたり。惟ふにかくの如き傾向は必ずしも重要ならずとせず。蓋し法律はかくの如くにして如何に各個の處分の系統的に判斷せらるゝことを欲するものなりやを表明するものに外ならざるを以てなり。特に注意に値ひするは若干の立法者は既に刑法典中に刑の執行に關する幾多の原則を掲載するに反し、他の立法者は其の全部を擧げて之を特別法の規定する所に一任せるの事實にして、其の前者の方針を奉する上に於て最も進

歩せるはチエツコ・スロウアキヤの草案なりとす。而して此の方針は専ら法典編纂上の意義を有するものと爲すへきか如し。

二、今死刑の問題を暫く度外視するときは、著しく明瞭に識認せらるゝは狹義の自由刑と罰金となり。罰金は近時に至つて著しく發展を示したるか、之に對して尙ほ比較的繼子の待遇を爲すは特にフランス及び其の他のローマ法系の諸國に於て然りとす所とし、オーストリー及びハンガリーに於ても亦然るを見る。之に反して罰金の著しく發展を示せるはアルゼンチン。一九一一年のデンマーク。一九二一年のフィンランド。ノールウェー。ベルー及び其の他の諸草案に於て見る所とす。スウェーデンは一九二七年を以て其の草案の精神に於ての改正を企圖したり。一九二七年二月二十四日の償金法草案是なり。

之に反し爾他の刑種は漸次其の影を潜め、笞刑 *Prigelsstrafe* の如きは殆ど消滅し、警察監視の如きも全然廢止せらるゝにあらざれば漸次に制限を加へられつゝあり。譴責 *Verweis* の如きも其の之を見ること殆ど稀なり。然り而してなへての立法者の多大の困難を感ずるは所謂名譽刑 *Ehrenstrafe* なり。判決の公告は餘り發達せず。拘束 *Versückung* は殆ど賛成者を見出さず。是等の刑に代つて新なる制度の出現を見ること何れの國にも見る所なり。即ち刑の條件付言渡又は刑の條件付猶豫の如き往々にして既に犯人處遇の方法として發達を遂げ、次を逐ふて益々多くの賛成者を生ずる保護監督の制度と相結合するに至りたり。而して勞働所、飲食店出入禁止及び酒精濫用者療養所の如き制度之に次ぐ。然り而して精神

病者又は異常者を如何に處遇すべきやの問題の如きも亦刑法典を以てして既に詳細なる規定を爲すこと益多からんとせり。

三、更に屢次反覆して争の題目となりたる一定の争點をも確認することを得へし。即ち自由刑については其の種類を多からしむべきか、はたまた之を唯一の刑種に歸着せしむること能はずとするも、爲し得る限り其の種類を減少せしむべきなるか、特殊の名譽禁錮を必要とすべきなるか、刑種は今よりも一層犯罪の種類又は犯人の人格に適合せしむるを必要とするか、若し然りとせば常に多數の刑種を并列的に規定するを要すべきなるか。刑期の問題の如きも多くの困難を伴ふものにして、重き種類の刑の短期を輕き種類の刑の長期と一致せしむべきなるかの問題の如き亦然りとす。短期自由刑の問題の如きも今尙ほ全然未定の状態に在り。刑の加重、特に短期の刑の加重の如きも亦同様なり。

罰金については特に是か徴收と其の或は必要とする勞働に依る償却の問題に對する答解は歸一する所あるを見ず。之を自由刑に換刑するの問題に至つては更に甚たしきものありとす。是と相俟つて量定に關する問題の如きも曷に論議せられつゝあるなり。

警察監視と公權の停止 *Einstellung in den staatsbürgerlichen Ehrenrechten* の問題も多く論議せらるゝこと依然たるものあり。爾他の刑や其の他の處分に於ては既に其の發達の趨勢に著しく統一を來せるを見るなり。

二、自由刑

一、大體に於て一種の自由刑のみを以て足れりとするものはオランダにのみ見る所にして、禁錮の外に一年以下の拘留は極めて些々たる意義を有するに止まり、其の然る丈に一層罰金の適用せらるゝ範圍の大なるものあるを見るなり。

二、名譽禁錮 *Ehrenhaft* を除外するも今尙ほ刑罰組織を全然犯罪の種類に立脚せしむること多くの諸國に於て見る所なり。即ち行爲の輕重に従つて刑に輕重を來さしむるの制度なり。之に反して刑種を著しく又は全然犯人の如何に繋らしむるものあり。アルゼンチン、イタリーの草案、ノールウェー、ベルギー、オーストリー及びチエッコ・スロウアキヤの草案、最近のデンマークの草案の如し。是等諸國の刑法にあつては各刑種は同一の刑期を有し、其の最初の分類に屬するものは比較的輕き刑種にして其の刑期は著しく短し。犯人の人格又は少くとも行爲の根本に横はる心情の廉耻心を伴ふものなりや否やを以て基礎とする刑罰組織にあつては、其の輕き刑種は執行の點に於て所謂 *custodia honesta* (名譽禁錮) に甚たしく類似し、實際また爾く稱せらるゝことも稀ならず。特に囚人は多くは自己の仕事に従事するの權利を有するなり。

三、獨特の名譽禁錮は必ずしも到る所の各國に認めらるゝにあらず。即ちアルゼンチン、デンマークの諸草案（現行法にあつては草案と異なる）イギリス、フィンランド、オランダ、オーストリー（草案にあつては是と異なる）、ポルトガル、スペイン、スウェーデン（草案にあつては是と異なる）、ベルン州、ノイエンブルグ州及びテッシン州を除く大抵のスウキスの州刑法、スウキス聯邦刑法草案にあつては之を認むることなければども、デンマーク、フランス、ベルギー、ギリシャの草案、イタリーの現行法及び草案、ユーゴスラウキヤの草案、レットランド、ノールウェー、ベルー、ハンガリー等にあつては之を認む。然れども此の刑に對する觀念は極めて區々たるものあり。其の所謂政治上の犯罪につきて規定せらるゝもの多くは之にして、國事犯人以外に互るものは極めて少し。然れども其他の立法例にあつては苟も破廉耻ならざる動機に基きて何等かの行爲を犯したるあらゆる犯人に對して之を適用せんとし、また過失に因り行爲を爲したる犯人に對しても之を適用せんとするものあり。即ちイタリー及びノールウェーの如きは是にして、從つて是等の諸國を此の分類中に屬せしむることを得べきや否やは疑はしきもの少なからず。其特に興味あるはスウェーデンの草案中に於て此制度の發達したるは事實とす。然り而して此の種の刑種を存せざる場合にあつては通常の自由刑の執行を爲すに當つて、政治犯人又は一般に破廉耻ならざる犯罪人に對し斟酌を爲すことを得るや素より言を俟たず。立法者か此の事を特に規定せるもの亦尠少なからずなり。

四、犯罪の種類に立脚する刑罰組織も亦著しき相違を伴ふものにして、若干の立法は刑種を單一ならしむるを期せども、多くは最も重き犯罪と、中等の犯罪と輕微なる違警罪とに對して三種の刑罰を規定するを常とす。只此の刑種は明確に重罪、輕罪、違警罪と言ふ行爲の性質に從つて區別せらるゝものにあらずして、重罪に對しても中等の刑種を科することあり、輕罪についても最も輕微なる刑種を規定するものあり。今 *custodia honoris*（名譽禁錮）を度外視するときは獨乙法の認むる此の形式を存するものにギリシヤ、オーストリー、スウキス、チエツコ・スロウアキヤの各草案、スウキスの諸州、ハンガリー及びウエネズエラの各刑法典あり。比較的簡單なる刑種の分類に注意するときはオーストリー及びイギリスの刑法も亦之に屬す。之に反し二種の刑種を認むるに止まれるはアルゼンチン刑法、一九二三年までのデンマークの諸草案、フィンランド刑法及び其の草案（只一種の刑のみを認むるに止まると言明するに拘らず）、ノールウェー、スウェーデン、及び或る意味に於てポルトガルも亦然りとす。其の外の諸國にあつては四種若はそれ以上の自由刑を認め、時あつてか最重刑と中等の刑との間に更に一種の刑を認むるものあり。此の種類に屬するはベルギー、フランス、ブラジル、デンマーク、エストランド、スウキスの諸州なり。また時あつてか極めて重き刑を死刑の補充刑として認むるものあり。イタリー、ベルー、ルーマニヤの諸國の如きは是なり。更に多種多様の刑を認むるはスペインにして、こゝにては如何に刑種を區別すべきやを識認するに難し。また異なる刑の間に殆ど區別を存せざるもの若干の國につきて見る所とす。更に比較的

輕き刑種の間小別を設くることイギリス、デンマーク、オーストリー等の諸國に見る所なれども此の種の小別は實際上漸次に消滅に歸しつゝあるものゝ如くにして、寧ろ反對に刑の執行の點に於て犯人の人格に依る等級を區別せんとすること漸次一般的に行はれんとしつゝあり。

五、比較的輕き刑の長期の終りたる所に、重き刑の短期を置き又は更に一步を進めて比較的輕き刑の長期の終りたる所と重き刑の短期との間に相當の間隔を設けんとする方針を執れる刑法の少からざるは特に注意を要する所にして、即ちベルギー、イギリス、フランスの諸刑法典、フヤンランド及びギリシヤの各草案、レットランド及びスウェーデンの各草案、オーストリー、ポルトガル、スペイン及びウエネズエラの各刑法典とす。其の比較的輕き刑種の長期と重き刑種の短期との間に隙を生ずるは興味ある事項たらずんばあらずして、立法者は之を以て必ずしも懸念するに足らずとし、此の隙は重き刑種につき條件付放免を認むることに依り、又は其の他の方法を以て刑期を短縮することに依つて之を狭少ならしむることを得へしと説明せり。此の相違は刑種の性質と其の目的とより生ずるものとす。而して重き刑の最小限度は重き刑の場合にあつては其の著しき部分を獨房監置に於て服役すべく、之に次いで必然的に充分なる短期の共同監置に於ける考試の時期を存すへしと云ふ事實を以てして之を説明することを得るなり。

六、尙ほ特に注意に値ひするは爲し得る限り短期の自由刑を回避せんとするの努力にして、是か短期は時あつてか著しく高く、フヤンランドの草案にあつては四箇月、イタリー及びスウェーデンの草案にあつては三箇月とし、フヤンランド草案にあつては拘留をも一箇月とせり。

七、加重も亦認められ、特にノールウェー、オーストリー、スウェーデン及びチエツコ・スロウアキヤの草案に於て然りとす所とす。

此の間統一的の原則を確立すへからずして、殆ど發達の方向の一律を期する能はざるは識認するに難からざる所とす

三、罰 金

(スウキスに於ては *Busse* と稱す。イタリーにあつては違警罪の場合に於ける *ammenda* と *multa* とを區別せるも、此の兩者の間に實質上の區別を存することなし)。

一、財産全部の沒收は除外例として時に其の規定せらるゝを見るに止まれども、今此の刑を度外視するときは、こゝに罰金の額を引上げんとするの努力を存すること看過すへからざるなり。然れども其の多額に至つては殆ど一律ならずして、若干の立法例は法定の最多額を以てしても尙ほ且充分たらざるものと認むべきときは、法定の多額を超ゆる罰金を科するの權限をも判事に與ふ。即ち例へばチエツコ・スロウア

キヤの草案の如し。而して其の寡額に至つては極めて低額なるを以て常とす。蓋し罰金の刑は最も輕き場合に對する最も輕き刑として適用するを要するを以てなり。

二、罰金についての特殊の問題は之をして犯人の個人的状態に適應せしむるを要するの點なり。此の點に關しては漸次深刻なる規定の制定せらるゝを見るものにして、其の斟酌を受くる犯人の事情は極めて區々たり。財産及収入の外に或は被罰者の扶養の義務を斟酌するものあり。或は更に一步を進めて被罰者の年齢を斟酌するものあり。然れども原則としては其の量定は定額に於てする規定の以外に出でざるなり。而して之に對するは日割罰金 *Tagesbusse* の方法に於てする量定にして、之に關してはポルトガル刑法第六十七條、ブラジル刑法第五十八條及びヘルメー刑法第二十條を擧ぐべく、罰金を算定するに當つて毎日の収入 *Tageeinkommen* を基礎とするの制度なり。然も此の制度は最近スカンヂナビヤ諸國に於て特に發達を遂げ、最初一九二一年五月二十一日のファンランドの刑法に於て認められたる所なるか、此の法律はスウェーデンのチーレン草案を基礎とするものにして、スウェーデン自身は一九二七年二月二十四日の特別草案中に於て此の制度の採用を計畫せり。デンマークの草案も亦此の組織を執る。其の程度に至つては區々にしてファンランドに於ては一日乃至三百日とし、ヘルメー刑法及びデンマーク、スウェーデンの各草案は九十日以下とせり。此の日數はスウェーデンに於ては自由刑の最短期に相當するに止まるものにしてチーレン草案の如きは二百日を提案したりしなり。而してスウェーデンの新草案は特別法として別段なる

進歩を示し、刑法典所定の金額に存置して最多額の五分之一を最高限度とす。即ち五ライヒスタールを以て日割償金の平均額と爲すなり。日割償金の此の數字は以て犯罪の輕重を表明するものにして、即ちすべての犯人は之れ自體として日割償金の同一の數を以て平等一律に處罰せらるゝものなれども、償金そのものは人に依つて區々に、時あつてか極めて高く評價せらるゝことあり。ファンランドの法律に於ては裁判所は自由に日割償金の額を定むるものにして、裁判所は犯人が現に有するか又は有することを得べき中等の毎日の収入を斟酌し、其の財産状態其の扶養義務及び其の他犯人の支拂能力を決定する諸般の關係を顧慮するなり。次に一日割償金か十馬克を超ゆることなきやう刑法典の現在の金額に相當する日割償金の數を定む。實際上に於ては此の率は貧困なる者については一馬克に満たざる金額に下ることあり。一九二三年のスウェーデン刑法草案及び一九二七年の草案にあつては裁判所は各日割償金を算定するに當つて財産及び収入、扶養義務及び其の他の生活關係を顧慮す。一九二三年の草案にあつては最低額を一クロネンとし、最多額を一千クロネンとして表示したりしか、一九二七年の草案にあつては此の兩者の何れをも廢止したり。是と同一の標準を設くるはデンマークの草案なるか、一九二四年のヘルメー刑法典も亦第二十條に於て罰金は受刑者の蓋然的収入の二日以上三ヶ月以下を算するものなること、収入日割額は財産、公職、職業又は勞働に依つて算定せらるゝか、又は普通に行はるゝ賃銀に相當すべき旨を言明せり。

チェッコ・スロウアキヤの草案は多額については七日以上八ヶ月以下の収入を記載し、最近数年の平均収入額に従つて之を算定せしむることとして収入日割額 *Tagesinkommen* を斟酌したり(第四十五條)。

また罰金の多額、寡額の何れをも法定せざる法律多し。此の場合にあつては金額の評価は其の額の金額上の價額を定むること能はざる間は不可能なりとす。

三、犯人として完納を爲すことを得しめんか爲に新なる立法例は特に判事に與ふるに延納期間を認め、分割納付を許すの權利を以てす。即ちアルゼンチン刑法、デンマークの諸草案、一九一四年のイギリス法イタリー刑法、レツドランドの草案、ノールウェー、オーストリー及びスウエーデンの各草案、スウエーデンの現行法の一部及びチェッコ・スロウアキヤの草案の如し。多くは其の延納期間の長期を定め、之を二ヶ月又は三ヶ月とすれど、最近のオーストリーの草案及び一九二七年の草案は六ヶ月とし、スウエーデンの草案は一年とし、チェッコ・スロウアキヤの草案は更に一步を進めて二年以下とせり(第二百二十九條)。刑法典中にかくの如き規定を缺ける場合にあつては行政上の方法を以て期間及び分割額を規律するを禁せざるなり。

四、罰金の完納なきときは強制執行を行ふ。強制執行は必ずしも何れの刑法にも規定せらるることあるすして、即ち例へばイギリス刑法の如きは之を規定することなし。時あつてか制限的に是か執行を認むるものあり。例へばオーストリーの草案に於けるか如し。また若干の立法例は自由労働に依る償却を認む。

アルゼンチン、ノールウェー、オーストリー現行法及び草案、スウエーデン及びチェッコ・スロウアキヤの草案の如し。時あつてか犯人の遺産に對する罰金の強制執行を明示的に禁止するものあり。イタリー刑法(草案にあつては是と異なる)、オーストリー、スウエーデン及びチェッコ・スロウアキヤの各草案の如し。多數の立法例に於てはかくの如きは受刑者の死亡はすへての刑を消滅に歸せしむるの一般原則よりして自ら推論せらるゝ所たるなり。然れども古き立法例にあつては本人の死亡前に判決の言渡ありたるときは例外として遺産に對しても強制執行を許すものとせり。

五、罰金を禁錮又は拘留に換刑し、罰金か自由刑と相並んで科せられたる場合にあつては當該の自由刑と同一刑種の自由刑に換刑するは最近に至つて初めて普通に規定せらるゝ所となりたり。其のかくの如き換刑は常に法律の規定したる換刑の標準 *Umwandlungsmaßstab* に従つて行はるゝものにして、受刑者其の人の希望に依つて自由刑を以て罰金を償却するは原則として禁止せらるゝ所とす。換刑の長期を擧ぐればノールウェー及びベルギーの各刑法及び一九二三年のスウエーデンの草案三ヶ月、ベルギー刑法及びデンマークの草案六ヶ月、オランダ八ヶ月、イタリー及びフライブルグの各刑法一年、アルゼンチン一年及び一年半とす。かくの如き換刑處分を認めざるはフランス、ジュネーヴ州各刑法典、スウエーデン聯邦草案及びチェッコ・スロウアキヤの草案なるか、フランスにあつてはかくの如き處分を認めざる代りに二日以上二年以下の *contrainte par corps* (民事拘束) を、違警罪については五日以下の同じ處分を認め、チェッコ

コ・スロウアキヤにあつては罰金か附加刑にあらざる場合に限れるか、然もチェッコ・スロウアキヤにあつては二十八日以下の強制労働を科するものとし、スウキスにあつてはかくの如き換刑處分は罰金の性質と相容れざるものとして否決せられたり。而して國家の爲にする労働に依つて罰金を償却することを認むるはイタリー、ノイエンプルグ及びベルの各刑法典に見る所とす。然り而して受刑者は爾後に於ても尙ほ罰金を完納することに依つて自由刑を免るゝことを得るを常とすれども、一九二三年のスウエーデンの草案にあつては爾後に於けるかくの如き變更を許さゝるものとせり。若し夫れ第三者の責任に至つては精々尙ほ附屬法規中に於て規律せらるゝに止まれり。

六、近時行爲か射利心 *Gewinnsucht* 又は利己心 *Eigennutz* に基く所犯に繋る場合には、罰金を附加刑として規定すること一般に見る所とす。デンマーク、イタリー、オーストリー、スウキス及びチェッコ・スロウアキヤの諸草案並にチューリヒ、フライブルグ及び其の他の諸國の刑法に見る所なりとす。

七、若干の法律及び草案は罰金の用途に關する規則をも設く。即ち例へばスウキス草案第五十七條、オーストリー草案第三十一條、及びチェッコ・スロウアキヤ草案第四十六條（損害賠償、被罰者及び其の他の者の保護）、並にハンガリー刑法（刑務所の建築）等なるか、スウキスの諸州は告訴人に對して「受難者の取得分」 *Verleideranteil* をも與ふることゝしたり。而して罰金を以て國家に歸屬するものとなすと全然原則的に諸國に認めらるゝけれども、稀には犯罪地の自地體に屬せしむるもの少なからず即ちオ

ーストリーの法律第二百四十一號に於けるか如し。

四、官没の宣告

Verfallerklärung

沒收

Einziehung

(沒收 *Konfiskation*.)

昔の法律は悉く罪を犯すに使用したる器材又は犯罪の所犯の爲にする使途を有する器材並に犯罪に因つて生したる物體は國家の利益の爲に沒收する旨を規定せざるはなし。其の若干者は其の外に尙ほ犯罪の目的物 *die Objekt der Tat* を擧ぐれども、其の果して何を意味するものなりやは必ずしも明白ならざるなり。沒收は原則として重罪及び輕罪の場合にあつては強行的にして、違警罪の場合にあつては單に認めらるゝに止まれども、イタリー、フライブルグ及びデンマークの各刑法典、並にチェッコ・スロウアキヤの草案に限り沒收は其のすへての場合を通して判事の權限に屬するものとし、後なる二者は明示的に公の利益か之を必要とする場合に限れり。換言すれば即ち是等の物體か危険なる場合に限るなり。此の如き危険なる物體の沒收及び廢棄の精神はノールウェー刑法に於ては更に特に言明し、スウキスの草案にあつては之を以て沒收の唯一の場合とす。唯スウエーデン草案のみは全然沒收については規定する所なく、其の然るは之を以て警察上の處分なりと爲すに基くものなるや明けし。然り而して物か危険なる場合には第三者

に對しても沒收を行ふことを認めざるへからされど、此の事は必ずしも常に言明せらるることなくして、昔の法律にあつては此の事の行はれざるを以て原則とす。近時に至つて特殊の場合として犯罪の利得又は利得に相當する金額の沒收をも追加して規定するものあり。即ちデンマーク及びファンランドの各草案、フランス及びノールウェーの各刑法典に於て然りとし、フランスにあつては一九一八年十一月十四日の法律以來とす。スウキスの草案は危険なる物體の外に犯罪を促し、又は犯罪の報償として使用せられたる贈與及び其の他の出捐又は其の價額を擧げたり。また官沒したる財貨は損害填補の爲に使用すべき旨を言明せるもの多し。即ちスウキス草案第五十七條の如き是なり。

財産全部の沒收 *Einziehung des gesamten Vermögens* はフランスに於て一九一八年十一月十四日の法律に依つて規定せらるゝ所にして、同法は國家の保護を厚からしめんか爲に國家の安寧に對する犯罪に基くあらゆる刑の言渡につき此の制度を採用したり。リトアニアにあつても一九二〇年以來武装暴動 *bewaffneter Aufstand* につきて之を認むるなり。

五、體 刑 *Körperliche Strafe*

スペイン法及びポルトガル法に於ては自由刑をすへて體刑と稱せるか、此の二法を除外すれば體刑とは

常に肉體的懲戒 *Körperliche Züchtigung* を意味するものにして、外國に於ては成年者に對する刑務所に於ける懲戒手段たること多く、特にイギリスに於ても然りとせるか、然もイギリスに於ては一八九八年を以て著しく之に制限を加へたり。唯少年に對しては此の刑の行はるゝこと尙ほ屢々なるものあり。刑事罰 *Kriminalstrafe* としてはデンマークは一九〇五年四月一日の所謂管刑法中に於て特殊の男子たる兇暴犯人 *Rohheitsäter* に對し追加刑 *Zusatzstrafe* として之を認むるも、然も其の實際に適用せられたること殆どなく、殆ど默示的に消滅に歸し、一九一一年四月十一日の法律を以て竟に之を廢止したり。其の事實上特に記載するに價ひする範圍に於て此の刑を適用する唯一の國はイギリスにして、此の國にあつては體刑は十六歳以下の兒童に對しては可成の範圍に於て主刑たるものとす。而して成年者たる男子に對しても尙ほ七の場合に於て此の刑を適用することを許す。即ち左の如し。

- 一、一七八六年の廢馬賣買業者法 *Knackers Act* に依り馬匹の屠殺 *slaughtering horses* に對して、
- 二、一八二四年の浮浪者取締法 *Vagrancy Act* に依り矯正不能の無賴漢 *incorrigible rogues* に對して、
- 三、一八四二年の國事犯法 *Treason Act* に依り、
- 四、一八六三年の絞殺強盜法 *Garroters Act* に依り暴行を以てする強盜及び絞殺の未遂に對して、
- 五、一九一二年の刑法改正法 *Criminal Law Amendment Act* 第三條に依り淫行媒介者 *Procurator*

六、妓樓の經營に對して、

六、同法第七條に依り累犯たる淫行助成者に對して、

七、一九一六年の窃盜法 Larceny Act に依り。

同一九一四年の刑事司法行政法 Criminal Justice Administration Act に依れば何人と雖二回以上同一の犯罪につき懲戒を加ふることを得ず。此の判決に對しては控訴を許す。而して此の刑は公行することなく鞭打して執行するものとし、婦女に對しては之を言渡さず。此の刑は永久的に適用せらるゝものにして、是か廢止を求むる法案は一九二四年を以て失敗に終れり。ホンガリーは一九二〇年を以て兇暴、極端なる射利心其の他の若干の場合につき男子に對する笞刑の制度を採用したりしか、此の規定は二回乃至三回適用せられたるのみにて一年後には再び廢止せられたり。

六、 譴 責 Verweis.

成年者に對して此の刑を認むるは稀にのみ見る所にして、極めて種々なる發達を爲せるを見る。即ちイタリー刑法第二十六條及び第二十七條は刑の條件付猶豫の應用せらるゝか如き方法に於て之を利用す。換言すれば從來素行上の非難なかりし者に對して僅少の場合に補充刑 riprensione giudiziale として之を利用するなり。判事は犯罪と犯人との事情に應じて公判廷に於て譴責を爲すものにして、犯人は同時に其の

輕罪の場合にあつては二年以内に、違警罪の場合にあつては一年以内に新なる犯罪を犯すことあるべき場合につき保證人を立て、罰金納付の義務を負擔せざるへからず。マルタも亦同一の制度を有す。オーストリー刑法は第四百十四條、第四百十七條及び第四百十九條に於て兒童、被後見人又は配偶者の凌虐につき其の父母、後見人及び配偶者に對して極めて獨特なる譴責を認む。唯是か實行の方法に關しては別に規定する所なきも、譴責は公然行はるゝことなしとす。ポルトガル刑法第五十八條、第六十八條は刑として譴責 reprehensao を規定し、公判廷に於て之を行ふべきものとせるか、之を適用すべき場合は法律自體よりは之を識認することを得へからざるなり。スウエスに於てはインネルローデン、ルツェルン、ノイエンプルグ及びワートの諸州は尙ほ譴責を認め、單に輕微なる場合に限り主刑及び附加刑として適用せらるゝものにして、多くは公判廷に於て判事か之を爲すなり。スペイン刑法第二十六條は輕罪の刑として reprehension publica (公行譴責) を認め、違警罪の刑として非公行譴責を認むれども、前者にあつても非公開の法廷に於てするなり。而して此の刑は僅少の場合につき規定せらるゝに止まる。一九二六年のウエネズエラ刑法第三十二條の amonestacion 又は apercibimiento 即ち判事の口頭譴責に關する規定もスペイン刑法の規定する所と類似し、而してウエネズエラ刑法の譴責は新聞紙上に公表するものなれども、法典中には全然此の點に關して規定する所なしとす。

七、附加刑及び保安處分 Nebenstrafen und Sicherungsmassnahmen

法律が刑と保安方法との間に明確なる區別を爲すは必ずしも常に見る所にあらず。

一、かくの如き處分は極めて種々なる自由の損失たること多し。

(a) 警察監視 *Surveillance de haute police* は比較的古い法律中には可成に原則的に之を存する次第なれども、近時に至つては時あつてか之を廢止したるものあり。之に代ふるに保護監督 *Schutzaufsicht* を以てするの趨勢漸次其の勢力を得つゝあり。即ちアルゼンチン、ペルーの各刑法及び比較的近時に於ける諸草案の如きはなり。而して保護監督の制度はイギリスに於ても著しく顯著なるものあり。イギリスは勿論アメリカ其の他の諸國に於ても刑の條件付免除の主要なる部分を成せるを見るなり。保護監督は斟酌に値ひする被罰者を救済せんとするものなるの點に於て絶對的に警察監視と區別せらるゝものとす。蓋し警察監視は危険なる人物に對して社會を保護せんことを期するものなるを以てなり。其の刑罰法規中に於て警察監視につき規定を爲さるゝはデンマーク、ファンランド、オランダ、ノールウェー、スウェーデン、ホンガリーの各刑法典、スウエス及びチッコ・スロウアキヤの各草案にして、また南米諸國はすべて之を認めず。然れども刑罰法規中に於て警察監視を認めすと云ふは必ずしも行政處分としても此の制度を認

めすと云ふにあらざるものなること素より言を俟たずして、即ちデンマーク、及びスウェーデンに於ては乞丐及び浮浪者を警察監視に服せしむるなり。其の之を刑罰法規中に於て規律する諸國の中にてベルギー刑法第三十四條乃至第三十五條は重罪については常に之を命し、輕罪については特別なる場合に五年乃至二十年の警察監視を命することを得べく、其の累犯たる場合にあつては更に一步を進めて終身間にも之を命することを得へしとす。イギリスに於ては *police supervision* は假出獄の場合に之を命することを得べく、また種々なる法律に依る附加刑として或る種の危険なる累犯者につき七年以下の期間之を命することを得るも、現今にては保護協會の監督を以て之に代ふること多しとす。而して北米合衆國の諸州はイギリスと類似の制度を執る。フランスは此の制度につき諸國に其の範を示したる所にして第四十四條以下に之を規定し、一八七四年一月二十三日の法律を以つて改正を加へたるも、要するは重罪の刑については原則として常に犯人を二十年以下の警察監視に附するものとし、其の他の刑に危険なる特別なる場合に限り之を認むるに止まるものとす。然も一八八五年五月二十七日の累犯取締法は警察監視に代ふるに所謂 *interdiction de séjour* (居住の禁止) の制度を以てしたるか、其の警察監視と殆ど同一の効果を有するものなること勿論なり。唯此の制度はフランスに於て批難多しとす。イタリー刑法は第二十八條に於て特別なる場合及び一年を越ゆる懲役の言渡のすへてを通して原則として一年乃至三年の警察監視を命し、三十年の懲役については十年間の警察監視を規定したり(第三十二條)。警察監視は時あつてか強行的とし、

七、附加刑及び保安處分 Nebenstrafen und Sicherungsmassnahmen

法律か刑と保安方法との間に明確なる區別を爲すは必ずしも常に見る所にあらず。

一、かくの如き處分は極めて種々なる自由の損失たること多し。

(a) 警察監視 *Surveillance de haute police* は比較的古き法律中には可成に原則的に之を存する次第なれども、近時に至つては時あつてか之を廢止したるものあり。之に代ふるに保護監督 *Schutzaufsicht* を以てするの趨勢漸次其の勢力を得つゝあり。即ちアルゼンチン、ベルギーの各刑法及び比較的近時に於ける諸草案の如きは是なり。而して保護監督の制度はイギリスに於ても著しく顯著なるものあり。イギリスは勿論アメリカ其の他の諸國に於ても刑の條件付免除の主要なる部分を成せるを見るなり。保護監督は斟酌に値ひする被罰者を救済せんとするものなるの點に於て絶對的に警察監視と區別せらるゝものとす。蓋し警察監視は危険なる人物に對して社會を保護せんことを期するものなるを以てなり。其の刑罰法規中に於て警察監視につき規定を爲さるゝはデンマーク、ファンランド、オランダ、ノールウェー、スウェーデン、ホンガリーの各刑法典、スウエス及びチエツコ・スロウアキヤの各草案にして、また南米諸國はすべて之を認めず。然れども刑罰法規中に於て警察監視を認めずと云ふは必ずしも行政處分としても此の制度を認

めずと云ふにあらざるものなること素より言を俟たずして、即ちデンマーク、及びスウェーデンに於ては乞丐及び浮浪者を警察監視に服せしむるなり。其の之を刑罰法規中に於て規律する諸國の中にてベルギー刑法第三十四條乃至第三十五條は重罪については常に之を命し、輕罪については特別なる場合に五年乃至二十年の警察監視を命することを得べく、其の累犯たる場合にあつては更に一步を進めて終身間にて之を命することを得へしとす。イギリスに於ては *police supervision* は假出獄の場合に之を命することを得べく、また種々なる法律に依る附加刑として或る種の危険なる累犯者につき七年以下の期間之を命することを得るも、現今にては保護協會の監督を以て之に代ふること多しとす。而して北米合衆國の諸州はイギリスと類似の制度を執る。フランスは此の制度につき諸國に其の範を示したる所にして第四十四條以下に之を規定し、一八七四年一月二十三日の法律を以つて改正を加へたるも、要するに重罪の刑については原則として常に犯人を二十年以下の警察監視に附するものとし、其の他の刑に特別なる場合に限り之を認むるに止まるものとす。然も一八八五年五月二十七日の累犯取締法は警察監視に代ふるに所謂 *interdiction de séjour* (居住の禁止) の制度を以てしたるか、其の警察監視と殆ど同一の効果を有するものなること勿論なり。唯此の制度はフランスに於て批難多しとす。イタリー刑法は第二十八條に於て特別なる場合及び一年を越ゆる懲役の言渡のすへてを通して原則として一年乃至三年の警察監視を命し、三十年の懲役については十年間の警察監視を規定したり (第三十二條)。警察監視は時あつてか強行的とし、

時あつてか任意的とす。然れども其の外に公安に關する一九二六年十一月六日の新法の遙に廣汎なる規定を存し、第六十六條以下に所謂戒告 *ammunizione* につきて規律せるか、戒告に關しては常習的犯罪人、乞丐及び浮浪人に關する章中に詳細なる規定を爲せり。此の規定は極めて多數の場合に於てあらゆる處分を除外して警察に對し深刻なる監督權を與ふるものとす。オーストリーにあつては刑法典第二十六條の指示する一八七三年五月十日の法律に依り警察監視の制度を認め、特殊の犯罪に基き六ヶ月を超ゆる刑の言渡ありたる場合に之を附するものとし、此の六ヶ月の短期は其の反覆してるときは逐次遞減するものとせるの外、浮浪罪についても一八八五年五月二十四日の法律に依り警察監視を認め、爆發物犯罪についても之を認むるものとせり。裁判所の宣告は常に任意的たるものとし、監視の期間は三年以下とす。オーストリー刑法草案第三十九條は通貨の流通の安寧に對する犯罪又は他人の財産に對する犯罪又は社會上危険なる犯罪に基き禁獄の刑の言渡ありたる場合に警察監視を存置したるか、唯是は犯人が新に此の種の有罪行爲を犯すの危険を存するとき、及び警察監視を附するに於ては此の危険を減少せしむることを得べきものと期待せらるゝときに限るものとす。かくの如き制限を加へたるは警察監視の制度に對して懸念を主張する者たるか故に、此の種の懸念に對して斟酌する所ありたるものに外ならざるなり。ベル

一刑法第四百四條、第三百五條及びポルトガル刑法第六十九條、第七十條はフランスの舊制度を認む。スウキスに於てはノイエンプルグ（十年以下）、オップフルデン、シャーフハウゼン、テツシン、ワリス

の諸州は主刑及び附加刑として之を認む。一九二六年のウエネズエラ刑法も第二十二條に於て懲役及び禁錮の附加刑として之を認むれども、之に關する詳細の規定を存することなし。

警察監視は何れの國にあつても本人が規則正しく申告を爲し、警察の許可を受くるにあらざれば其の居所を變更せざるを要求するにあらざるはなし。而してフランス、ベルギー、ポルトガルの諸國に於ては此の制度は郷外追放 *Ortsverbot* と居所の指定 *Ortsanweisung* を伴へり。

(b) 郷外追放 (スペイン語にて *desierro*) 及び居所の指定、或はまた居所強制 *Zwangsaufenthalt* (イタリー語にて *confino* スペイン語にて *confinamiento*) の二の處分は時あつてか二者相結合して、時あつてか其何れか一のみ單獨にて之を存し、イタリー及びウエネズエラにあつては警察監視と相竝んで之を存せり。而して此の二の制度は警察監視の如く重からざるものとして認められ、其然るか故に警察監視が失敗に終りたる國に於ても尙ほ採用せらるゝを見るなり。本人が周圍の者にとつて危険なるか、又は周圍の者よりして危害を受くることあり得べき場合に之を周圍より隔離せんか爲にする郷外追放を認むるは、ギリシヤ草案第五十七條、イタリー草案第四十八條、ノールウェー刑法第三十三條、オーストリー反對草案第九十一條、スペイン刑法第十六條にして、居所強制を認むる立法の中一九〇五年、一九一一年四月一日の法律第八條は累犯の浮浪者及び乞丐に對して五年以下を規定し、イタリー刑法第十八條は一ヶ月以上三年以下を規定し、特に公安に關する一九二六年十一月六日の法律第八十四條以下亦然り。更にイタリー

草案第四十九條は三ヶ月乃至三年を規定し、スペイン刑法第二十六條、ウエネズエラ刑法第五十二條及び第五十三條も亦之を規定すれども、此の二法にあつては懲役囚人及び禁錮囚人か其の刑期四分の三を經過したるとき之に對する特典として獨特の構成を爲すものにして、重き刑の場合にあつては殘餘の刑期三分の一丈けの加重を以てす。更にオーストリー刑法第二百四十九條は一の土地又は一地方よりの放逐として之を規定し、アールガウ、アウセルローデン、ゲラウビュンデン、オツプワルデン、シャーフハウゼンのスウキスの五州は所謂居住の制限として十年以下を規定し、種々なる構成に於てし、其の憲法違反にあらざるや否やにつき争ありとす。

(c) 追放 *Ausweisung* (*bannissement, espulsion, extranamiento*) 又は國外追放 *Landesverweisung* の制度を認むる國は多く、其の多くは其の處分を外國人丈けに制限せるも、例へばフランスに於ては然らず。同國にては其の之を適用すること稀なるも、其の之を適用せざるときは要塞禁錮に換刑するなり。またスウキスの若干の州、イタリー草案及びベル、ウエネズエラの各刑法の如きも亦敢て此の處分を外國人のみに制限することなし。而して其の之を認むる立法中にも重罪につき強行的に之を認むるものあり。或はまた判事の自由に一任するものあり。多くは其の期間を制限するなり。若し夫れ警察處分としては此の處分は殆ど到る所に發達せるを見るなり。

(d) 勞働所 *Arbeitshaus* 及び監置施設 *Verwahrungsanstalt* の處分については常習的犯罪人、及び乞

丐及び浮浪罪に關する章中に於て詳細に論述する所あるへし。

(e) 犯罪人を國內の遠隔の地に移すの處分は今日尙ほ種々なる形式に於て行はるゝ所にして、所謂 *Deportation, Transportation, Relegation* の制度是なり。是等の名稱は極めて種々なる組織を表明するものにして、フランスの如きにあつては三種の組織を並存し、其の處分は時あつてか刑の服役後に於ける保安處分たり。或は刑を自體の一形式又は一個獨特の刑種なりとす。然れども其の内容に至つては著しく同様にして、即ち本人を遠隔の植民地又は嶋嶼に抑留し、往々にして當初施設内に收容し、次にかくの如き施設外に於て勞働を指定し、多くは地方に配屬するなり。然れども其の期間は區々にして、數年より終身間に亙るものとす。

アルゼンチン刑法第五十二條は不定期間の南部地方への拘禁は最後の刑の言渡の附加刑として左の場合に之を許す。

- 一、懲役の言渡二又は懲役の言渡一と三年以上の禁錮の言渡一。
 - 二、三年以上の禁錮の言渡三又は三年を超ゆる懲役の言渡一と三年以下の禁錮の言渡二。
 - 三、禁錮の言渡四、其の中の一は三年を超ゆることを必要とす。
 - 四、三年以下の禁錮の言渡五。
- 或る種の重き併合罪についても亦同し。また再犯者の二年を超ゆる刑も亦南部地方に於て服役せしむ。

然るに一九二四年の危険なる犯罪人取締法案は是等の規定を廢止したり。蓋し是等の規定は單に刑務所を遠隔の地に移すと云ふに止まりて、從つて眞の意味に於ての配謫 *Relégation* たるものと謂ふこと能はざるを以てなり。而してコスタ・リカ刑法第九十條乃至第九十三條、第二百二十六條乃至第二百二十八條は可成に精密に此の規定に従ふ。徒刑地は嶋嶼又は遠隔の人煙稀薄の地にして受刑者の處遇は嚴格たるへく、軍隊式なることを必要とするなり。

フランス (イ) 懲役 *travaux forcés* の刑は一八五四年五月三十日の徒刑法に依りアルゼリヤを除外する植民地に於て服役するものにして、受刑者は其の刑期に從つて植民地に滞留することを必要とし、刑期八年未滿なるときは刑期丈け滞留するを要し、刑期八年以上なるときは終身間滞留せざるへからずして、所謂二倍主義 *doubleage* なり。徒刑地は一八九七年までは専らニューカレドニヤなりしか、爾來はギヤナナとす。其の激烈なる批難を存するの結果として從來既に幾度となく徒刑の廢止を考慮せられたりしか、然も是か廢止の困難餘りに大なるものは炳として明白なりとす。

(ロ) 流刑 *deportation* は刑法第十八條に依り主刑たるものにして、政治上の重罪につき言渡すものとし、終身間嶋嶼に配流するなり。配流地は一九一一年以來ニューカレドニヤのヌー嶋にして強制労働を伴ふことなし。

(ハ) 一八八五年五月二十七日の累犯取締法に依れば特定の累犯者は其の刑の服役後終身間配謫せらるゝ

ものとす。配謫は強制労働を伴ふものにして、配謫地はギヤナナなり。婦女は一九〇七年七月十九日の法律に依り配謫せらるゝことなし。之については累犯に関する章中に詳述する所あるべきなり。

イタリイは公安に関する新法第百八十五條に依り一年以上五年以下の期間植民地に配流するの處分を認む。是は行政處分にして裁判所の言渡す所にあらざるなり。

一九二四年のベルー刑法第十三條は不定期間又は一年以上五年以下の期間農業上の施設又は刑務植民地に配謫するの處分を認む。刑務植民地はフロントン嶋に設置せらるゝものとす。配謫は主刑にして禁錮よりも重し。其の外刑務植民地に於ける累犯たる常習犯罪人は二年以上にして、本犯罪に對する刑の一倍半以下の期間ロレトオ縣に配謫す(第百十三條以下)。

ポルトガルは刑法典第六十條中に於て謀殺及び國事犯の如き重き犯罪についての主刑及び附加刑として二十五年以下の期間アフリカの植民地に配流する *degrado* の處分を認むれど、其の外に一八九二年四月二十一日の配謫法は重き累犯者に對する附加刑としてフランスの制度に類似せる配謫を認む。而して最後に政府は一九一二年七月二十日の法律第十三條に依り矯正不能にして危険なる受刑者を悉く海外に流謫することを得るなり。

スペインは政治犯人に對する重き刑として終身間又は十二年乃至二十年間の配謫 *Relégacion* を認むれども、此の刑は今日にては非實際的となりたり。居所強制を伴ふ配流は第百十一條の認むる所にして、此

の間被罰者は官憲の監督の下に自由に植民地内を移動することを得るなり。

一九二六年のウエネズエラ刑法は第十九條に於て刑務植民地への配謫 *Relegación* を認めたるか、所謂刑務植民地は聯邦の領土又は本共和國の人煙稀薄の國境地帯に設置せらるゝなり。受刑者は官憲の監督の下に自由に生活す。第五十三條及び第五十四條に依れば配謫は主として懲役又は禁錮の刑期四分の三の間善良なる行狀を示したる受刑者に對する是等の刑の結末を成すものとして觀念せらるゝなり。

以上述べたる所に依れば受刑者發遣の處分の多趣多様なること著しきものあり。諸國のすへての組織を通過して一致する所のものは唯國家は爲し得る限り望ましからざる分子を排斥せんとしつゝありと云ふ一個の精神の脈絡貫通せるものあるを見るのみ。然りと雖こゝに問題たる所のものか如何なる人物たるものなりやに至つては極めて區々たるものと共に、受刑者の發遣と云ふことか専ら威嚇の爲にせらるゝものなりや、受刑者矯正の爲に資するものなりや、はたまた植民地の開拓の用に供せらるゝべきものなりやも未だ俄に斷言する能はざる所たりとす。

二、其の他の法律上の地位 *Rechtstellung* の喪失

(a) 被罰者の法律上の地位の剝奪と云ふことか決して被罰者の名譽に對する刑罰たるものにあらず、また被罰者の名譽を制限するものにもあらずして、寧ろ被罰者は社會的精神を有せざるものなるを明白なる

か故に被罰者は自己の行爲を以てして自己か社會的精神を條件とする特定の權利を行使するの資格を有せざるものなるの事實を立證したるものに外ならずと解すべきこと可成一般的に認められ、また新なる立法事業に於ては常に高調せらるゝ所なるに拘らず尙ほ因襲的に被罰者の法律上の地位の剝奪を以て名譽刑 *Ehrenstrafe* と稱すること原則として見る所に屬し、此の處分に對する觀念かくの如く新なるものあるに拘らず其の構成に至つては今日往時に於けると多く異なる所あらずして、唯例へばアルゼンチン刑法及びフキンランドの新草案か典型的に示せる所の如く此の處分か逐次制限せらるゝものあるを見るのみ。然れども其の實質上の規定か可成に同一を維持しつゝあるものなることはスウェーデン刑法の示す所の如くにして、同法にあつては判決を以て犯人は其の同胞たる國民の信頼を失ひたることを言明すること肝要なり。此の字句はフキンランド刑法に於ても、はたまた其の草案中に於ても普通に用ひらるゝ所なれども、スウェーデンに於ては一九二一年六月三日の法律を以てして竟に之を削除したり。唯其の結果は大體に於て依然として存續せるを見る。尙ほ其の他にあつても名譽を制限する刑 *peines infamantes* につきて云々すること汎く行はるゝ所にして、此の制度を以て國民としての權利の喪失 *Verlust der staatsbürgerlichen*

Rechte と云ひ、私人の名譽權の制限 *Schmälerung der bürgerlichen Ehrenrechte* と云ひ、私人の權利能力の停止 *Einstellung in der bürgerlichen Rechtsfähigkeit* と云ひ (即ちスウェーデンの如し)、公職就任資格の喪失 *Unfähigkeit vom Amte* (スペインには *inhabilitación*)、公職の禁止 *Untersagung vom Amte*

(イタリーにては *interdizione*) 公職の停止 *Suspendierung vom Amte* と稱すること通常なれども、獨り *degradation civique* (公權剝奪) と云ふフランス刑法の名稱は著しく昔乍らの觀念を想起せしむるものあり。然り而して此の處分の本質に至つては之を識認すること容易ならずして、何れの國にあつても之を刑なりとし、更に一步を進めて主刑たるものとするはフランス、スペイン及びポルトガルにして、アルゼンチン及びペルーに於ては官公吏につきて之を主刑とし、スカンデナヴィヤ諸國にあつても亦之に類似せるか、イタリー草案にあつては明白に之を主刑なりとせり。今日にては其の特に職業上の資格及び公職就任の資格か考慮せらるゝものなるの限りに於て之を保安方法として構成せんこと往々にして人の考案する所なりとす。

(b) 今日尙ほ通説たるを失はざる昔乍らの見解は此の規定を無造作に特定の犯罪又は刑罰に附隨せしめつゝあり。死刑及び懲役の刑は犯人の人格又は具體的の行爲の性質に對して注意を拂ふことなく、それ自体として名譽權の喪失を導くものとす。此の處分を適用すべきや否やを判事の自由に一任するもの極めて稀にはあり。即ちアルゼンチン、ベルギー(こゝにてはフランスの模範に異りて)スウェーデンの各刑法ファンランドの草案、デンマーク刑法(草案にあつては是と異なる)の如きはなり。而してチェッコ・スロウアキヤか其の草案中に於て此の處分を以て常に一年以上の禁獄に附隨せしめ、然も決して禁錮に之を附隨せしむることなきは、禁獄の刑は破廉耻なる心情に由來する犯罪に對してのみ科せらるゝ所たるに反し

禁錮の刑は決して然らざるものなるの事實に基くものなり。其の他の諸國にあつては殆ど何れの國も特定の刑期についてのみ禁錮の場合に權利の制限を認め、多くは制限せられたる範圍内のみに於てし、オーストリーの草案の如きは特殊の兇暴、甚たしき利己心、無耻若は勞働嫌忌の場合のみに之を許すものとせり。今此の處分を以て犯罪に適應したる刑罰たるものと解釋するに於ては、スペインに於て特に發達せる所の如き著しき相違を導くに至るへし。然らざるに於ては無差別に絶對的、一般的なる權利の制限の適用を見るべく、只特定の比較的僅少なる場合に於てのみ特別的なる具體的權利の剝奪の言渡を見るに至るへし。其の前なる方法は何れの國にも認めらるゝにあらず、即ちデンマークに於ては之を認むることなし。然れどもデンマークにあつても依然として抽象的なる行爲か標準たるものにして、個々の行爲又は犯人か標準たる次第にはあらざるなり。

(c) 此處分の期間を定むる上に於ては諸國の法律は極めて區々にして、多くは終身間の權利の制限と有期の權利の制限とを認むるも、ベルギーにあつては然らずして二十年を以て長期とし、ホンガリーは十年を以て、チェッコ・スロウアキヤの草案も同しく十年を以て長期とす。無期の此の處分はスウェーデンに於て終身間の刑についてのみ之を認むるに止まる。而して處分の始期は其の自由刑と並ひ科せらるゝ場合に於ては自由刑の終期より之を起算するものにして、此の場合にあつては此の自由の剝奪自體の存續する間特別なる注意を拂ふことを必要とすべく、而してかくの如きは部分的にのみ行はるに止まるへし。此

の點に於ては英法は全然特異の地位を占むるものにして、權利の制限は自由の剝奪自體の存續する間に限り之を行ふ。只其の權利の制限の範圍に至つては殆ど他國の後塵を拜することなしとす。

(d) 權利の剝奪 *Rechtsverwirkung* には六種を區別するを要するものにして、此の六種の權利の剝奪は往々にして相竝ひ存するも異なる處遇を受くるものとす。先づ位階 *Würden* 稱號 *Titel* 名譽の徽章 *Ehrenzeichen* 學位 *akademische Grade* 及び之に類似のもの、剝奪なれども、ノールウェー、デンマークの各刑法典、デンマークの草案に於ては是等のもの、剝奪について規定する所なく、イギリスにあつても極めて制限的なれども、フランス及びローマ法系の諸國並にオーストリーの如きは公の恩給 *Offen-tliche Pension* をも掲ぐ。次は公職及び公職類似の地位にして、是か剝奪は恐らく何れの國にあつても之を見出すことを得へし。蓋し是等のもの、剝奪は最もよく了解し得べき所なるを以てなり。然れどもペルーの如きは之を公職の濫用を存する場合に制限したり。またフィンランドの草案に於ては之を以て獨立したる刑の中に數ふ。而して公職及び公職類似の地位の剝奪と竝ひ存するは或る種の名譽上の地位又は動作にして名譽を重んずる精神を必要とするものに對する資格の喪失なり。例へば證書作成の場合に於ける證人としての地位、醫師、參審員等としての地位、軍隊に於ける勤務の如し。フランスにあつては訴訟上の證人 *Prozeszeuge* として出頭する資格をすらも剝奪すれども、かくの如きはフランスの形式證據主義 *das formelle Beweissystem* と相牽聯するものと云はざるへからず。一九一七年のデンマークのトルブ草

案に於ては資格喪失の此の主義は著しく發達を遂けたりしか、一九二三年の草案中に於ては何れも消滅に歸したり。其の然るは規律を他の法律に一任したると相牽聯する所あるへし。或はまた其の規律が過當なりしに基くものあらん。特定の受刑者の或る種の地位に對する資格の喪失が別の箇所に於て規律せらるること往々にして見る所なるは事實なり。而して如上の資格の喪失と相平行するは公の事項に於て選舉を爲し、又は他人の選舉を受くる資格の喪失にして、是亦可成一般的に認めらるる制度なりとす。第四には特定の私法上の地位に對する資格の喪失を擧ぐへく、是は後見人として就任する資格の喪失たること多しと雖、親權を行使する資格の喪失（此の資格は受刑者に殘留せしむること多くの立法例に見る所とす）又は妻を代理する資格の喪失を規定する立法例もあり。相續權 *Erbrecht* を剝奪する旨を言渡すものとする立法例も若干は之を存す。然れども此の資格の剝奪は犯人か恰も此地位を濫用したるか、又は犯人か被相續人に對して罪を犯したる場合に限り之を行ふものとする多し。即ちペルー刑法典及びデンマークの草案に於けるか如し。只此の規定は決して何れの國に於ても之を存すと云ふにはあらざるなり。次にローマ法系の諸國並にイギリスに於ける特別の規定として自由を剝奪せられたる者は其の監置の期間中私法上の行爲能力を失ひ、法定代理人を附せらるる所謂 *interdiction civile*（民事禁治産）の制度を擧ぐるを要す。最後に殆んど何れの國にも認めらるる制度として或種の職業又は營業につき特別の専門教育又は特定の信任を享受することを必要とする場合に犯人か恰も實務家として此の信任を濫用したるとき、又は犯人

か其の資格を有せざると判明したるときに、此の職業又は營業を執行する資格を剝奪するの制度を擧ぐへし。然れども此の制度は漸次に獨立の保安處分として解釋せらるるの傾あり。スウキスに於ては此の制度は濫用の危険を必要なりとせり。何れの國にあつても行政法規か刑法以外にかくの如き規定の若干を掲ぐることに實際に見る所とす。

(e) 犯人に既に歸屬する權利、犯人の既に獲得したる權利の剝奪と區別すべきは將來之を獲得すべき資格の剝奪なり。此の兩者は原則として兩々手を携えて行はるるものなれども、其の然るは必ずしも絶對的に必要なるにあらず、若干の場合に於ては其の規律せらるることなきなり。

(f) 最後に近時の法律は權利を剝奪せられたる期間の経過するに先ちて法律上の地位の全部を回復することを得るものなる旨を規律するもの漸く多からんとす。所謂復權 *Rehabilitation* の制度是なり。昔乍らの法律にして此の制度を認むるはフランス及ヒスペインを擧ぐへく、新法中にはコスタ・リカ、ベルーの各刑法典、スウキス、オーストリー及ヒチュッコ・スロウアキヤ、レットランド、ギリシャの各草案なり。然れども其の他の諸國にあつては此の重要な制度は尙ほ未だ刑罰法規中に規律せらるることなしとす。

(g) 以上概觀したる所に依れば所謂名譽刑に對する争闘が既に顯著なる成功を博したるものとは斷言すること能はず。また此の組織を精緻に完成したる國も寥寥晨星の如きなり。

三、判決の公告 *Urteilsveröffentlichung*

此の制度も屢々見る所にして、其の之を刑法典中に存せざるはデンマーク、スペイン、ベルーの諸國にして、イギリスも亦之を認めず。其の他の諸國にあつては此の制度は種々なる性質を有し、其の名譽刑として認めらるるとは稀に、多くは被害者に對する慰藉 *Genugtunung* として犯人を社會に警告する手段として又は一般的豫防の手段として特定の犯罪につき認めらるるなり。反對に犯人の釋放せられたる場合にあつては此の公告は誤つて起訴せられたる者の利益に於て之を行ふことを得へし。而してここには三種の規定を區別することを得へし。其の一は或る種の重き刑の判決を名譽刑としてすへて公告せしむるものにしてフランス及ヒベルギーに於ては重罪の刑につき然りとす、イタリーにあつては *Ergastore* (禁錮) 以上の刑につき然りとす。バーゼル、ルツェルン、シャーフハウゼンのスウキス諸國も亦之に類似せり。或はまた判事か一般的に公の利益に於て、若はまた時あつてか被害者の私の利益に於て判決の公告を命ずることを得るものと規定せるなり。此の場合にあつては行爲又は犯人についての社會に對する警告及ヒ被害者に對する慰藉としての處分たるの性質を有するものにして、即ちスウキス、オーストリー、チュッコ・スロウアキヤ及ヒイタリーの各新草案に於けるか如し。更にまた特定の具體的の場合を擧ぐるものあり。多くは名譽毀損、誣告の場合につき然りとす、其外食料品の詐變 *Lebensmittelverfälschung* 著作権及ヒ

發明權の侵害等の場合にして、アルゼンチン、コスタ・リカの各刑法典、デンマークの草案、イタリア、オーストリーの各刑法典、オーストリーの反對草案、ノールウェー、スウェーデン、ベルン、テッシン及びチューリッヒの各刑法典に於けるか如し。而してフランスにては刑法典第五十一條及び民事訴訟法第一千三十六條に依る慰藉として判決の公告を認むるなり。

四、治安保證 *Friedensbürgschaft*.

此の制度は豫防の手段として認めらるること稀ならずして、其の然る場合には可成に同一の方法に於てするを見る。此の制度については既に譴責につき説明を爲すに當つて述ふる所ありたるか、其の意義に於ては此の處分は郷外追放に類似するものとし、原則上刑として看做すへからざれど、然も或は主刑となり、或は附加刑となるか如く處置せられて刑として取扱はるること稀ならず。而して此處分は豫防的の作用を爲すものなれども、所犯犯罪の結果としてのみに限らるること殆ど例外を見ず。只スウエスのルツェルン州のみは一九一五年警察罰法第二十九條に於て他人に對する犯罪の脅威を存するの危険につき純然たる豫防の手段として之を規定したり。其の外デンマーク法第二百九十九條及び一九一七年の草案第六十條イギリス及び之を母法とする諸國の法律、イタリア刑法第二十六條及びイタリア草案第六十五條、スウエスの諸州及聯邦刑法草案第五十四條、スペイン刑法第四十四條及び之に摸倣せるコスタ・リカ刑法第一百

九條、第二百二十九條、メキシコ刑法第六十六條、ベルギー刑法第三十八條乃至第四十八條及びウエネズエラ刑法第三十一條等も亦之を認む。然れども此の處分はイギリスに於けるより外は余り頻繁には適用せられざるものと認むべきか如く、トルプ氏の如きは一九一七年のデンマークの草案につきて精神上的異常者の保安監置及び酒精濫用者に對する治療行爲は治安保證の處分の代用として遙に之に優れりと斷言し、其の然るか故に一九二三年の草案の如きも亦此の制度を認めず。第二百四十條に依る脅迫の處罰を以て充分なりとせるもの如し。

此の處分の適用範圍は専ら他人に對する脅威に在り、即ちデンマーク、スペイン、スペイン刑法を母法とする刑法を有する諸國及びスウエスの草案に於けるか如し。メキシコに於ては此の處分は何等か特定の犯罪の虞ある場合に之を許す。之に反し一般的に短期自由刑の代用を爲さしむるものはイタリアにして、刑の條件付猶豫と類似の作用を爲さしむるなり。イギリスに於ては嘗ては刑か余りに苛酷に過ぐるものと認めらるる場合に禁錮の代科刑として之を認めたりしか、次て一八六一年の法律及び一九一六年の窃盜法上のすへての行爲及びすへての輕罪につき追加刑として之を認むることとせり。

判事は本人に對して其の脅迫したる禍害を實行せず。善良なる態度を維持し (*buona condotta*) 平和を守り (*to keep the peace; to be of good behaviour*) の義務を課するものなれども、其の外居所の指定とか申告等の如き警察監視又は刑の條件付猶豫を想起せしむる其の他の條件を課することを得る旨を規定する

立法例多し。

八ア

本人は其の善良なる行狀に對する保證を提供するを要す (cauzione, recognisance)。此の保證は場合に適當したる金額の供託、抵當權の設定に於て成り、保證人を立つるは必ずしも何れの國に於ても認むる所にあらず。而して此の金額は本人か一定の期間内に其の懸念したる行爲を實行したるときは之を官没するなり。此の期間はスペイン刑法にあつては判事に於て自由に之を定むるものとし、イタリーの草案及びベルギー刑法にあつては二年乃至五年とし、コスタ・リカ刑法にあつては四年以下とし、スウエーデンの草案にあつては二年にして、イタリー刑法にあつては一年乃至二年とし、デンマーク及びイギリスにあつては特定の期間を規定することを爲さざるなり。犯人か保證を提供すること能はざるときは禁錮又は拘留に依つて之を強制す。此の期間はスウエーデンにあつては二箇月以下、イギリス及びイタリーの草案にあつては一年以下とす。其の懸念したる行爲の所犯ありたるときは刑の外に保證を官没するなり。

八、特に精神病患者に對する保安方法

一、精神病患者及び精神上の異常者か刑を以て處罰せる行爲を犯すこと往々にしてあり。此種の人物に對して社會公共を保護し、其の危険なるとき、其の危険なることか其の犯したる行爲に依つて特に明瞭に示

さるるときに、必要に依つては之に治療を加ふるは國家の任務とする所たらすんはあらず。刑法か刑を以て有罪行爲に對する應報としてののみ之を規律する場合にあつては、此の種の保安處分は之を行政當局に一任するの外なしと雖、之を以て刑事裁判官の責任に屬せしむること近來の趨勢にして、只此の場合には二の道を存す。一は判事をして單に保安方法を命せしむるのみに止まらず、是か實施についても配慮を爲ししめ、是か監督を行はしむるもの其の一なり。實行と監督（又は其の前者のみ）を行政當局に一任するは其の二なり。

文明諸國に於ては危険なる精神病患者又は精神上の缺格者に對して保安方法を規律すること殆ど一般的に行はるるものと認むるを得へしと雖、特別行政法中に於て是か規律を爲すこと亦往々にして見る所にして、此の場合にあつては刑事裁判官は處分に對して何等の作用をも及ぼすことなしとす。爾他の立法例にあつては犯罪人の鎮壓を一層よく保障せんか爲に判事に對してかくの如き勢力を確保せんことを欲せり。此の種の立法例に於ては刑事裁判官か此の種の人物の監置を命したるときは、之を實施せざるへからずして、行政當局はもはや危険性の問題自體を争ふこと能はず、また之を否認すること能はざるなり。然り而して本稿に於て論述せんとする所は此の種の法制のみに止まるものなり。

今此の場合に當つて判事か此の種の精神病患者の保護に關して喙を容るるときは、保安の問題と應報の問題とを混淆するに至ること屢々見る所にして、其の然るか故に保安處分は多くは比較的重き犯罪について

のみ之を命するものとし、違警罪については保安處分を命せず。是れ單に危険性の故のみを以てにあらざるなり。而して其の然るか故にまた放免についても刑事裁判官の同意を條件とし、また其の期限を劃するなり。

受刑者が拘留中精神病に罹れるか、又は精神上の缺格者となりたる場合に如何に之を處置するを要するやの問題に至つては上述したる所とは全然別個の問題に屬し、此の種の人物の處置はもはや判事の任とする所にあらずして、寧ろ刑事行政上の事項なり。此種の人物に對して往々にして設置せらるる特別施設を實際上に於て既に判事よりして精神病者若は缺格者として認められたる犯人に對しても之を應用することを得へしと雖、然もかくの如き施設は刑法自體の規律すべき所にあらずして、刑罰執行法中に於て規律せられ、行政當局に一任せらるべき施設なりとす。

精神病者にして其の然るか故に責任無能力者たり、従つてまた刑法の適用より除外せらるる者と、處罰は受くるも其の處罰の點に於て限定せらるる限定責任能力者との間には重大なる相違を存す。此の種の人物も亦其の刑の執行の困難なるか故に、若はまた其の社會にとつて危険なる人物なるか故に特別な斟酌を必要とするものなることは、近時に至つて初めて人の注意を惹くに至りたる所にして、従つてまた何れの國に於ても之に關する規定を存する次第にはあらざるなり。

二、各國の立法例

(a) 一九二一年のアルゼンチン刑法、第三十四條。

有罪ならざる精神病者にあつては裁判所は之を癡狂院 *manicomio* に收容すべき旨を命ずることを得。放免は裁判所の命令ありたる場合に限り檢事の意見を徴し、且鑑定人か精神病者當人及び其周圍にとつての危険か除去せられたるものと宣言せる場合に初めて之を行ふことを得。限定責任能力者につき特に規定することを爲さず。危険の状態に關する一九二四年の法律案も亦精神病の故を以て釋放せられたる者、及び刑事訴訟に連累たるにあらざる精神病者は其の危険なる場合には、判事に於て其の治癒する迄の間又は其の危険ならざるに至るまでの間之を療養所に附託する旨を規定せり。

(b) ベルギー

ベルギーは從來の精神病者及び精神上の缺格者に對する保安方法を行政當局の規律する所に一任したりしか、然も一九二〇年五月三十日及び十月十五日並に一九二二年七月二十二日の命令を以て既に *Laboretaires d'anthropologie pénitentiaire* (刑事人類學試驗所) を設置し、幾多の豫備作業の後一九二五年を以て精神上の異常者、常習的犯罪人及び其の他の者に對する社會的保護法案を提出し、其の第一條に被告が精神病者、低能者若は精神障礙者 *insuffisance et déséquilibre mental* たるの嫌疑理由あるときは、裁判所は觀察の爲本人を中央監獄の附屬精神病室に送致することを得べき旨を規定したり。此の命令は口頭辯論を前提とするものにして、控訴を以て之に對し不服を申立つることを得。拘留は三箇月後に至つて

更に一回三箇月の間之を命ずることを得へし。其の第六條に刑事裁判所は重罪若は輕罪を犯し且精神病者
 低能者又は精神障礙者を直ちに政府の特別なる施設に附託することを得。既に一年以上施設に收容せら
 れたることありたる時、又は既に一年以上の刑に服役したることありたる時は前段の附託を行ふを要
 す。此の裁判は公開の辯論に於てし、之に對して不服を申立つることを得。第十一條以下に依れば各附
 屬精神病室に裁判所長、州參事會員及び附屬精神病室の醫師より成る委員會を設置す。此の委員會は監置
 の方法及び放免に關して決定を爲す。第十七條以下に依れば放免は五年後に於てし、行爲の懲役、特別禁
 錮又は終身間の禁錮を以て處罰せらるる場合に於ては十年後、死刑を以て處罰せらるる場合には十五年
 後に於てす。拘置の期間を伸長するには新なる決定を必要とす。期間の経過するに先ち矯正の實舉りた
 るとき又は危險の除去ありたるときは一年間醫師の監督の下に置くこととして考試的に放免を行ふこと
 を得。第二十一條に重罪又は輕罪に基く囚人其の刑期中に精神病者、低能者又は精神上の障礙者となりたる
 ときは其の刑期の経過したる後も司法省に於て之に保護を加ふるも、是亦其の犯罪に應じて五年、十年又
 は十五年の期間を超ゆることを得ずと規定せり。

(c) ブラジル

ブラジルに於ては刑法典に依れば精神病者は其の家族に引渡し、又は公安の爲に癲狂院に拘置す。其の
 外に一九〇三年十二月二十二日の命令を存す。一九二一年五月二十五日の命令に依れば其の放免せられた

ると、刑の言渡を受けたるとを問はず、すへての精神病者の爲に *manicomio judiciario* を存し、共和國
 各州に於ける精神病取締官廳の附屬たらしむるものとす。

(d) ブルガリヤ。一八九六年の刑法典第四十一條

責任無能力者は裁判所に於て必要と認めたる時は、之を其の親族又は其の他の保護權利者の監督の下
 に置き、又は其の矯正するに至るまでの間之を施設内に監置するものとす。

(e) コスタ・リカ。一九二四年の刑法典第三十六條

精神病者の保護はアルゼンチンに於けるか如き癲狂院に於てす。

(f) デンマーク。一八六六年の刑法典第三十八條

責任無能力の場合にあつては裁判所は保安處分を命ずるものにして、此の保安處分は其のものはや之を必
 要とせざるに至りたるときは行政當局に於て之を廢止するなり。一九二五年四月十一日には或る種の危險
 なる人物(精神上の低能者)に關する法律の制定を見たるか、此の法律に依れば發育不完全、精神生活の
 危險なる薄弱又は障礙——其の中には性的異常をも包括す——犯罪又は犯罪の脅威の決定的動機たりし人
 物は當該の犯罪又は犯罪の脅威か風俗上の犯罪、暴力行爲及び其の他の社會上危險なる行爲として社會公
 共の法律的安寧に著しき危害を及ぼせるときは、之を保安方法に服せしむることを得る旨を規定し、居所
 の指定、居住の禁止、施設内に於ける拘置を以て所謂保安施設に屬するものなりとせり。此の命令は裁判

所に於て之を爲すものとし、裁判所は具體的に處分を指定すれど、之を實施するものは行政官廳なり。放免は其の之を行ふことを得るに及んで司法大臣に於て之を行ふ。裁判所は本人に對して補佐人を附す。其の風俗上の犯罪に關する場合にあつては刑の服役後の時期についても特別の負擔を課するを得へし。此の法律は一九二七年末まで又は新刑法典の施行までの間其の效力を有するものとす。而してデンマークの草案は何れも危険なる責任無能力者又は限定責任能力者につき判事に於て保安處分を命ずるものとし、保護監督又は施設監置をも課することを得るものとせること全然一九二五年の法律に於けると同じ。一九一七年の草案第五十七條、第五十八條、一九二三年の草案第七十二條、第七十三條、一九二四年の草案第九章。

(g) イギリス

一八八三年の精神病者取締法 Lunatics Act は精神病者 insanes につき判事は其の行爲の認定後精神病犯罪人 criminal lunatics として政府か之を放免するまでの間之を監置するを要する旨を規定したり。其の條件付若は無條件放免を命ずるは國務尙書なり。限定責任能力者 mental defectives については一九一三年八月十五日の限定責任能力者法 Mental Deficiency Act は裁判所をして idiots (白痴) imbeciles (魯鈍) feeble minded (精神上の低能者) moral imbeciles (道德上の遲鈍者) を監督に附し、又は施設に附託すへからしめんか爲に判事は之に對する判決の言渡を猶豫することを得るものなること、又は判事

自身直ちに此の命令を爲すを得るものなることを規定したり。また精神の薄弱なる feeble minded 囚人は一八九七年以來ハークハースト及びエールスベリーの特別なる施設に收容するものとし、精神病者たる囚人は曩に述べたる criminal lunatics と同様の養育院に收容す。此の養育院はブロードモアに設置せらるるなり。

タスマニヤに於ては一九二四年の刑法典第三百八十條以下は英法に於けると同一の方法に於て精神病者に關して規定を爲す(是亦一九二〇年の Mental Deficiency Act を以てするなり)。

(h) エストランド

エストランドに於ては謀殺及び放火の場合についてのみ精神病者を癡狂院に拘置するの規定を設く。

(i) フィンランド

フィンランドにあつては一九二一年の草案は第四章(犯罪行爲の爾他の法律上の結果)第四條乃至第六條に於て懲役に値ひする行爲を犯したる精神病者は判事に於て其の疾病の期間中癡狂院に附託することを得るものと規定し、限定責任能力者は其の危険の存續する間刑に代へて強制監置所に拘置するものなるも其の期間は二年以上とす。其の禁錮に値ひする行爲の場合にあつては精神病者の社會的危険性は一層明白に認定することを必要とし、また二年よりも短き期間之を拘置することを得るなり。

(k) フランス

フランスにては此の種の處分は只今までの所全然行政官廳に一任せり。

イタリ

刑法典第四十六條に依れば責任無能力者釋放せられたるときは、裁判所は之を警察官廳に引渡すものとす。警察官廳は、刑法施行法第十三條以下に依り民事裁判所の所長をして其の引渡を受けたる責任無能力者を抑留すへきや否やを指定せしむ。草案第三十二條、第四十二條、第六十二條に依れば心神耗弱者重罪を犯したる場合に於て行爲が重きとき、又は本人が甚たしく危険なる人物なるときは之を刑事癲狂院に附託すべく、之に反し行爲が比較的輕きか、又は本人自身か餘り危険ならざる人物なるときは之を監視院 *Ueberwachungsanstalt* に附託す。是等の施設に於ける拘置は前者にあつては三年以上とし、後者にあつては一年以上とす。

m) オランダ

オランダに於ては從來刑法典第三十七條は判事が觀察の爲に責任無能力者を一年以下の期間病院に附託することを得へき旨を規定するに止まれりしか、一九二五年五月二十八日の所謂精神病者取締法は之に追加して精神病者輕罪及び或る種の違警罪を犯したるときは判事に於て之を政府の處分に任す旨を規定したり。只此の規定は即時に施行せらるるにあらざるなり。其の外此の法律は限定責任能力者の場合に於ける刑の減輕に關する規定を爲すものにして、判事は此の種の人物をも之を政府に附託することを得るなり。

此の附託は二年間其の效力を有するものなれども、之を更新することをも得へし。而して政府は精神病者を國立療養院又は給養院に拘置するものなり。

(n) 北米合衆國

精神病犯罪人は往々にして無難作に私立施設に拘置したりしか、現今にては即ち例へはニューヨーク州に於けるか如く判事に於て特別の施設に附託することをも爲すなり。

(o) ノールウェー

ノールウェー刑法典は第三十九條に於て精神病の故を以て放免ありたるとき、又は限定責任能力の故を以て輕微なる處罰を受くる場合にあつては判事は（陪審員を通して犯人の危険性を認定したる後）犯人に對し一定の居所を指定し又は之を禁止することを得へく、或はまた之を癲狂院、療養院若は養育院又は勞働所に配當することを得る旨を規定せり。而して此の處分は其の不必要となりたるときは政府に於て再び之を廢止するものとす。然るに一九二六年の草案は此の點に關して改正を提案し、更に多數の保安方法を記載し其の手續の全部を擧げて之を判事の監督の下に置くこととしたり。判事は原則として保安處分を命ずることを得るを以て常とするも、列擧したる若干の重き場合に於ては之を命ずることを必要とするなり。其の外新に保護監督、私設療養院への拘置及び監獄監置を認む。裁判所は一定の期間を定めて此の期間中は考試的放免のみを行ふことを得るものと爲すことを得。而して放免を爲すに先ち常に鑑定人たる醫

師の意見を徴することを必要とするなり。

(p) オーストリー

オーストリー刑法典中には之に關する規定を存することなし。一九二二年の草案中には第三十六條は精神病者たる責任無能力者につきて其六箇月の自由刑よりも重く處罰せる行爲を犯し、且風俗上又は人身若は財産の保安上特に危険なるものと認むべきときは、之を國立の精神病犯罪人收容所に引渡すべき旨を規定せり此の拘置は本人の社會的危険性の存在する間存続するものなり。また第三十七條に依れば限定責任能力者か重罪又は六箇月の自由刑よりも重く處罰せる輕罪を犯し、且社會上危険なるものとして認めらるるときは刑の服役後裁判所の決議に基きて引續き之を特別の施設内に監置することを得へし。然り而して一九二二年のオーストリーの反對草案は第七十六條乃至第七十九條の規定に於て著しく一九一九年の獨逸の草案第八十八條乃至第九十條と一致するものなれども、然も監置は六箇月を超えざる刑に代ることを得るものなること、監置は少くとも刑か存續すべき間丈けは存続するものなること、及び刑期以前に行ふ放免は條件付の放免たるものなること等の變更を以てす。

(q) ベルギー。一九二四年の刑法典第八十九條以下

一九二四年の刑法典第八十九條以下は社會上危険なる責任無能力者は判事に於て療養院又は養育院に附託するものなること、限定責任能力者も刑を延期せられ且延期の原因の消滅したる場合に限り事情に應じ

て刑を執行せらるべきときに亦同様たるものなりとす。

(r) ポルトガル

ポルトガルは此の點に關する規定を掲ぐることなし。

(s) ルーマニヤ

ルーマニヤは一九二四年の豫備草案に至つて初めて責任無能力者の拘置を認めたり。

(t) スウェーデン

スウェーデン刑法典第五章第五條は尙ほ未だ何等の規定をも掲ぐることなく、精神病者は之を行政官廳に附託し、行政官廳に於て之につき配慮を爲すものなりとせり。然れども草案第八章第一條及び第二條に依れば判事は責任無能力者たる犯人を公立の療養院に附託するものにして、犯人は其の危険性かもはや存在せざるに至つて初めて療養院より放免せらるることを得るものとす。而して行爲か禁錮を以て處罰せらるるに止まるるときは、判事に於て先づ明白に犯人の危険性を認定せざるへからず。また行爲か罰金を以て處罰せらるるに止まるるときは此の處分は全然問題たる能はざるなり。限定責任能力者の場合にあつても亦然りとす。監置は刑に代るものなるも、刑務労働を以て處罰せらるる行爲の場合にあつては少くとも三年以上たるものとす。

ここに官設の専門家委員會か一九二三年五月三十一日を以て提出したる限定責任能力者、所謂

Psychopathien の監置に關する提案は人身又は物件にとつて危険なる限定責任能力者たる受刑者は其の二年以上の刑務労働の刑を受くるに値ひせるか、又は前に既に刑務労働の刑を言渡され、今また新にかくの如き刑の言渡を受けたるときは、常習的犯罪人をも判断することを以て管轄とする判事五人と醫師二人とを以て組織する特別裁判所に於て之を特別な監置施設に送致するを以て其の主旨とす。監置は少くとも三年以上存続するものとし、何れの場合にあつても危険性の繼續する間は存続するものとし、放免の場合にあつては五年以上の保護監督を命ず。其の累犯に係るときは監置は少くとも刑の存続すべき間丈け存続するものとし。特別裁判所の裁判に對しては不服を申立つることを得へからず。其の保護監督の場合にあつては居所の指定をも行ふことを得。重き場合に於ては裁判を爲すに先ちて醫師の鑑定を求むべき旨を規定したり。草案には充分なる理由を附したるか此の草案は一九二六年以來王國議會に提出中にして、其の法律委員會は是か可決の動議を爲したり。

(u) スウキス

スウキスに於ては之に關する刑法上の規定を有せざる州多く、是か監置を行政に一任するを常とす。即ち判事は危険なる責任無能力者を行政に附託することベルン、フライブルグ、ジュネーヴ、サン・ガラン、ノイエンブルグ、シャーフハウゼン、シュウキッツ及びワートの諸州に於て見る所なり。チューリヒに於ては一九一九年の刑法典は第三百九十一條乃至第三百九十四條に於て判事は責任無能力者を司法部の指圖

に附し、司法部は後見官廳と交渉を遂げて必要な事項を爲すものにして、放免には是か同意を必要とす。またバーゼルスタット、オッフフルデン、テッシンの諸州に於ては刑事裁判官は自ら拘置を命ず。一九一八年の草案は責任能力に關する規定と相牽聯して第十三條乃至第十五條に於て此の問題を規律し、判事は責任能力者及び限定責任能力者か犯人たる場合に於て犯人か社會的に危険なるか、又は其の狀態か治療又は保護を必要とするときは之を施設に拘置する旨を命ず。而して是か執行は行政に一任せらるるものなれども、放免に關して裁判を爲すは判事なり。限定責任能力者に對する刑の執行は一時之を停止し、後に至つて再び開始するを必要とすることなし。

(v) スペイン

スペイン刑法第八條は責任能力者か重き罪を犯したる場合には判事は之を癲狂院に附託するの義務を負ふものとし、比較的重からざる犯罪の場合にあつては判事は責任無能力者を其の家族に責付す。而して是か實行は一九九七年九月一日の命令に依つて規律せらるる所たるなり。

(w) チェッコ・スロウアキヤ

チェッコ・スロウアキヤの草案は病因の爲に特別な施設を規定し、之に種々なる範疇に屬する患者を收容するものにして、身體上の癱篤疾者及び高齢者に加へて精神病者又は異常者及び酒精濫用者も亦ここに收容せらるるなり。判事は精神病に基きて釋放せられたる者か社會上危険なるときは第五十四條に依り

之を施設に附託し、第五十五條に依り社會上危險なる低能者をも施設に收容するものにして、此の低能者はここに於て其の刑に服役するなり。此の場合を除外すれば拘留の短期は一年とす（第五十七條）。施設内に於ては其の之を爲し得る限りは醫師の指揮の下に囚人に勞働を教育するを要するなり。

(x) ホンガリー

ホンガリーの現行刑法典は未だ此の點に關する規定を有せず。一九一四年の豫備草案は精神病の犯人を療養院に送致せんことを判事に命じたり。社會上危險なる限定責任能力者は判事に於て刑後之を施設内に監置し、又は之を監督に附することを得へしとす。

(y) ウェネズエラ

一九二六年の刑法典第六十二條に依れば判事は精神病者を是か爲に定めたる施設内に附託するものにして、精神病者は判事の許可ありたる場合に限り施設より放免せらるることを得るものとす。比較的重からざる犯罪の場合にあつては精神病者を其の家族に附託することをも得へし。

二、次に擧ぐべきは酒精濫用者にして是は從來はアルゼンチン、イタリー及びチェッコ・スロウアキヤに於て他の癡醉毒の服用者と同視せられたるのみに止まるなり。然り而して酒精濫用者についてはこの處分認めらる。飲食店出入禁止 *Wirtschaftsverbot* 及び酒精濫用者療養所への收容 *Unterbringung in einer*

Trinkerheilanstalt 是なり。

(a) 飲食店出入禁止の處分は餘り多く認められずして、デンマークに於て一九〇五年四月一日の法律第六條以來及び一九一七年の草案第五十九條、一九二三年の草案第七十四條中に於て、スウキスに於て聯邦刑法、軍事治罪法、多數の州刑法、及び草案第五十三條に於て、オーストリー反對草案第八十條に於て、チェッコ・スロウアキヤの草案第六十一條に於て之を認めたるのみに止まれり。然れども其の規定に至つては著しく區々にして、スウキス、チェッコ・スロウアキヤ及びデンマークの草案にあつては行爲か酒精分含有飲料の過度の飲用に歸著せしむべきときに禁止を爲すことを得へく、オーストリーの反對草案にあつては犯人か泥酔中常軌を逸脱するの傾向あり、且自己の責任に基く泥酔状態に於て行爲を爲したることを必要とし、デンマークに於ては禁止は自由刑に附帶してのみ禁止を許し。オーストリーの草案にあつては重き自由刑に附帶しては禁止を爲すことを許さず。禁止は何れの國にあつても酒精分含有飲料を手交する酒場への出入を目的とするものなれども、デンマークにあつては酒精分含有飲料を販賣する小賣商に出入することをも禁止中に加へたり。而して禁止の期間は區々にして、スウキスに於ては一年半以上二年以下、チェッコ・スロウアキヤに於ては三年以下、オーストリーの反對草案にあつては一年以下、デンマークに於ては五年以下なり。而してデンマークにあつては公刊の新聞紙に公告を禁止すれども、其の他の諸國にあつては之を規定す。即ちスウキスに於けるか如し。

(b) 酒精濫用者療養所への拘留は聊か前者と異なるものありて、是は廣く流布したる制度に屬し、アルゼ

ンチンに於ては一九二四年の危険なる人物に関する法律案中に、ブラジルに於ては酒精濫用者 *the chronic* に關する一九二二年七月六日の命令中に、チリーに於ては一九二五年五月七日の法律中に、デンマークにあつては一九一七年の草案第五十九條、一九二三年の草案第七十五條、一九二四年の草案第六十八條（一九二二年六月十二日の法律をも参照すへし）中に、イギリスに於ては一八九八年の泥酔者取締法 *Inebriates Act* に依り、フィンランドに於ては一九二五年の草案に依り、イタリアに於ては草案第六十三條に依り、レットランドに於ては一九二五年の酒精濫用鎮壓法に依り、ニュー・サウス・ウェールズに於ては一九〇〇年の泥酔者取締法、一九〇九年の同法改正法に依り、ニュージールランドに於ては一九一八年十二月十日の法律に依り、ノールウェーに於ては浮浪罪、乞丐及び酒精濫用に關する一九〇〇年五月三十一日の法律一九一八年三月八日の同法改正法に依り、オーストリーに於ては一九一二年の草案第二百四十三條、一九二二年の反對草案第八十一條乃至第八十三條に於て、ベルギーに於ては刑法典第四十一條に於て、スウェーデンに於ては酒精濫用者の處遇に關する一九一三年六月三十日の法律に依り、スウキスに於ては多數の州刑法及び一九一八年の草案第四十二條に於て、チェッコ・スロウアキヤに於ては草案第五十四條に於て、ホンガリーに於ては一九一四年の草案第九十八條に於て、ウエネズエラに於ては一九二六年の刑法典第六十四條第四號に於て之を認む。

拘置の條件は原則として泥酔に基く、若は泥酔と相牽聯する犯罪行為の所犯たるを以て常とす。然りと

雖行為は禁錮を以て處罰せらるる重き行為たることを必要とするものデンマーク、イギリス、ベルギーの各刑法典及びスウキスの草案の如きあり。或はまた行為の外に犯人に社會的危険性の認定せらるることを必要なりとするものにスウェーデン刑法及びオーストリー、ホンガリーの各草案あり。或はまたアルゼンチン、ブラジル、イギリス、デンマーク、スウェーデン、ノールウェーの各刑法、イタリア、オーストリー、スウキス、チェッコ・スロウアキヤの各草案及びウエネズエラ刑法にあつては犯人が常習的の酒精濫用者たることを必要とす。泥酔の故を以て放免せられたる場合をも規定する法律は極めて少くして、ベルギー刑法典及びスウキス、チェッコ・スロウアキヤの各草案につき之を見るのみ。其の外人が酩酊して危険なる場合に此の處分を爲すことを得るものはブラジル、イギリスの各刑法、オーストリーの草案及びスカンデナヴィヤ諸國の法律なり。而してスカンデナヴィヤ諸國の法律は尙ほ其の外に人か酒精濫用の故を以て救貧官の負擔となるに至りたる場合をも掲ぐ。只一九二三年以來のデンマークの草案は之を削除せり。

比較的古き立法例に依れば行政官廳か拘置を命令すべきものとせることスウキスの多くの州及びスウェーデンの刑法に於けるか如し然らざる場合には刑事裁判官に於て是か決定を爲すなり。

酒精濫用者療養所か特別施設たることは何れの國にも見る所なり。只オーストリー及びチェッコ・スロウアキヤの各草案は之を以て精神病者の爲に定めたる組織中の一部たるものとせり。また之を以て國の施設とするや、はたまた自治體の施設とするやの點も極めて區々にしてイギリスにあつては原則として地方

の施設たるものとし、只其の重き場合に對してのみ國家に於て施設を設くるに止まれり。只例外として若干の立法例は私立の施設をも認む。由來此の施設は治療の爲にせらるるものにして時あつてか其の治療の爲にせらるるものなるの主旨を名稱上に示すものあり。然れどもノールウェー及びベルギーの各刑法典は勞働所をも規定し、イタリーの草案の如きは一種の勞働施設をも設けんとせり。

拘留か治療の目的の達成せらるるまでの間若は危険の除去せらるるまでの間存続するものなることは素より言を俟たず。然れども多くは其の期間を定む。ブラジル及びイタリーは一年以下にしてスウェーデン亦然り(スウェーデンにては累犯の場合には二年)、デンマーク及びノールウェーは十八箇月(累犯のときは三年)、ベルギー刑法及びオーストリー、スウェーデンの各草案に於ては二年にして、イギリスに於ては三年なり。

昔は短期の刑を以てしてのみ酒精濫用を鎮壓せんとし、特にイギリスに於ても亦然りとしたりしか、現今にては相當重き刑の言渡の外に拘留を行ふを常とするに至りたり。此の處分をして刑に代らしむるか如きは只極めて稀にのみ認めらるる所たるに止まるなり。酒精濫用者は之を處罰すべく、只其の刑を以て特別施設に於て服役するものと規定するはウエネズエラあるのみ。然り而して放免は考試的に行はるるもの多く、又は少くとも負擔を課して之を行ふものとし、時あつてか保護監督に附することとして放免を行ふものあり。

國際刑法に關する問題

凡そ國內の刑罰法規の土地に關する適用は如何に限定せらるるか。特に國內の刑罰法規は如何なる程度まで外國、船舶又は航空機上に於て内外人の犯したる行爲に適用せらるるか。

惟ふに國際刑法 Internationales Strafrecht の諸問題を解答するに當つては屬人主義 Personalitätsprinzip とか、實質主義 Realsprinzip とか云ふ如き從來慣用の原理原則(註一)は何等の用をも爲す能はずして、此の場合にあつては寧ろ、(一) 當該の國は自國の法益、共通的法益及び外國の法益の中、何れの法益を保護するものなりや、及び(二) 如何なる人物の侵害に對して此の法益を保護するものなりや、自國民の侵害に對して此の法益を保護するに止まるものなるか、はたまた外國人の侵害に對しても之を保護するものなるか。而して兩者は其の如何なる限界に於てするものなるかと云ふ二の見地を以て主眼とするものなることを念頭に置かざるへからず。此の見解は理論上正當なるものなりと雖、然も比較法制的敘述を爲すに當つては之に代ふるに更に一般的にして、且形式上更に理解し易き三の標準に區分する所なるへからず。三の標準とは何ぞ。行爲地 Tatort 犯人の國籍 Täterzugehörigkeit 及び法益の國籍 Realobjektzugehörigkeit (即ち土地の關係や行爲地と云ふことを度外視しての法益の國籍) 是なり(註二)。

〔註二〕スウェーデンの草案理由書第七十四頁以下に於ける之に關する議論を参照すへし。

〔註三〕一八八九年のフィンランド刑法典は一八九四年四月二十一日の勅令に依つて恰もここに問題たる點に於て改正を受けたり (Übers, Allgem, Osterr, Gerichts, 1895, 199 参照)。其の爾來引用せらるる所は此の法文に於て然るものとす。

第一部 總論

一、内國犯罪 Inlandsdelikt

某々の國內に於ける所犯に係り、其の國の立法上それ自體として有罪なる行爲か此の國に於て有罪たるものなること(行爲か果して有罪なりや否やの問題)及び刑は其の國の法律に従つて構成せらるるものなること(行爲か如何様に有罪なりやの問題)は、時あつてか自明の事項として法律、草案中に特に之を記載することを爲さざるものあり(所謂屬地主義 Territorialitätsprinzip の原則)。此の第一の點(行爲か果して有罪なりや否やの問題)を明示的に高調するは、ベルギー及びルクゼンブルグ刑法典各第三條、一九一〇年のセルビヤの草案第四條、一九二二年のユーゴスラウキヤの草案第四條、イタリー刑法典第三條第

一項、イタリーの草案第二條第一項、スウェーデン刑法典第一章第一條及び第二條、フィンランド刑法典第一章第一條第一項第一號、第二條第一項(註一)オランダ刑法典第二條、チェッコ・スロウアキヤの草案第六條の(a)、一九〇三年のロシア刑法典第四條、レットランドの草案第四條、ブルガリヤ刑法典第三條、ホンガリー重罪及び輕罪刑法典第五條、ノールウェー刑法典第十二條第一號、デンマーク刑法典第二條、一九二三年及び一九二四年のデンマーク刑法典第七條第一項第一號、チリー刑法典第五條(第六條参照)〔註二〕、ルーマニヤ刑法典(一八九四年二月十五日の法文に於けるもの)〔註三〕第三條、ギリシヤ刑事訴訟法第一條、一九二四年のギリシヤの草案第二條、支那暫行刑律第二條第一項、オーストリー刑法典第三十七條、第二百三十四條、一九一二年のオーストリーの草案第八十三條第一項、オーストリーの反對草案第三條第一項、一九一八年のスウキスの草案第三條第一項、スウキス聯邦の諸刑法典(ワット州及びワリス州のそれを除外す)、ウエネズエラ刑法典第三條、コスタ・リカ刑法典第二百十九條第一號、ペルー刑法典第四條、アルゼンチン刑法典第二條第一號、勞農ロシア刑法典〔註四〕、スペイン刑法典〔註五〕、獨逸現行法第三條、獨逸の公式草案第四條第一項にして、時あつてか其の所犯の内地人に依つて行はると外國人に依つて行はるとは〔註六〕此の場合に何等の差別をも來すものにあらざるを特筆するものあり〔註七〕。刑の構成か内國の法律に従つて行はるるものなることは多くは文體に依つて表明せらるるを常とし〔註八〕、例外として之を特筆するものあり〔註九〕。また内國に於ける内國犯罪 Inlandsdelikt im Inland

の有罪性を時あつてか治外法権者 *Exterritoriale* (註十) について特筆するものあり。更に時あつてか外國に於て行はれたる裁判に對して國內に於て行はれたる同一の犯罪行為に關しての完結の効果 *Finalis-ungswirkung* を與へ、若はまた少くとも此の場合に於ける國內犯罪の訴追を特別なる申立又は命令ありたる場合に限るものとするあり。即ち外國人に關するフランス刑事訴訟法第七條第二項(一九〇三年四月三日の法律の法文に於けるもの)(註十一)、スウキス刑法草案第三條第三項(スウキス國の囑託に基きて訴追せらるる外國人につきてのみ)(註十二)、スウキスの若干の州法(其の範圍は區々たり)(註十三)、スウキス刑法草案第十條(註十四)、イタリー刑法典第三條第二項及び第三項及び(更に一步を進むるもの)イタリー刑法草案第二條第二項(註十五)(註十六)の如し。

(註一) 緒論の註一参照。

(註二) 同刑法典第五條に依ればチリー刑法は「外國人を包含するチリー共和國のすへての人民を羈束」し、第六條に依ればチリー共和國の領土外に於てチリー國民又は外國人の所犯に係る重罪又は輕罪は法律の特定せる場合の外はチリー共和國内に於ては處罰を爲さざるなり。

(註三) *Tanovicano im Strafgesetzgebung der Gegenwart* I, S. 498ff. を参照すべし。

(註四) *Das Recht Sowjetrusslands*, h. von A. Maklezow u. a. (1925) S. 368 を見よ。ロシア社會主義聯邦勞農共和國の刑法典の適用は該共和國内に於て犯したるすへての犯罪に及ぶものとし、犯人

か自國の國民たると外國人たるとを問はざるなり。

(註五) ここに考慮せらるるは若干の——多くは訴訟法の色彩を帶ふる——規定にして、即ち一八五二年十一月十七日の勅令第二十九條は外國人は其の國內に土着せると一時的に滯留せるとを問はず其の國內に於ける所犯に係る犯罪に關して、スペインの法律と裁判所とに服従するものなる旨を定め、裁判籍の併合に關する一八六八年十二月六日の法律第一條第六號は通常裁判所に與ふるに其の土着せると一時的の滯留なるを問はず外國人の刑事事件につき裁判を爲すの權限を以てし、一八七〇年九月十五日の裁判所構成法第二百六十九條は法律に規定せる例外的場合を除き刑事事件に於て裁判を爲すは通常裁判權に屬すと云ひ、同第三百三十三條はスペイン國內に於て「違警罪 (*Faltas*)」スペイン刑法典第一條参照)を犯し、又は重罪 (*„delito“*) スペイン刑法典第一條参照)の所犯ありたる外國人は人又は土地につきて裁判を爲すの權限を有する者に依つて裁判せらるるものとす」と云ひ、更に(第三百三十五條)スペインの裁判所はスペイン國內に於て所犯に着手し、外國に於て既遂に達したるか又は失敗に歸したる重罪につき、其のスペイン國內に於て行ひたる行為かそれ自體として重罪を成す場合に是か裁判を爲す。また第三百四十三條に依れば通常の裁判所は此の法律か軍人及び海員に關して規定を爲す以外の例外を認むることなく違警罪につきて裁判を爲すの權限を有す。最後にスペイン民法典第八條は刑罰法規はスペイン領土内に居住するすへての者(土着人たると外國人たるとは問ふ

ことなし) 羈束する旨を規定せり。

〔註六〕外國人のみにつきて規定を爲すはオーストリー刑法典第三十七條(重罪に關する規定)、「オーストリー國內に於て重罪を犯したる外國人に關しても亦本法に依つてのみ判決を言渡すべし」及び第二百三十四條(輕罪及び違警罪に關する規定)、「オーストリー帝國內に居住する外國人と雖公安及び公の秩序に關する命令は知悉するの義務あり、其の營業を企圖する場合にあつては此の營業に關する特別の命令を知悉するの義務を負ふものなるか故に、此の輕罪及び違警罪につき有罪たることあるものとす」なり。

〔註七〕例へはベルギー刑法典第三條(「本王國の領土内に於てベルギー國民又は外國人の犯したる」)、ルクゼンブルグ刑法典第三條(「ルクゼンブルグ國民又は内國人」)、チリー(註二を見よ)、ホンガリー刑法典第五條第二項(「國民又は外國人の所犯に係る」)、一九〇三年のロシア刑法典(「犯人の外國人たる場合にあつても尙ほ」)、レットランド刑法草案第四條(「レットランド國の臣民に於けるか如く、外國人に於ても亦」)、勞農ロシア刑法典(註四を見よ)、デンマーク刑法典第二條(「犯人の國籍の如何に關係なく」)、ギリシヤ(訴訟法の法文に於て)刑事訴訟法第一條(「本王國內に於てギリシヤ國民又は外國人の所犯に係る違警罪、輕罪及び重罪はすべて刑事訴訟の客體たるものとす」)、一九二四年のギリシヤ刑法草案第二條(「本王國の領土内に於て外國人をも包含するすべての者の所犯

に係る犯罪」)、コスタ・リカ前掲(「犯人の國籍は何れなりとも」)、獨逸刑法典第三條、スウェーデン刑法典第一章第二條(スウェーデン刑法にあつては外國人につき「其の國內に於て逮捕せられたる」ことの制限を以てす)、フィンランド刑法典第一章第二條第一項(外國人が國內に在りたることの制限を以てす)及びスウェーデンの多數の州立法、例へはチューリッ第三條、シャーフハウゼン第三條、グラルス第二條、ツィグ第二條等なり。

〔註八〕即ちベルギー刑法典第三條(「ベルギー法上處罰せらるる」)、ルクゼンブルグ刑法典第三條(ルクゼンブルグ法の規定上處罰せらるる)、一九一〇年のセルビヤ刑法草案第四條、一九二二年のユーゴスラウキヤ刑法草案第四條(「本法上處罰せらるる」)、一九〇三年のロシア刑法典(「本法は國內に於ける所犯に係るすべての有罪行爲に之を適用す」)、イタリー刑法典第三條第一項(「イタリー法に依つて處遇せらるる」)、イタリー刑法草案第二條第一項(「イタリーの法律の適用を受くる」)、スウェーデン刑法典第一章第一條第二條(「スウェーデン法に依り處罰せらるる」)、フィンランド刑法典第一章第一條、第二條第一項(「フィンランド法に依り」)、ホンガリー刑法典第五條第二項(「本法の規定に依つて處罰せらるる」)、ブルガリヤ刑法典第三條(「本法に依り處罰せらるる」)、デンマーク刑法典第二條(「本法を適用す」)、ノールウェー刑法典第十二條(「ノールウェー刑法典を適用す」)、ルーマニヤ刑法典第三條(「本刑法典の規定を適用す」)、一九二四年のギリシヤ刑法草案第二條(「刑事

立法を適用す」、尙ほ解釋論としては民法典第三條に公の秩序に關する法規はギリシャ國內に在るすへての者を羈束すと云へるを参照すへし。オーストリー刑法典第三十七條「本法に依つてのみ判決を言渡すへし」註六參照、第二百三十四條「羈束せらるるものなるか故に」註六參照、一九一二年のオーストリー刑法草案第八十三條第一項「此の法律の規定に従ふ」、オーストリー反對草案第三條第一項「オーストリーの刑罰法規を適用す」、スウェーデン刑法草案第三條第一項「スウェーデンの法律に依り有罪とす」、及びスウェーデン諸州の規定に見る所の如し。

〔註九〕即ち一九二三年のデンマーク刑法草案第十條第一項、一九二四年の草案第十一條第一項「前數條の規定に依り國內に於て訴追を許すときは刑も、行爲の爾他の法律上の結果もデンマーク法に依つて裁判を爲すへし」。此の事は一九二三年の草案第七條、一九二四年の草案第七條（内國犯罪）にも關係するものにして、是等の規定は「云々の行爲はデンマークの刑罰權に屬するものとす」と云へり。

〔註十〕特に内國犯罪に關してブルガリヤ刑法第三條、一九〇三年のロシア刑法典第四條（竝に第五條第四號參照）。レットランド草案第五條（第四條參照）。スペイン（Ley Orgánica Art. 334）（訴訟法的法文に於てす）「前條（第三百三十三條、上の註五を見よ）に規定したる者を除き外國の王朝の首長 *Häupter der regierenden Familien* 大統領若は元首 *Chefs* 使節、全權委員、及び駐劄官、代理使節、

竝に大公使館に於ける外國人たる使用人にして、其の罪を犯したるときに當該政府の待命中の者」。尙ほ例へば一九一〇年のセルビアの草案第十三條に「治外法權 *Das Recht der Exterritorialität* に浴する者に對しては國際法の規則を適用す」（「國際法」の翻譯については *Seidel Monatschrift für Kriminalpsychologie* 8,559 Anm. 1 を參照）と云ひ、デンマークの刑法典第八條に「外國の大公使館、軍艦及び部隊竝に外國が當國內に任用したる官公吏の犯したる職務上の犯罪に關しては、國際法の一般原則を適用す」と云ひ、一九二三年のデンマークの草案第十二條、一九二四年の草案第十三條に「第七條（内國犯罪）乃至第九條の原則の適用を國際上承認せられたる除外例の制限を受くるものとす」と云ひ、ノールウェー刑法典第十四條に「上に記載したる原則の適用は國際法上承認せられたる除外例の制限を受くるものとす」と云ひ、オランダ刑法典第八條に「第二條乃至第七條の適用は國際法上承認せられたる除外例の制限を受くるものとす」と云ひ、一般なる（單に内國犯罪のみに關するにあらざる）條項をも參照すへし。

〔註十一〕外國人たる「被告人か自己は外國に於て既判力を以て判決の言渡を受けたりしこと、及び其の刑の言渡のありたる場合にあつては自己は既に其の刑の服役を了したるものなること、又は刑は時効に罹りたること、又は自己は恩赦に浴したりしことを立證したるときは、フランス國內に於て犯したる重罪若は輕罪につき訴追を行ふことを得ず」。

〔註十二〕 スウキスの草案第二條第三項に曰く、「外國人かスウキス官廳の囑託に基きて外國に於て訴追せられたる場合に於て外國の裁判所か當人を終局的に放免したりしとき、當人か外國の裁判所の言渡したる刑の服役を了したるときは、スウキス國內に於てはもはや此の犯罪の故を以て處罰せらるることなし」と。

〔註十三〕 バーゼルスタット州刑法典第三條第一項並に第一條（バーゼルラント州刑法典第三條第一項並に第一條と全然一致す）全然概括的にして、之に依れば權限ある外國の裁判所か行爲に關して既判力を以て判決を言渡し、放免を爲したるか又は言渡ありたる刑の執行を了し、刑の時効消滅を來し若はまた刑の免除ありたるときは、訴追を行はさるか又は之を中止するものとす。フライブルグ州刑法典にあつては第三條第四項は他の州若は外國の裁判所か放免の言渡を爲したるとき、又は刑の言渡を爲して是か執行を了し若は之を免除したるとき、又は——フライブルグ州若は外國の法律上——刑の時効消滅を來したるときに訴追を除外することとす。是よりも遙に制限的なるはヌーヴシャテル州刑法典第七條第一項及び第二項にして、之に依れば内國の犯罪につき新なる訴追の障礙を成すは外國に於ける刑の言渡のみに限り、放免は新なる訴追の障礙を成すことなし。また刑の言渡ありたることにあつても其の刑の服役を了したる場合に限り新なる訴追の障礙を成すなり。またベルン州刑法典の土地に關する效力範圍についての一九二四年七月五日のベルン州法第二條第二項に曰く、「犯人かベルン

州官廳の囑託に基きて、又は被害者の申立に基きて他の州又は外國に於て訴追せられ、且其の刑の言渡ありたる場合に其の刑の執行を了したるときは、ベルン州に於てはもはや此の犯罪の故を以て處罰せらるることなし」と。

〔註十四〕 「以上記載したる所に従ひスウェーデン法に依り且スウェーデンの裁判所に於て是か裁判を爲すことを得へき罪を犯したる者ありたる場合に於て犯人か之に對して國外に於て處罰せられたるときは國王の命令ありたる場合に限り國內に於ても之を起訴することを得」。尙ほ理由書八十頁以下を參照すへし。之に依れば此の規定は國內に於ける犯罪に對しても關係する所あるなり（國內に於て犯したる罪につき外國に於て受けたる刑に何等の斟酌をも拂ふことなしとするは、多くの場合に於て特に不當なりとして認めらるるものと謂はさるへからず）。

〔註十五〕 イタリア刑法典第三條第二項及び第三項、「内地人は其の外國に於て裁判を受けたる場合にあつても國內に於て裁判を受くるものとす。外國に於て裁判を受けたる外國人は司法大臣に於て是か處罰を要求したる場合に國內に於て之に對し裁判を爲す」。イタリア草案第二條第二項にあつては之に異り、外國に於て既に裁判を受けたる場合にあつては司法大臣の申立ありたる場合に（限り）内外人を訴追す。

〔註十六〕 其の外極めて特異なるグラウビュンデン州刑法第二條（内國犯罪をも犯したる外國人の處罰。

後者に關しては之を外國に一任することを得へし)をも参照。

二、外國犯罪 Auslandsdelikte.

A 外國に於て犯したる行爲にして當該國(内國)の刑法上それ自體として有罪なるもの、當該國內に於ける具體的有罪性の肯定の問題。所に依つては消極的に——所謂「屬地主義の消極的側面」"negative Seite des 'territorialprinzips'"——原則として處罰を行はざる旨を明示的に言明するものあるを見る(註十七)。而して其の積極的に肯定せらるるは左の場合に於てなり。

(一) 内地人に依る所犯の場合(其の程度に於ては所謂「屬人主義」personalitätsprinzip たるものとす)。

(a) 内地人の外國犯罪に依つて特に自國法益の侵害ありたるとき(其の程度に於ては所謂「實質主義」Realprinzip)

スウェーデン刑法典第一章第一條(註十八)、フィンランド刑法典第一章第一條第一項第二號a(註十九)、ベルギー一八七八年四月十七日の法律(註二十)、第二章第六條第一號及び第二號(註二十一)、及び第七條(註二十二)、ワッサ州刑法典第八條第一項及び第二項、第九條第一項(註二十三)、

スペイン(Ley Orgánica)第三百三十九條(註二十四)、一九二二年のオーストリー草案第八十五條第一項の一部(註二十五)、ツィング州刑法典第二條b(註二十六)、コスタ・リカ刑法典第二百十九條第九號(註二十六a)、ウエネズエラ刑法典第四條第一號、第四號(註二十六b)、デンマーク刑法典第五條(註二十七)、ノールウェー刑法典第十二條第一項第三號aの一部及び第三號b(註二十八)、チエッコ・スロウアキヤ兵役法第五十三條(註二十九)、チエッコ・スロウアキヤ草案第六條のcの一部(註三十)、オランダ刑法典第五條第一項第一號(註三十一)、ハンガリー刑法典第七條第一項第一號(註三十二)、國家的法律の秩序の有効なる保護に關する一九二一年のハンガリーの法律(一九二一年五月六日公布)(註三十三)、英法上に於ける或る種の場合(註三十四)、北米合衆國聯邦刑法(註三十四)、支那暫行刑律第四條(註三十五)、尙ほ獨逸刑法典第四條第二項第二號をも参照すへし。此の場合に自國に於ける有罪性の旨定せらるべき範圍は極めて區々にして、其の最も廣汎なるをスウェーデン及びフィンランドの刑法典とし、概括的に自國若し内地人に對する犯罪を取締ることとす。次にベルギー、スウキスのワリヌ州、スペイン、一九二二年のオーストリーの草案、コスタ・リカ、ウエネズエラの諸國は國家、其の存立及び其の安寧、其の信用其他に對する犯罪の外に、内地人に對する犯罪を概括的の法文に於て記載す。而して其の後者のみを擧ぐるに止まるはツィング州なり。デンマークの如きは國家に對する若干の犯罪の外に(一般的の條項を以て)自國內に於ける各個人に對する各

個の犯罪をも擧げたり。而して國家に對する特定の犯罪のみを専ら又は主として眼中に置けるはノールウェー（極めて廣汎なる程度に於て、違警罪をも包括す。尙ほノールウェー刑法典については下の（一）の（b）を見よ）、チエツコ・スロヴァキヤの草案、オランダ刑法典、ホンガリー刑法典、獨逸刑法典（前掲）等にして、イギリス、北米合衆國、支那の如きも亦恐らくは此の種に屬するものとすへし。

此の場合に有罪性若は訴追性の詳細なる條件若は制限として擧示せらるゝは

- (イ) 犯罪地に於ける有罪性を或る意味に於ての條件とするもの、ツィグ州刑法典第二條（註三三六）、
- (ロ) 國內に於て逮捕せられたることを條件とするもの（註三三七）、ベルギー（一八七八年四月十七日の法律第十二條、第六條第一號及び第二號に關するにあらすして、單に第七條に關するに止まる）（註三三八）、スペイン（前掲）（註三三九）、ファンランド（註四十四）、コスタ・リカ第二百二十條第一號（註四十四a）、ウエネズエラ第四條第二號第二項（第四條第一號に關す）
- (ハ) 被害者の訴を條件とするもの、スペイン前掲（註四十一）、ツィグ州刑法典第二條b（註四十二）ウエネズエラ（前掲）、ワリス州刑法典第九條第二項（此の場合に限る）（註四十三）。
- (ニ) 外國に於て行はれたる行爲若は外國の法律の規定にして外國に於て處罰に反對なるべきものに基づく有罪性若は訴追性の消滅（完結主義 *Erfeldigungsprinzip*）即ち其の一般的なるものベルギー（一八七八年の法律第十三條）（註四十四）、スペイン 前掲（註四十五）、ウエネズエラ第四條第二號第一項（註四十九）（註四十九a）。

三項（第四條第一號に關す）、ワリス州刑法典第十二條（註四十六）にして、幾分狹隘なるは（外國に於て處罰ありたる場合に限るとするもの）スウェーデン刑法典第一章第三條（註四十七）コスタ・リカ第二百二十條第二號、ツィグ州刑法典第二條b（註四十八）なり。而してかくの如き影響を明示的に否定するはホンガリー重罪及び輕罪刑法典第七條第二項并に第七條第一項第一號（註四十九）（註四十九a）。

（註十七）即ちベルギー刑法典第四條（ベルギー國民又は外國人かベルギー國外に於て犯したる犯罪はベルギー國內に於ては法律の規定ある場合限り之を處罰す）、ルクゼンブルグ刑法典第四條（ベルギーに同じ）、チリー刑法典第六條（註二を參照すへし）、一八五三年二月四日のスウエス聯邦刑法に關する聯邦法第一條（本法の明示的に別段の規定を爲さざる限りは、本法の規定したる刑はスウエス國の領土内に於て行はれたる行爲に對してのみ之を適用す）。一九二四年のギリシヤ草案第五條は最も輕微なる種類として違警罪に關する明示的な消極的の規定を掲ぐ。曰く、外國に於て犯したる違警罪は特別なる法律を以て規定せられたる場合限り處罰せらるゝものとす。

尙ほフィンランド刑法典（一八九四年四月二十一日の命令の法文）第一章第四條并に第四十一章乃至第四十四章（こゝに規律したる犯罪又は之に類似の犯罪——爾く稱せらるゝにあらざるも實は警察犯なりとす——は、其の外國に於ける所犯の場合にあつては、法律又は條約を以て特別に規定せられた

ることに限り之を處罰すへし。獨逸刑法典第六條、獨逸政府案第三百四十六條、尙ほスウェーデンの草案第二百八十八條にあつては之に異なる。理由書六十七頁を見よ。

(註十八)「……又はスウェーデン國に對して若はスウェーデン國民に對して外國に於て犯したる罪 („brott“ 一般的の表現方法なり) に對しては、内地人はスウェーデンの裁判所に於てスウェーデン刑法に依り處罰せらるゝものとす」。

(註十九) 前掲刑法典(一八九四年四月二十一日の命令の法文——政治上の關係の變動を來したるの事實を斟酌す)。フィンランド刑法に依ればフィンランド國民は其の外國に於て犯したる罪かフィンランド國又はフィンランド國民を對象とするときは、フィンランド國法に従つて處罰せらるゝものとす。

(註二十) 刑事訴訟法の「假名義」titre préliminaire を包括す。

(註二十一) 第六條、ベルギー王國外に於て左の行爲につき有罪たるベルギー國民はすべてベルギー國內に於て之を訴追することを得。(一) 國家の安寧に對する犯罪(之については *Beltjens, G., Encyclop. Dr. crim. Belg. I, 1. 1903, S. 92.* ベルギー刑法典第百一十一條及び第百二十條を除き第百一一條乃至第百三十六條、單に輕罪たるに止まる)、(二) 刑法典第二編第一章、第二章、第三章に所謂公の信任に對する重罪又は輕罪にして、其の重罪若は輕罪かベルギー國內に於て法定の流通力を有する通貨

有價證券、印章、印紙、商標又は國家又はベルギー國の公の行政若は營造物の印影裝置 *Reinprint-verkzeug* を對象とするもの。

(註二十二)「ベルギー王國の領土外に於てベルギー國民に對して重罪若は輕罪(狹義の)につき有罪となりたるベルギー國民は、すべてベルギー國內に於て之を訴追することを得」。

(註二十三) 第八條第一項に曰く「ワリス州の領土外に於て三年以上の懲役を伴ふ下記の重罪の一につき有罪となりたるワリス州民は、本刑法典の規定の定むる所に従つて本州内に於て之を訴追し且之を裁判することを得」。第二項、「かくの如くにして訴追し、裁判することを得べき犯罪は國家の安寧に對して犯したる罪、國家の最上級官廳の印章の模造の罪……(以下の字句については(一)の(b)及び(一)の(d)を参照すへし)とす。第九條第一項、「ワリス州民州外に於て州民の不利益に於て前條(第八條)に記載したる所以外の罪を犯したる場合に於て、被害の當事者か其の故を以て訴を提起したるときは、州内に於ても之を裁判し、之を處罰することを得」。

(註二十四) 國內の安寧、信用其他に對する犯罪に關しては(三)の(a)を見よ。其の外訴訟法の形式に於てする前掲第三百三十九條を参照すへし。「スペイン國民外國に於て他のスペイン國民に對して重罪(刑法典第一條を見よ)を犯したるときは、スペインの裁判所の判決を受くるものとす」。

(註二十五)「外國に於て第八章乃至第十一章(國家の存立及び安寧に對する有罪行爲——軍事上の犯罪

に對する加功及び不法徵募——不敬罪及び皇族に對する侮辱——ハンガリー王國の領土及びボスニヤ並にヘルゼゴウキナに對する有罪行爲)に記載したる重罪若は輕罪の一、大逆罪の教唆未遂……自己の負擔に屬する公職上の義務に違反する重罪若は輕罪の一……又は國民に對する有罪行爲につき有罪となりたる内地人は本法の規定の適用を受く。

〔註二十六〕 第二條「本法に依り處斷せらるゝ者次の如し。……(b) 州外に於ける所犯に係る有罪行爲にして犯人が州民 Kantonsangehörige なるとき、本州民に對して犯罪の行はれたるとき、訴の提起ありて他所に於て何等の處罰の行はれざりしとき」。

〔註二十六a〕 「コスタ・リカ國民か外國に於て他のコスタ・リカ國民に對して犯したるすべての犯罪」。
 〔註二十六b〕 外國に於てウエネズエラ共和國に對する背叛罪につき有罪となりたるウエネズエラ國民、及び互に其の法律上有罪なる行爲を犯したるウエネズエラ國民——「外國に於てウエネズエラ國民の私法上の身分及び其の能力に關する法規に違反したるウエネズエラ國民」。

〔註二十七〕 「デンマーク王國の刑罰法規に對する違反はデンマーク國民か外國に於てデンマーク國に對する背叛罪に依り、又はデンマーク國に對する大逆罪 Majestätsverbrechen に依り之を犯したるとき、デンマーク國の通貨を模造若は偽造し、又は外國に於けるデンマーク國の官吏を此の官吏としての地位に於て侮辱し、又は其の他の方法に於て國民としての忠誠關係及び服從關係に違反したるとき

にも亦之を存す。デンマーク國內に於て任用せられたる官吏か、デンマーク國外に於て職務上の犯罪を犯したるとき、並にデンマーク國民か其の命せられたる事項を執行するに當つて欺罔に依り、又はデンマーク國の法規上有罪なる其の他の方法に於て、外國に於ける居住中デンマーク國內に居住する者に對して負擔したる義務に違反したるときに前段記載の事實を存するものとす。」

〔註二十八〕 ノールウェー刑法典は次の行爲に對して其の適用あるものとす。(三) 外國に於てノールウェー國民又はノールウェー國內に居住せる者の所犯に係る場合に於て、行爲か

(a) (此の具體的の場合の配列は特に自國の利益の侵害と云ふ見地より見るときは、時あつてか極めて曖昧なり。 Vergleichende Darstellung allg. T. VI, 274 參照)。本法第八章(國家の獨立及び安寧に對する犯罪)、第九章(憲法及び元首に對する犯罪)、第十章(國民としての權利の執行に關する犯罪)、第十一章(職務上の重罪)、第十二章(國權に對する犯罪)……第三十三章(職務上の違反行爲)又は第三百三十五條(憲法其他に對する公然の嘲弄に依る公の靜謐に對する危害)、第四百十一條(國外移住の誘導)第四百十二條(國內に於て布教を認めらるゝ信仰に對する公然の嘲弄其他)……第三百六十九條(誣告)……第三百二十六條乃至第三百二十八條(官吏の職務執行の妨害、官吏侮辱の違警罪、 Vergleichende Darstellung a. a. O. 275 參照)、第三百三十條末項(不法の結社)、第三百三十一條(妄りに要塞其他を寫生する)を Vergleichende Darstellung a. a. O. 275 にも參照す)

し)。第三百二十八條 (不法の婚姻)……第四百二十三條 (ノールウェー國旗の不法掲揚 Vergleich-
ende Darstellung a. a. O.) の犯罪に屬するとき。及びすへての場合を通して行爲か

(b) ノールウェー國又はノールウェーの國權に對する重罪又は違警罪たるとき。

〔註二十九〕 一九二〇年三月十九日のチエツコ・スロウアキヤ共和國兵役法第五十三條に依れば本法に列
舉したる違反行爲は、其のチエツコ・スロウアキヤ共和國の領土外に於ける所犯に係る場合にあつても
尙ほ有罪たるものとす。

〔註三十〕 「左の各號の一に該當する者は本共和國の刑罰法規に依り之を處罰す。……(e) 本共和國の
國民外國に於てチエツコ・スロウアキヤの裁判所又は官署に於て實施せらるゝ事件に於て、虚偽の供述
を爲したるとき、其の外チエツコ・スロウアキヤの立法府、チエツコ・スロウアキヤの裁判所、官署若
は官吏に對する重罪又は輕罪を犯したるとき」。

〔註三十一〕 「オランダ國民オランダ國外の歐洲の地に於て左の各號の一に該當する行爲につき有罪と
なりたるときはオランダ刑法を適用す。(一) 第二編第一章及び第二章 (國家の安寧に對する犯罪、皇
位に對する犯罪) 及び第二百六條自己をして (兵役義務履行を不可能ならしむる行爲其他之に類似の
行爲)、第二百二十七條 (重婚其他之に類似の行爲)、第三百八十八條、第三百八十九條 (オランダ
政府の許可を得ることなくして敵船拿捕免許狀 Kaperbrief を受領すること及び之に類似の行爲、

オランダ政府の許可を得ることなくして敵船拿捕の目的を有するか、若は敵船拿捕の爲に使用せらる
船舶に船員として雇傭せらるゝこと其他之に類似の行爲)。

〔註三十二〕 「ホンガリー國民外國に於て本法第二部第一章 (大逆罪)、第二章 (國王に對する暴行其他
他之に類似の行爲)、第三章 (背叛罪)、第四章 (騷擾罪) に記載したる有罪行爲を犯したるとき、又
は第九章に記載したる通貨偽造の罪を犯したる場合に於て、ホンガリー國庫に於て支拂の手段として
收受せらるゝ硬貨、又は紙幣か其の客體を成すものなるとき、又は本法に於て通貨と同視するホンガ
リー國の (又はタクラシヤ・スラウオニヤの) 信用證券 Kreditpapier (第二百十條、第二百十一條)
か其の客體を成すとき」。

〔註三十三〕 此の法律はシラア氏の雜誌に譯載する所なり (Schiller, ZSt W. 42, 675 ff.)。其の第十一條
に依れば此の法律は「本法中に規定したる有罪行爲」、即ち(一) 國家又は社會の秩序を破壊若は滅盡
することを目的とする若干の重罪及び輕罪、(二) ホンガリーの國家及びホンガリー國民の名譽に對す
る重罪及び輕罪 (詳細は同法第一條乃至第六條、第七條及び第八條參照) に對しては刑法典第七條の
規定を適用すへし。

〔註三十四〕 イギリスに於ては英國國民の所犯に係る若干の外國犯罪を有罪とす。之については Kenny,
C. St., Outlines of Criminal Law 12, Aufl. 1926, 419 a 1 を參照すへし。其の中、に擧ぐらる

は、英國民の何れかの地に於て犯したる大逆罪 (Kenny, a. a. O., Strafgesetzbuchungen der Gegenwart 1. 619 u. Vergleichende Darstellung Allg. T. VI, 260f. 参照)、英領海外植民地の總督の所犯に係る壓制 oppression 其の他の犯罪 (Kenny a. a. O., Strafgesetzg. a. a. O. 620; Vergleichende Darstellung. a. a. O. 261 f. a. 1.) にして、英國民か何れかの地に於て犯したる重婚の罪の有罪性 (Kenny, a. a. O. u. 306, Vergleichende Darstellung a. a. O. 256, Strafgesetzbuchungen a. a. O. 619 参照) も亦此の中に數あることを得へし。其の外、國の機密の漏洩 (Kenny a. a. O. Vergleichende Darstellung a. a. 257f.) 爆發物取締法違反の犯罪 (Kenny a. a. O. Vergleichende Darstellung a. a. O. 257 中立に違反して外國の軍隊勤務に加入すること、又はかくの如き加入の招來)——イギリスとの間に平和状態を保てる國と交戦中なる兵力に勤務を致すこと——(Kenny a. a. O. u. 322, Vergleichende Darstellung a. a. O., 258f.) イギリスの訴訟手續に關し外國の領土内に於てイギリス官吏の面前に於てせる偽誓 perjury (Kenny a. a. O. u. 298 a. 2, Vergleichende Darstellung a. a. O. 262f. は一九一一年の偽誓法 perjury Act の制定以來陳腐に墮したり) 等なり。

〔註三十四 a〕 聯邦刑法典 The Federal penal code 第一條は叛逆罪 treason を定義するに國家に對し、國民の忠誠の義務を負担したる者國家に對して戰端の開始を來し (levies war) 又は國家の敵に對し援助又は支持を致すことに依つて「合衆國內若は他所に於て」之に加擔したるときは、之を叛

罪につき有罪とするの精神に於てし、第五條は合衆國民の所犯に係る外國政府との有罪内通を規律し、其の合衆國內若は合衆國の裁判權に服する地域に居住若は滯留せると、「外國の領土内に於ける」ことを問はざるものとせり。

〔註三十五〕 此の法律は特に列擧したる公の性質を有する或る種の犯罪にして、國民か中華民國の領土外に於ける所犯に係るもの、特に職務上の犯罪、外國との友好關係に對する犯罪、國家の機密の漏洩に關するものなり。

〔註三十六〕 「然れども(b)及び(c)の場合に於てはその行爲地法なるにもせよ、はたまた本州の法なるにもせよ兎に角輕き刑法の制限及び條件の下に於てのみす」。

〔註三十七〕 されは此の場合は闕席狀態に於ける判決 Urteil in absentia にあらず、闕席判決 Kontumacialurteil たるものにあらざるなり。

〔註三十八〕 第十二條「第六條第一號及び第二號及び第十條に規定したる場合を除外して犯罪行爲の訴追は……被告人かベルギー國內に於て逮捕せられたる場合に限り之を行ふ」。

〔註三十九〕 スペインの裁判所か裁判を爲すの條件左の如し。……(二) 犯罪人かスペイン國の領土内に在りたること」。

〔註四十〕 曩に引用したる一八九四年四月二十一日の命令の法文に於ける刑法典第一章第一條第一項第

二號、「後日に至つて犯人がファンランド國內に於て逮捕せられたるか、又は裁判の爲ファンランド國內に送致せられたるとき」。

〔註四十 a〕 任意的に又は引渡に基きて國內に在りたるとき。

〔註四十一〕 スペインの裁判所の裁判を爲すの條件左の如し。「(一) 被害者又は法律の規律に従つて提訴することを得べき者の一人が訴を提起したること」。

〔註四十二〕 註二十六を見よ。

〔註四十三〕 註二十三を見よ。ソリス州刑法典第十三條に依れば其の外法律か外國に於ける所犯に係る犯罪の訴追を認めたる場合に於ては訴追はすへて參議院の授權に基きてのみ之を開始することを得るものとす。

〔註四十四〕 第十三條第一項、「責任者か外國に於て同一の犯罪に基きて裁判を受けたるも、放免せられたる場合にあつては上記の規定（外國犯罪に關する）を適用せず」。第二項、「責任者か刑の言渡を受けたる後其の刑の服役を了し、若は其の刑か時効に依り消滅したるとき、又は恩赦の特典に浴したるとき亦前項に同じ」。

〔註四十五〕 第三百三十九條スペインの裁判所か裁判を爲すの條件左の如し。……「(三) 犯人か外國に於て放免若は恩赦を受けざること、又は處罰せられたること、及び其の後なる場合に於ては其の刑の

服役を了したること」。

〔註四十六〕 「第九條及び第十一條の規定は責任者か其の犯罪の行はれたる國に於て既に既判力を以て裁判の言渡を受けたるとき、及び其の刑の言渡ありたる場合にあつては其の國に於て既に刑の服役を了したるときは其の效力を有せず」。

〔註四十七〕 「何人と雖前に同一の犯罪につき外國に於て刑の服役を了したるときは、スウェーデン國外に於ける所犯に係る犯罪につきスウェーデン國內に於て處罰せらるることなし」。

〔註四十八〕 註二十六を見よ。

〔註四十九〕 「本條の規定は當人かハンガリー國の領土外に於て刑の言渡を受け、其の地の裁判所か當人に對して判定したる刑の服役を了したるとき、又は當人かハンガリー國國務大臣の副署を伴ふことなくして恩赦せられたるときにあつても、上記の各場合に之を適用すべし」。

〔註四十九 a〕 ノールウェー刑法草案理由書 (Motive zum norwegisch. Entw. übersetzt von Bitfle (1907)) 二十七頁參照。

(b) 特に國際的共通的なる利益（法益）か内地人の外國犯罪に依つて侵害せられたる場合。

即ち一九一二年のオーストリーの草案第八十五條第一項——一部——〔註五十〕チェッコ・スロウアキヤの草案第六條。——一部——〔註五十一〕、ウエネズエラ刑法第四條第十號〔註五十一 a〕、ソリス州刑法

第八條第一項、第二項——一部——(註五十二)、ノールウェー刑法典第十二條第一項第三號a——部——(註五十三)等にして、而して此の後者にあつては餘りに廣汎なる範圍に於て認めらるゝに反し(註五十四)、爾他の諸國にあつては或る種の典型的なる犯罪(奴隸賣買、少女賣買、文書及び通貨——必ずしも特に自國に關するにあらざる——の取引の安寧に對する犯罪、無政府主義的犯罪、海賊其他之に類似の行爲)のみ明示的若は默示的(後者は「國際間の條約に依つて處罰の義務を存する犯罪」として)に出現するを見、また場合に依つては更に社會上危険なる犯罪(即ちチェッコ・スロウアキヤの草案の如し)をこゝに掲ぐるを見る。

(註五十)「外國に於て無政府主義に關する重罪若は輕罪(第一百七條に依れば重罪若は輕罪は犯人か其の犯行に依つて直接若は間接に國家若は社會のあらゆる秩序の廢止を招來し、若は助長せんことを目的としたる場合に、「無政府主義に關する」ものと認むべきなり)、文書若は通貨の取引の安寧に對する重罪若は輕罪、婦女賣買、奴隸賣買、第三十六章に列擧したる犯罪(海賊第四百四十一條、船舶に對する故意に因る危害、海上勤務中に於ける暴舉第四百四十九條及び第四百五十一條)……につき有罪となりたる内地人は、本法の規定の適用を受く」。

(註五十一) 本共和國の刑罰法規に依り處罰せらるゝ者左の如し……

(c) 本共和國の國民外國に於て、少女賣買、奴隸賣買、海賊、外國の通貨及び外國の有價證券の偽造

……又は社會上危険なる重罪若は輕罪を犯したる者、又は外國に於て本共和國が國際間の條約に依つて訴追を行ふの義務を負担せる犯罪行爲を犯したるとき(之については——また第六條(c)については下に説く所を見よ——理由書三十八頁參照。是等犯罪行爲の列擧表示とは終局的たるものにあらず。就中航海及び海底電線の安寧に對する犯罪、竝に猥褻文書に關する罪を收容するを要すへし。尙ほ理由書前掲箇所を見よ。國際團體の一員たる國家の文化的關係の然らしむる所として近世に至つて國家の間に若干の國際條約を締結し、依つて以て文明國全部の文化的利益に侵害を加ふる特種の犯罪をば統一的の原則に従つて訴追し、犯人の國籍の如何に關係なく、また犯罪地の如何に問はざるの義務を負担せしむるの結果を導きたり。其の主として問題となるは、例へば奴隸賣買、婦女賣買、猥褻なる印刷物の頒布等なり。されは國際刑法の原則を規律するに當つては、此の種の犯罪行爲に對して特別な注意の拂はるゝを見るなり)。

(註五十一 a) ウェネズエラ國民に依る奴隸賣買への加功。

(註五十二) 註二十三を見よ。刑法典第八條第二項は更に續けて曰く、「貨幣偽造、有權的文書 *and*

heftische Urkunde 又は商業文書の偽造」(第一百七十九條第二項を見よ。手形其他)……(以下の場合は恐らくは「(d)の下に置くべきものなり)。

(註五十三)「ノールウェー刑法典は……左の行爲に之を適用す。……(三) ノールウェー國民又はノール

ウエー國內に居住する者（國民と云ふ觀念の擴張）の外國に於ける所犯に係る場合に於て、行爲か

(a) (具體的の場合の分類は國際間の利益に對する侵害と云ふ見地よりするときは、時あつてか疑はしきものあり)……本法第十四章（社會上危険なる犯罪）、第十七章（貨幣偽造罪）、第十八章（文書偽造罪）、第二十章（家族關係に關する犯罪）、第二十三章（名譽毀損罪）、第二十四章（横領、竊盜、其の他之に類似の行爲）、第二十五章（強盜、恐喝）……又は……第四百四十四條（職業上の秘密の漏洩）……第九十一條乃至第九十五條、第九十九條、第二百二條、第二百四條、第二百二條、第二百五條乃至第二百九條（若干の風俗上の犯罪、例へば強姦、兒童に對する淫行、逆親相姦、姦通）、第二百二十三條乃至第二百五條（個人の自由に對する若干の犯罪）、第二百二十八條乃至第二百三十五條（傷害、殺人其他之に類似の行爲）、第二百四十二條乃至第二百四十五條（遺棄、墮胎）、第二百五條（傷害、殺人其他之に類似の行爲）、第二百四十七條（詐欺、背任其他之に類似の行爲）、第二百七十七條、第二百七十五條、第二百七十七條（詐欺、背任其他之に類似の行爲）、第二百九十一條、第二百九十二條（器物毀棄）、第二百九十四條第二號（經營上の機密の侵害）、第三百十八條（贓物授受）……第三百六十七條乃至第三百七十條（社會の信用に對する若干の違反）、第三百八十條（風俗又は正義に對する違反、危害）、第三百八十一條（少年の保護に關する若干の規定の違反）……に規定せる行爲に屬せること。』

〔註五十四〕 ノールウェーにあつては外國犯罪の有罪性を外國に於て、内地人か内地人に對して犯した

るすへての犯罪に及ぼさるゝることに依つて、部分的には補正せらるゝなり。尙ほノールウェー草案理由書 (Motive zum norweg. Entw. übers. von Bittke (1907) S. 25. Mitte) 参照。

(c) 特に外國的なる利益、法益か内地人の外國犯罪に依つて侵害せらるゝ場合、即ち一八七八年四月十七日のベルギー法第六條第三號第一項の特別の場合〔註五十五〕、第八條、就中外國人を對象とする引渡重罪 Auslieferungsverbrechen 引渡輕罪 Auslieferungsvergehen については一般的に〔註五十六〕コスタリカ第二百十九條第十號は外國人に對する犯罪については一般的に、スペインの Ley Organica 第三百四條は外國人に對する重き重罪につきて〔註五十七〕、ワリヌ州第九條第二項は特定の條件の下に外國人に對する輕罪につきて〔註五十八〕、フィンランド刑法典第一章第一條第二號(b)は全然一般的に然りとす〔註五十九〕。

此の場合に於ける有罪性若は訴追性の詳細なる條件若は制限左の如しとす。

(イ) 行爲地に於て有罪性を存することを條件とするもの、即ちスペイン前掲法律第二百四十一條の如し〔註六十〕。

(ロ) 告發、告訴其他を條件とするもの。被害者の告訴を必要とするはスペインの Ley Organica 第三百四十條並に第三百三十九條〔註六十一〕。外國官廳の告發を必要とせるは一八七八年四月十七日のベルギー法第六條第三號第二項〔註六十二〕、外國政府の申立と告訴權者の申立とを選擇する

を得しむるは、フィンランド現行刑法典前掲なり（註六十三）。被害者の告訴か若は外國の公式の告發を選択するを得しむるは、一八七八年四月十七日の法律第八條なり（註六十四）（註六十四a）。而して是に類似なるはコスタ・リカ前掲なり（註六十四b）。

(ハ) 國內に於ける逮捕を條件とするもの。一八七八年四月十七日のベルギー法第十二條（註六十五）、フィンランド刑法典前掲（註六十六）、スペイン前掲第三百四十條並に第三百二十九條（註六十七）、コスタ・リカ第二百二十條第一號（註六十七a）。

(ニ) 相互主義 Gegenseitigkeit 保證を條件とするもの、ワリス州第九條第二項（註六十八）。

(ホ) (一)の (a) の (二)の意味に於ての行爲若は法律の規定に基く有罪性若は訴追性の消滅を條件とするもの。即ち一八七八年四月十七日のベルギー法第十三條（註六十九）、スペイン前掲第三百四十條並に第三百二十九條（註七十）、コスタ・リカ第二百二十條第二號（註七十a）、ワリス州第十二條（註七十一）。

(註五十五) ベルギー國民ベルギー國外に於て左の犯罪につき有罪となりたるときは、すへてベルギー國內に於て之を訴追することを得……

(三) 公の信用に關する重罪若は輕罪にして、ベルギー國內に於て法定流通力を有せざる外國の金錢、有價證券、印章、印紙、商標若は印影裝置 Stempelwerkzeug を客體とするもの。

(註五十六) 「ベルギー國民、ベルギー國外に於て外國人に對し犯人引渡法（一八七四年三月十五日の法律、其の第一條に於ては引渡犯罪は列擧したり）中に規定せらるゝ重罪若は輕罪、又は刑法典第四百二十六條第一項、第四百二十七條、第四百二十八條、第四百二十九條及び第四百三十條（若干の例外を以てする決闘犯罪、Belgiens, G., Encyclop. d. Dr. crim. Belg. I, 1, 1903, S. 101 Nr. 2）に所謂輕罪を犯したる場合に於て、被害者たる外國人の訴ありたるときは、ベルギー國內に於て之を訴追することを得。云々」。

(註五十七) 「スペイン國民外國に於て外國人に對しスペイン刑法典か重き行爲として特別に加重情狀を定めたる（刑法典第六條第一項を見よ。名譽に關する刑を科すること、す）種類の輕罪を犯したる場合に於て、前條（第三百二十九條）に記載したる三の事情の競合を來したるときは、スペイン國內に於て是か裁判を爲す……」。

(註五十八) 「此の規定（第九條第一項、註二十三を見よ）はワリス州民かワリス州外に於て外國人の不利益に於て輕罪 (Vollst.) 註二十三を見よ）を犯したる場合に於て當該外國人の所屬國に於てワリス州民に關して同様の處置を爲すときにも之を適用す」。

(註五十九) 曩に記載したる法文に於て。「フィンランド國民は左の場合に於ては、フィンランド國法に従つて處斷せらるゝものとする」。(二) 外國に於て犯したる犯罪につき、「當該の犯罪か外國に於ける

國權を對象とするか、又は外國の臣民の一人の權利を對象とするとき」。

〔註六十〕「前條(第三百四十條)の場合に於て其の關係せる行爲かスペイン國法に依れば犯罪なるも、其の行爲地に於ては犯罪にあらざるときは、刑事訴追を行ふことを得ず」。

〔註六十一〕 註四十五を見よ。

〔註六十二〕 此の後なる場合(第六條第三號)に於ては外國の官廳かベルギーの官廳に公式に告發を爲したる場合に限り訴追を行ふ」。

〔註六十三〕「及び外國政府若は外國の告訴權者か責任者に對して告訴告發を爲したるとき」。

〔註六十四〕「被害の外國人若は其の家族の訴ありたるとき、又は行爲地の官廳かベルギーの官廳に對して公式の告發を爲したるときは、ベルギー國內に於て之を訴追することを得」。

〔註六十四 a〕 尙ほワリス州に關しては註四十三を見よ。

〔註六十四 b〕 外國政府の囑託若は被害者の訴又は *Ministerio publico* の長の囑託。

〔註六十五〕 註三十八を見よ。

〔註六十六〕 註四十を見よ。

〔註六十七〕 註三十九を見よ。

〔註六十七 a〕 一(a)を見よ。

〔註六十八〕 註五十八を見よ。

〔註六十九〕 註四十四を見よ。

〔註七十〕 註四十五を見よ。

〔註七十 a〕 一(a)を見よ。

〔註七十一〕 註四十六を見よ。

(d) 内地人の所犯に係る外國犯罪又は若干の外國犯罪にあつては、全然差別を設くることなし。換言すれば即ち特に自國に關する法益、特に共通的なる法益、若は特に外國的なる法益の何れにも侵害を限定することなし。所謂屬人主義 *personalitätsprinzip* なるものは是なり。即ちオーストリー刑法典(註七十二)、勞農ロシア(註七十三)、ギリシヤ刑事訴訟法第三條第二項(註七十四)、シユウカツツ州刑法典第二條(註七十四 a)、ツールガウ州刑法典第二條 b (註七十四 b)、オツプワルデン州刑法典第二條 c (註七十四 c)、フランス刑事訴訟法第五條(註七十五)、一八六六年六月二十七日の法律(註七十六)、ルクゼムブルグ刑事訴訟法第五條(註七十七)、一八七六年一月十八日の法律第二條(註七十八)、ルーマニヤ刑法典(一八九四年二月十五日の法文に於けるもの)第四條(註七十九)、イタリー刑法典第五條(註八十)、スウェーデン刑法典第一章第一條(註八十一)、スウェーデン草案第一章第四條(註八十二)、デンマーク刑法典第六條(註八十三)、グラルス州刑法典第二條 c (註八十四)、ツィング州刑法典第二條 c (註八十五)。

チューリッヒ州刑法典第三條。(註八十六)、グラウビュンデン州刑法典第八十四條(註八十七)、ワート州
 刑事訴訟法第十五條(註八十八)、一九一〇年のセルビヤ草案第五條(註八十九)、一九二二年のユーゴス
 ラウキヤの草案第六條(註九十)、イタリア草案第四條(註九十一)、一九〇三年のロシア刑法典第六條
 (註九十二)、第九條第一項(註九十三)、(レットランドの草案第六條及び第九條第一項も之に一致す)、
 シヤーフハウゼン州の刑法典第三條b(註九十四)、ブルガリヤ刑法典第五條(註九十五)、一九二四年の
 ギリシヤの草案第三條第一項(註九十六)、一九二三年のデンマークの草案第八條、一九二四年の同國草
 案第八條(註九十七)、オーストリーの反對草案第四條第一項第一號(註九十八)、一九二二年のオースト
 リー草案第八十五條第二項(註九十九)、獨乙公式草案第六條第一項第一號、第二項、ノールウェー刑法
 典第十二條第一項第三號(註百)、オランダ刑法典第五條第一項第二號(註百一)、ホンガリー重罪及び輕
 罪刑法典第八條(註百二)、チエッコ・スロウアキヤの草案第六條の(d)(註百三)、獨乙刑法典第四條第二
 項第三號、ペルー刑法典第五條第二號(註百三a)、スクキスの草案第六條第一項(註百四)、バーゼルス
 タット州刑法典第二條第一號、バーゼルランド州刑法典第二條第一號(註百五)、フライブルグ州刑法典
 第三條第二項(註百六)、ヌーヴシャール州刑法典第六條第一項第三號、第二項第一號(註百七)、ベル
 ン一九一四年七月五日の法律第五條、第六條(註百八)、アッペンツェルインネルローデン州刑法典第
 二條第三號第一項(註百九)、アッペンツェルアウセルローデン州刑法典第一條。(註百十)、ジュネーヴ

州刑事訴訟法第八條(註百十一)、テツシン州刑法典第四條、第六條第一項、第二條(註百十二)、サンガ
 ラン州刑法典第四條c、ソロツルン州刑法典第四條第一項第三號、第二項、ルツェルン州刑法典第二條
 b、アールガウ州刑法典第二條b(註百十三)及び其の末項の如き極めて種々なる範圍に於てす。以上に
 挙げたる所は何れも多少一般的にして、特殊の場合に於てはワリッス州刑法典第八條第二項後半(註百十
 四)、ベルギー(註百十五)、イギリス(註百十五a)、支那(註百十六)、のみに限り。此の場合に於け
 る有罪性若は追放性の詳細なる條件若は制限左の如しとす。

(イ) 特に此の場合に更に(以下記載する所を見よ)行爲か行爲地に於て有罪とせらるるか、又は禁止せ
 らるることを以て條件とするものあり。即ちフランス刑事訴訟法第五條第二項、ルクゼムブルグ刑事
 訴訟法第五條第二項、ルーマニヤ刑法典第四條第二項(註百十七)は輕罪のみに制限することとして
 然りとす、セルビヤ及びユーゴスラウキヤの草案各第九條第二項(註百十八)の如きは爾他の場合に
 あつては、司法省の命令ありたる場合に限り然るものとし、而して特に自國に關する利益の侵害あり
 たる場合を除外するは(註百十九)イタリアの草案第六條第四號並に第四條(註百二十)、一九〇
 三年のロシア刑法典第十條第一項第一號(然れども第十一條參照。レットランド刑法草案第八條第一
 項第一號亦之に同し。然れども第九條參照)(註百二十一)、シヤーフハウゼン州(註百二十一a)、ブ
 ルガリヤ刑法典第七條第一號(第七條の註參照)(註百二十二)なり。また一般的に之を認めて只無

主権の地域に於ける所犯のみに限り之を除外するは、一九二四年のギリシヤの草案第三條第一項（註百二十二a）、一九二三年のデンマークの草案第八條、一九二四年の同國草案第八條（註百二十三）、オーストリーの反對草案第四條第一項第一號、第二項（註百二十四）、一九二二年の草案第八十五條第二項（註百二十五）、獨逸の公式草案第六條第一項、第二項なり。また極めて一般的なるはノールウェー刑法典第十二條第一項第三號。（註百二十六）、獨逸刑法典前掲ペルー刑法典前掲、ホンガリ刑法典前掲第十二條（註百二十七）、オランダ刑法典前掲（註百二十八）、チェッコ・スロウアキヤの草案第六條の(d)（註百二十九）、スウキスの草案第六條（註百三十）、曩に註百五乃至百十二に記載したるスウキスの州法（註百三十一）なり。極めて一般的なるも單に默示的に止まりて、最も輕き刑罰法規を指示する方法に於てせるものは、曩に註百十三に列擧したるスウキスの各刑法なりとす（註百三十二）。

〔註七十二〕 第三十六條第一項に曰く、「オーストリー帝國の臣民は其の國內に在るに當つては、其の外國に於て犯したる犯罪の故を以て之を外國に引渡すへからずして、寧ろ其の行爲地の法律の如何に關係なく、オーストリー帝國の刑罰法規に従つて處分すへし」。

第二百三十五條第一項に曰く、「オーストリーの國民か國內に在るに當つては、其の外國に於ける所犯に係る輕罪及び違警罪の故を以て之を外國に引渡すへからずして、其の外國に於て處罰せられず若は寛容せられざるときは、其の行爲地の法律の如何に關係なくオーストリー國の刑法に従つて之を處分すへし」。

〔註七十二〕 Maklezow a. a. O. 368 (尙ほ Zaitzeff Z StW. 44, 342) 参照。ロシア社會主義聯邦勞農共和國の國民は其の社會主義聯邦勞農共和國の領土外に於て犯したる行爲についても處罰せらるるものとす（一九二二年刑法典第二條）。例へは一九〇三年の刑法典に認められたる所の如き制限は、一として本刑法典に依つて踏襲せらるることなし。されは國民は其の外國に於て犯したる最も輕微なる違警罪についても責任を負ふべきものとす。而して勞農ロシアの裁判所の實際か是等の場合を事實上何にモ、 Maklezow a. a. O. 368 f. を見よ。

〔註七十四〕「ギリシヤ國民は其の外國に於て犯したる重罪及び輕罪の故を以て國內に於ても刑に服するものにして、公の條約か此の點に關して特別なる規律を爲す場合を除き、國內に於て是等の有罪行爲につき有罪となりたるか如く、本國の刑罰法規に従つて處罰せらるるものとす」。之については、Konstantopoulos, Kom. zur Str P O. 2. Aufl Bd. 1, 1896, S. 89 § 119 参照。國民は其の外國に於て犯したる重罪及び輕罪につき、國內に於て之を犯したるかの如く處罰せらるるものとし、訴追を行ふについての特別なる條件を必要とすることなし。

〔註七十四a〕 權限ある外國の官廳の引渡の要求の提出あり、本州に於て之を拒絶したるときは、本州

民か本州の領土外に於て犯したる犯罪に對しても同一の原則（此の法律の適用あるの原則）の適用あるものとす。

〔註七十四b〕「左の場合に於てはすべての重罪及び輕罪を現行法に従つて判斷す……(b) 本州民か本州の領土外に於て之を犯し、常該の外國に於て尙ほ未だ處罰せられざりしとき」。

〔註七十四c〕「本州民か本州外に於て犯したるも、行爲地の官廳に依つて判斷せられざる爾他の犯罪は本法の規定に従つて判斷すへし」。

〔註七十五〕 刑事訴訟法第五條（一八六六年六月二十七日、一九一〇年二月二十六日の法律に依る法文）。

第一項「フランス國民フランスの領土外に於てフランス刑法上有罪なる重罪（フランス刑法第一條に所謂狹義の Crime）につき有罪となりたるときは、すべてフランス國內に於て之を訴追し、裁判することを得」。

第二項「フランス國民フランス領土外に於てフランス刑法上輕罪（フランス刑法第一條に所謂狹義の delit）としての資格を與へたる行爲につき有罪となりたる場合に於て、當該の行爲か行爲地の立法上有罪なるときは、すべてフランス國內に於て之を訴追し、裁判することを得」。（下のイの項を見よ）。

〔註七十六〕 フランス國民接壤諸國の領土内に於て山林事件、田野事件、漁撈事件、關稅事件又は間接

稅事件についての輕罪及び違警罪に關して有罪となりたる場合に於て、當該の國か其のフランス國內に於ける所犯に係る場合に同一の行爲につき其の國民の訴追を認むるときは、すべてフランス國內に於てフランスの國法に従つて之を訴追し、裁判することを得。

相互主義は國際間の協定に依つて若は法律公報中に於て、公にしたる布令中に於て公式に確認せられたる所とす」。

〔註七十七〕 ルクゼンブルグ刑事訴訟法第五條第一項、第二項はフランス法律と一致せり（註七十五を見よ）。

〔註七十八〕 註七十六に轉載したる刑法の規定と一致するも、ここにては狩獵犯罪をも挙げ、其の末文（相互主義の確認）に「覺書 *mémoire* 中に記載したる國際間の協定に依つて」と云ふを異なりとするのみ。

〔註七十九〕 ルーマニヤ刑法典第四條（一八九四年二月十五日の法文に依るもの）は大體に於てフランス刑法に倚據するものにして、其の第四條第一項に規定して曰く、「ルーマニヤ國民は其の正犯としてにもせよ、はたまた共犯としてにもせよ、ルーマニヤ國の領土外に於て犯したる犯罪（刑法典第一條に所謂 *crimes*）につき其の闕席の場合にあつても（*Annuaire Bd. 24, 1894 S. 819* に譯載 *par défaut*）にあつても）、すべて之を訴追し、裁判することを得」。

第二項「ルーマニヤ國民か正犯としてにもせよ、はたまた共犯としてにもせよ、ルーマニヤ國の領土外に於て犯したる本法典上輕罪（刑法典第一條に所謂 *delict*）としての資格を與へたる行爲か、行爲地法に依るも尙ほ有罪なるときは、此の行爲につき同様に訴追し、裁判することを得るも、第八十條（禁止ありたる徽章佩用其他之に類似の行爲）、第八十一條（法規に對する不從順の直接教唆其他類似の行爲）、第二百三十八條（故意に因る單純の傷害）、第二百四十三條（尊屬親に對する所犯の故を以て加重資格を與へられたるもの）、第二百四十七條（健康上有害なる不純物混入の飲料の販賣）、第二百四十九條（過失に因る傷害）、第二百五十八條（單純決闘）、第二百九十九條第一項（第二百九十四條の方法を以てするも、然も特定の行爲の非難の意味に於てするにあらざる侮辱若は誹毀の表現）、第三百二十一條（境界の移動）、第三百五十二條（器物毀棄）、第三百五十三條加重器物毀棄）第三百五十五條（界標及び境界物の撤廢）及び第三百五十六條（水車業其他に依る他人の財産其他に對する溢水の惹起）に處罰を 定したる輕罪は此の限にあらざらず」〔Tanovicano Strafgesetzgebungen der Gegenwart I, 499〕。

（註八十）第一項「内地人前條に記載したる場合を除き、外國に於てイタリーの國法か三年以上の自由刑を科することとせる重罪（違警罪と區別して、第一條第二項參照）を犯したるときは、其のイタリー王國の領土内に在る限りは本法に依り之を處罰す……」。

第二項「其の是よりも短期の自由刑を科することとせる重罪に關する場合にあつては、當事者の請求又は外國政府の申立ありたる場合に限り訴追を行ふ」。

（註八十一）「國王が當國內に於て當該の犯罪を起訴すへき旨を命したるときは、内地人は當國外に於て犯したる爾他の犯罪についても、スウェーデンの裁判所に依りスウェーデンの國法に従つて處罰せらるるものとす」。

（註八十二）「スウェーデン國民かスウェーデン國外に於て犯したる犯罪は、スウェーデンの國法に従ひスウェーデンの裁判所に於て之を判斷すへし。但し特別の場合に於て別段の規定を存せざるときは、國王の命令あるにあらずして當該の犯罪を起訴すへからず」。

（註八十三）「其の外デンマーク國の臣民か外國に於て有罪行爲を犯したるときは、司法省は此の場合に本人に對して刑事訴訟手續を開始すへきものとす、此の場合にあつては責任者は本法の規定の定むる所に従つて之を裁判すへし」。

（註八十四）「本法の規定の定むる所に従つて判斷すへき犯罪左の如し。

……(c) グラルス州民かグラルス州外に於て犯したる爾他の重罪及び輕罪（刑法典第一條）にして、

權限ある外國官廳か引渡を行はざる場合に本州に於て裁判を行はんことを請求したるとき」。

（註八十五）「本法の規定の定むる所に従つて判斷せらるる犯罪左の如し。……。本州外に於て本州民

の犯したる有罪行為にして、権限ある官廳の處罰を請求したるとき。

〔註八十六〕 本法の規定の定むる所に従つて判斷せらるゝもの左の如し。〔c〕 本州民か本州外に於て犯したる爾他の重罪及び輕罪（刑法典第二條）にして、引渡の行はれざる場合に権限ある外國官廳か本州に於ける處分を請求したるとき。

〔註八十七〕 「之に反し本州民か他の州若は外國に於て右に記載したる所の如く本州を對象とするにあらざる重罪（刑法典第一條）を犯したるときは、其の他州若は外國に於て既に處罰せられたるにあらす、且權限ある官廳か處罰を請求したる場合に限り、且其の程度に於てのみ、本州の判事に於て特に本刑法典の定むる所に従つて之を處罰すへし」。

〔註八十八〕 「ワート州民本州外に於て犯したる輕罪の被告人となりたる場合に於て、本人か外國に於て當該の犯罪につき尙ほ未だ終局的に裁判せられたるにあらざるときは、訴に基きて且參議院の授權を以てして本州内に於て之を訴追することを得」。

〔註八十九〕 「セルビヤ國民は其のセルビヤ國外に於て何等かの重罪（草案第一條）を犯したる場合にあつても尙ほ之を處罰すへし」。

〔註九十〕 ユーゴスラウキヤ王國の國民第五條に記載したる有罪行為を除き、ユーゴスラウキヤ王國外に於て何等かの有罪行為を犯したる場合に於て、本人かユーゴスラウキヤ王國內に來りたるか、又は

本人かユーゴスラウキヤの官廳に引渡されたるときは、本法の規定の定むる所に従つて處罰せらるゝものとす」。

〔註九十一〕 第一項「前條に列擧したる犯罪を除き外國に於て重罪にして單純若は加重の隔離刑を科することとせるものを犯したる内地人に對しても、其の國內に在るを條件としてイタリーの國法を適用す」。第二項、第一項に規定したるときは別の制裁を規定したるときは、私起訴ありたる場合に限り、又は外國政府の申立ありたる場合に限り訴追を行ふ」。

〔註九十二〕 一九〇三年のロシア刑法典第六條に曰く、「本法は外國に於て治外法權の權利を享有するロシア國臣民の犯したる有罪行為に之を適用す」。レットランド草案第六條もレットランド國民に對して之に相當する規定を爲す。

〔註九十三〕 一九〇三年のロシア刑法典第九條第一項に曰く、「本法は第七條及び第八條に記載したる諸國（領事裁判權を存する地域及びブカラ地方）を除き、ロシア國臣民か外國に於て犯したる有罪行為に對し、第十條乃至第十二條の制限を以て左の場合に之を適用す。〔一〕 行為か重罪又は輕罪（刑法典第三條）と看做すべきとき及び〔二〕 行為の外國に於ける所犯の場合若は一般的に外國に於て國際條約を以てして是か處罰を規定せる種類の違警罪（刑法典第三條參照）たるものとして行為を自すべきとき」。〔此の後なる場合か（一）の（b）に列すへからざるものなりや、又は少くとも其の一部を（一）の（b）に

列すへからざるものなりやは疑あり)。レットランドの草案第七條第一項は、レットランド國臣民に關して此のロシア刑法典の第九條第一項と一致せり。

(註九十四)「左の犯罪は現行刑法典の規定の適用を受くるものとす。……(b) 本州民か本州の領土外に於て犯したる重罪又は輕罪(刑法典第二條)。

「本州民か本州の領土外に於て本法中に有罪たるものとして記載したる行爲にして、行爲地法上全然處罰せられざるか、又は輕き刑を以て處罰せるものを犯したるときは、當該の行爲か本州若は本州民を對象としたりしにあらざる限り、當該の外國法の規定を適用す」。

(註九十五)「第四條に記載したる場合を除きブルガリヤ國臣民、外國に於て本法中に規定したる重罪(第一條を見よ、違警罪に對して)の一を犯したるとき、亦本法に従つて之を處罰す」。

(註九十六)「ギリシヤの刑罰法規か重罪(草案第十條)又は輕罪(草案第十條)として定めたる行爲か外國に於てギリシヤ國民の所犯に係る場合に於て、當該の行爲か行爲地法上も亦有罪なるとき、又は其の國家的秩序を有せざる地方に於ける所犯に係るときにあつても、當該の行爲に對してギリシヤの刑罰法規を適用す」。

(註九十七) 一九二四年のデンマーク草案第八條に曰く、「デンマーク國の國籍を有するか、又はデンマーク國內に確定の住所を有する者か、デンマーク國外に於て犯したる行爲も亦左の場合にはデンマーク

國の刑罰權に服するものとす。(一) 拘留よりも重き刑を伴ふべき行爲か國際法上承認せられたる國家の領土外に於ける所犯に係るとき(一九二三年の草案にあつては「禁錮を伴ふべき行爲」云々と云へり。蓋し同草案——第三十三條——は一九二四年の草案——第三十五條——に於けるとは異りて禁錮と相並んで自由刑としての懲役を認むることなきを以てなり)。(二) 行爲地に於て現行中なる法規上も有罪なる行爲か、國際法上承認せられたる國家の領土内に於ける所犯に係るとき」。之については一九二三年の草案理由書十七頁以下を見よ。同理由書につきては第二號につきて引渡の行はれざるに對する補充の精神を、第一號につきては刑の短期を無視せる旨を高調せり。

(註九十八)「外國に於て犯したる行爲に對しては、行爲地法も亦刑を科することとせる限りは左の場合にオーストリーの刑罰法規を適用す。(一) 犯人か行爲の當時オーストリー國民たりしとき」。

(註九十九)「内地人外國に於て他の有罪行爲につき有罪となりたる場合に於て、行爲地法上も亦有罪なるときは、本法の規定の適用を受く。犯人か無國家の地域に於て行爲を犯したるときは、司法大臣の命令ありたる場合に之を訴追す」。

(註百)「ノールウェー刑法典は左の場合に左の行爲に之を適用す。……(三) 行爲かノールウェー國民又はノールウェー國內に居住する者の所犯に係る場合に於て、行爲か……(c) 行爲地法上も亦有罪なる

〔註百一〕「オランダ刑法はオランダ國民、オランダ國外の歐洲の地に於て左の行爲につき有罪となりたるときに之を適用す。……(二) 行爲かオランダ刑法の重罪(違警罪に對す。第二編と第三編との相違)と認むる所にして、且行爲地法の處罰する所なるとき)。

〔註百二〕「第七條第一號に列擧したる場合を除きハンガリー國民、外國に於て本法中に記載したる重罪又は輕罪を犯したるとき亦本法の定むる所に從つて之を處罰す」。

〔註百三〕「左の各號の一に該當する者は、本共和國の刑罰法規に從つて之を處罰す……(d) 本共和國の國民外國に於て他の重罪又は輕罪を犯したる場合に於て、行爲地の法律か其の有罪性を承認したるとき」。

〔註百三a〕「前項に記載せざる犯罪。本共和國の所犯に係る場合に於て行爲地に於ても有罪にして、且責任者か如何にかして本共和國內に立入りたるときは、本共和國の國法に從つて之を處罰す。

〔註百四〕「スウキス國民外國に於てスウキスの國法上引渡を認むることを得べき犯罪を犯したる場合に於て、當該の犯罪か行爲地に於ても處罰せらるるものなるときは、其のスウキス國內に於て逮捕せられたるか又は此の犯罪の故を以てスウキス國に引渡されたるときに、スウキスの國法上有罪たるものとす」。引渡を爲さざる場合との關係は理由書八頁以下の亦高調する所なり(其の引渡の請求ありたる場合)。

〔註百五〕「同意味。犯罪は犯人か「本州民」なるときは、行爲地法上有罪なる場合に之を訴追す。……(二) 重罪又は輕罪に關する註百五に同じ。

〔註百七〕「第六條第一項第三號。本州民又は他州民にして本州内に居住せる者の本州外に於ける所犯に係る犯罪(刑法典第一條)に對しては、犯人の引渡か行はれざる場合に本州刑法は適用す。第二項第一號、行爲か行爲地に於て犯罪を成すとき。……(三) 第五條は特にベルン州民かスウキスの他の州に於て刑法上訴追せらるる場合に對する規定に關するものにして、目下の場合に於ては之を閉却して可なりとす。第六條はベルン州民又はベルン州内に最後の住所を有するか、又は最後の住所を有したりしスウキス國民か外國に於て刑法上訴追せられ、ベルン州内に於て逮捕せられたるか、又はベルン州に送致せられたる場合を規律するものにして、此の場合に其の條件を具備するときは、ベルンの裁判所に於てベルン刑法に從つて訴追及び刑の言渡を擔任すべく、所謂條件とは特に行爲地法上も亦行爲の有罪たることなり(第二號)。

〔註百九〕「本州刑法の規定の定むる所に從つて處罰せらるるもの左の如し。(三) 本州民の本州外に於ける所犯に係る爾他の重罪にして……(b) 行爲か行爲地に於ても處罰せらるるものなるとき……」。〔註百十〕「本州刑法典の規定する刑は本州民の本州外に於ける所犯に係る「爾他の重罪及び輕罪」に對しても、其の引渡を爲さざる場合に於て權限ある外國官廳か、本州に於て裁判を爲さんとすることを

請求したるときに之を適用す。

〔註百十一〕 第一項「ジュネーヴ州民本州外に於ける所犯に係る重罪又は輕罪の被告人となりたる場合に於て、本人か外國に於て既に當該の犯罪につき被告人となりたるにあらざるときは、當該の犯罪か行爲地に於ても有罪にして、且本州との間の引渡條約中に規定せらるるときに、すへて被害者の訴に基きて之を訴追す……」。

〔註百十二〕 テッシン州民か外國に於て犯したる重罪及び輕罪の一部は（若干の犯罪にあつては）直ちに之を裁判し、處罰を爲すも、一部は請求其の他に基きて裁判し、處罰を爲すこととし、唯當該の重罪、輕罪かそれ自體として特別加重資格を與へらるることなく、行爲地の國法に依つて處罰せらるゝ場合は此の限りにあらざるなり（第六條第一項、第二條）。

〔註百十三〕 上記の法制は何れも唯默示的のみに行爲地法に依る有罪性を必要なりとす。之を具體的に云へはサン・ガラン州（前掲）は州民か州外に於て犯したるあらゆる重罪及び輕罪（註百五）と云ひ、ソロツルン州（前掲）は同様にして犯したる「爾他の違反行爲」と云ひ、ルツェルン州（前掲）は同様にして犯したる普通の犯罪と云ひ、アールガウ州（前掲）は同様にして犯したる「犯罪」と云へり。

〔註百十四〕 第八條第一項及び第二項前半については註二十三、註五十二を参照すへし。第八條第二項

は續けて曰く、「意識的故殺 *willentlicher Totschlag* 嬰兒殺、強姦、暴行及び格闘 *Tatlichkeit und Schlägerei* にして重き加傷を伴ふもの、人身又は家屋の安寧に對する侵害、窃盜、強盜、恐喝、詐欺、背任、積極財産の一部の奪取若は隱匿及び財産關係の調査の際に於ける爾他の詐欺的行爲、放火及び他人に損害を加ふるの意圖に於てする財産に對する加害」と。

〔註百十五〕 「ベルギー國民接壤諸國の領土内に於て山林、田野、漁撈及び狩獵の犯罪 (*„infraktion“* 輕罪及び違警罪 *Belgiens Encyclop. II. Fl. 1. Be. S. 104 f. Anm. 1. u. 3*) につき有罪となりたる場合に於て、當該の國か相互主義を保證せるときは、すへてベルギーに於て之を訴追することを得」。

〔註百十五 a〕 謀殺及び故殺については *Kenny a. a. O. 419 Anm. 1, 143, Vergleichende Darstellung ung a. a. O. 254f.* 更に一八九四年の商船法 *Merchant Shipping Act* 第六十章第六百八十七條に依れば、イギリス國船員の外國に於て犯したる財産及び人身に對する犯罪については、*Kenny a. a. O. 419 Anm. 1, Vergleichende Darstellung a. a. O. 259* を見よ。

〔註百十六〕 此の法律——第五條——は中華民國の領土外に於て中華民國國民か何人かに對して犯したる、特に列擧したる若干の犯罪に關するものにして、極めて各種の犯罪を擧げたり（殺人、墮胎、窃盜、強盜、詐欺、社會上危險なる犯罪其他）。

〔註百十七〕 註七十五、註七十七、註七十九を見よ。

〔註百十八〕 各草案は行爲か行爲地法上有罪ならざるときは、司法大臣の命令ありたる場合に限り本國國內に於て刑事訴訟手續を行ふことを得る旨を規定するに於て一致せり。

〔註百十九〕 其の特に自國の利益に關するものなることは、次なる場合に於ては(一)のaの場合に於けるが如く有罪性の根據となる主たる事情と認むべからずして、寧ろ有罪性を擴張する變更的事情と認めらるるなり。此の場合にあつては行爲地法 *Lex Loci* 上無罪の場合にあつても國內に於ける有罪性を肯定す。

〔註百二十〕 「第四條及び第五條に列擧したる場合に於て、左の各號の一に該當するときは訴追を行はす……(四) 行爲か行爲地法上犯罪にあらざるとき、但事か當國又は他の内地人の損害に於て犯罪を犯したる内地人に關する場合は此の限にあらざらず」。

其の外之については覺書第二百一頁を參照すべし。イタリー國民よりして其の國家又は内地人の不利益の爲に犯したるにあらず、また國法の禁止したるにあらざる行爲に對する辯明を要求するか如きは適當なりとすべく、然らざるに於てはかくの如き犯人の加害したる外國人は、自己の祖國又は禁止せられざる行爲の所犯ありたる地の國法に依ることを爲さずして、自己の利益の爲にイタリーの裁判所に於て、自己の平素の服従することなきイタリーの國法の適用を求むることあり得べきなり」。

〔註百二十一〕 (ホ) の項を參照せよ。

〔註百二十一〕 註九十四を參照せよ。

〔註百二十二〕 「第五條及び第六條の規定(此の後者に關しては(二)の(d)を參照)は左の場合には適用せらるることなし。

(一) 所犯の行爲か外國の國法上何等有罪行爲を成すにあらざるとき……」

註、「ブルガリヤ國臣民第二編第十三章(重婚)及び第十四章第二百六條(竊姦、獸姦)に規定したる犯罪の一を犯したるときは、第七條第一號の規定より除外せらるるものとす」。

〔註百二十三〕 註九十七を見よ。無國家の地域に於ける所犯の場合に於ける制限。

〔註百二十四〕 註九十八を見よ。第四條第二項に規定して曰く、「當該の地か何れの國の國權にも服せざるものなるときは、行爲のオーストリー國法上有罪なるを以て足る」。第六條の場合に關しては(三)の

a、(三)の(b)を參照すべし。

〔註百二十五〕 註九十九を參照すべし。無國家の地域に於ける所犯の場合にあつては司法大臣の命令を基く訴追を必要とす。

〔註百二十六〕 註百を見よ。

〔註百二十七〕 (ホ)の項を見よ。

〔註百二十八〕 註百一を見よ。

〔註百二十九〕 註百三を見よ。

〔註百三十〕 註百四を見よ。

〔註百三十一〕 同上。

〔註百三十二〕 是等のスウキス州法はすへて行爲地法に依る有罪性又は禁止の事實を明示的に必要なりとはせざるも、然も行爲地に於ける見解の寛大は行爲の判断を爲すに當つて標準たるべきものなることを規定せざるはなし。此の事實よりして恐らく上に述べたる所の如き論結を生ずるなり。

(ロ) 更に部分的には——特に極めて部分的には——明示的に其の豫め國內に於て逮捕せられたることを訴追性の條件とするものあり〔註百三十三〕。即ちフランス刑法典第五條第六項(若干の除外例を以て)〔註百三十四〕、ルクゼンブルグ刑事訴訟法第五條第七項〔註百三十五〕、ルーマニヤ刑法典第四條第五項〔註百三十六〕、イタリー刑法典第五條第一項〔註百三十七〕、イタリー草案第四條第一項〔註百三十八〕、オーストリー刑法典第三十六條第一項、第二百二十五條〔註百三十九〕、ベルー前掲〔註百三十九a〕、スウキスの草案第六條第一項〔註百四十〕、アッペンツェルインネルローデン第二條第三號a〔註百四十一〕、ヌーヴシャタル第六條第二項第三號〔註百四十二〕、ジュネーヴ第八條第二項(消極的に表現す)〔註百四十三〕の如し。

(ハ) 特別なる命令、特別なる申立、特別なる請求を訴追若は處罰の條件として必要なりとするもの多し。即ち特にスウエーデン刑法典第一章第一條及びスウエーデン草案第一章第四條〔註百四十四〕は一般的に勅令を必要なりとし、デンマーク刑法典第六條〔註百四十五〕に依れば全然一般的に司法大臣の命令を必要とし、更に曩に註百十八に記載したるセルビヤ及びユーゴスラヴキヤの草案(各第九條第二項)の特別なる場合に於ても亦司法大臣の命令を必要なりとす。其の外一九一二年のオーストリーの草案第八十五條第二項〔註百四十六〕の特別の場合にあつても然りとし、チェッコ・スロヴァキヤの草案第七條〔註百四十七〕亦同様なり。また參議院の命令は一般的にスウキスの若干州(サンガラシ第四條第三項、ソロツルン第四條第三號、ワート刑事訴訟法第十五條、ワリス第十三條、ヌーヴシャタル第六條)に於て必要とする所とす。外國政府の申立又は被害者の訴(請求)を制限的に選擇するを得しむるは、フランス刑事訴訟法第五條第五項(個人に對する輕罪についてのみ)〔註百四十八〕、ルクゼンブルグ刑事訴訟法第五條第六項(同前)〔註百四十九〕、一九二四年のギリシヤの草案第三條第四項(輕罪についてのみ)〔註百五十〕、イタリー刑法第五條第二項(第一項にあらず)、イタリーの草案第四條第二項(第一項にあらず)〔註百五十一〕、——兩者其比較的輕微の場合に限る——最後にスウキスのテツシン州第四條b〔註百五十二〕なり。而して一般的に外國官廳の要求を必要なりとするは、スウキスの若干州(アッペンツェルアウセルローデン第一條c、アッペンツェルインネルローデン第二條第三號e、グラウビュンデン第四條、ナ

ンガラ第四條、グラルス第二條、チューリヒ第三條、ベルン第六條第一項、ソロツルン第四條第三號、ワーズ第二條。(註百五十二a)なり。また一般的に被害者の訴を必要なりとするはワート刑事訴訟法第十五條、ジュネーヴ第八條なりとす。

(ニ) 相互主義の保證を條件として認むるもの時あつてかあり。即ちフランス、ベルギー、ルクゼムブルグの各法制に於ける特別の場合なり(註七十六、註七十八、註百十五)。

(ホ) 外國に於て訴追者は處罰に反對すべき外國の行爲、又は外國の法律の規定に基く有罪性は訴追性の消滅(完了主義 Erlösungsprinzip)は、最も廣く制限して行はるる所なり。即ち一般的に——従つて特に重罪の場合にあつても——フランス刑事訴訟法第五條第四項(註百五十三)、ルクゼムブルグ刑事訴訟法第五條第三項、第四項(註百五十四)、ルーマニヤ刑法典第四條第四項(註百五十五)、更に一般的にイタリー刑法典第七條第二號第一項並に第五條(註百五十六)、イタリー草案第六條第二號、第三號並に第四條(註百五十七)、一九一〇年のセルビヤの草案第九條第一項(註百五十八)、一九二二年のユゴスラウキヤ草案第九條第一項(註百五十九)、獨逸刑法典第五條、ペルー刑法典第六條第一號、第三號(註百五十九a)、ブルガリヤ刑法典第七條第二號乃至第四號(註百六十)、重罪及び輕罪に關するホンガリー刑法典第十一條(註百六十一)、オーストリー反對草案第五條(註百六十二)、一九二三年のデンマークの草案第十條第三項、一九二四年の同國草案第十條第三項(註百六十二a)、一九二四年のギリシヤの

草案第五條第一項(註百六十三)、スウエスの草案第六條第二項(註百六十四)、スウエスの幾多の州(バーゼルスタット第三條第一項、バーゼルランド第三條第一項、アツペンツェルインネルローデン第二條第三號、(c)、(d)、オツプワルデン第二條、テツシン第四條、第六條第一項、第二條、ヌーヅシヤタル第六條第二項第二號、第七條、ワート刑事訴訟法第十五條、フライブルグ第三條(註百六十五)、ジュネーヴ刑事訴訟法第八條)とす。而してかくの如き完結の效果を生せしむること極めて制限的なるは、スウエデン刑法典第一章第三條第一段(註百六十六)(處罰の場合に限る)なるか、更に一層制限的なるはスウエデン草案第一章第十條第一項(處罰についても國王が起訴を命ぜらるる場合に限る)(註百六十七)なり。尙ほ處罰ありたる場合に限るものとするは、ブラウビュンデン第四條、ツールガウ第二條、オーストリー刑法典第二百三十五條第一項(第二項參照)。輕罪、違警罪の場合に限る。此の場合にあつても處罰又は寛恕ありたることに限るものとす(註百六十七a)、チェッコ・スロウアキヤの草案第七條(外國に於て刑の服役を了したる場合に限るものにして、爾他の場合——放免、刑の免除の場合——にあつては司法省の命令ありたる場合限り訴追を行ふ)(註百六十八)及び特に一九〇三年のロシヤ刑法典第十條第一項第二號、第三號(第十一條參照)、レットランド草案第八條第一項第二號、第三號(第九條參照)。放免、刑の免除の場合に然るものにして、特に自國に關する利益の侵害の場合にあつては然りと爲さるるなり)等なり(註百六十九)。然り而して究極する所完結的効果の方向に於て何等の規定を設くることなきは、例

へはオランダ刑法典、ギリシャの刑事訴訟法なり。

《註百三十三》 されは不在状態に於ける判決 *Aburteilung in absentia* 又は闕席状態に於ける判決 *Aburteilung per contumaciam* にあらずとす。

《註百三十四》「被告人かフランスに歸還する以前には、次の第七條に列擧したる重罪 (*crimes*) 特に自國の利益に對する犯罪に關するものとす。國家の安寧に對する犯罪、國印の偽造、流通力を有する内國の貨幣、内國紙幣、法律上認可せられたる銀行券等の偽造等。特に自國に關する利益を對象とすることは此の場合にあつては、(一)の(a)の場合に於けるか如く結果を左右するまでの作用を及ぼすものにあらず。然れども國內に於ける有罪性を擴張するの精神に於て修正の意味を有せり) に基くにあらずしては訴追を行ふことなし」。

《註百三十五》 第五條第七項、刑事訴訟法はフランスの國法(註百三十四を參照せよ)と一致せり。

《註百三十六》 輕罪の場合にあつては第四條第五項に依り、左の原則を認む。「ルーマニヤ國民かルーマニヤ國の領土外に於て犯したる犯罪に關しては、犯人か自發的に本國に歸還せるか又は犯人の引渡を受けたるにあらざれば訴追を行ふことを得ず」。(Turvicioano, *Strafgesetzbuchungen der Gegenwart* I, 499. 「而して犯人か自發的に當該の國に赴き、其の國よりして犯人の引渡の行はれたるとき」)。其の特異なるは第四條第五項の末文にして、之には「然れども公訴は刑事訴訟法第五百九十五條中に規

定せらるる期間の二倍の期間後に至つて、初めて時効に罹ることを得るものとす」(時効の期間に關す)。第五百九十五條には「而して次の」*und folgende* 云ふ字句を追加するを要すへし。蓋し第五百九十五條自身は單に違警罪に關するのみなるを以てなり。Pastion u. Papadupolos *Codul penal adnotat*, Bukarest 1922, S. 18 Anm. を見よ。然れども上に記載したる所は輕罪について適用するに止まるものにして、重罪に關しては註七十九を見よ。

《註百三十七》 註八十を見よ。

《註百三十八》 註九十一を見よ。

《註百三十九》 註七十二を見よ。

《註百三十九a》 註百三aを見よ。

《註百四十》 註百四(國內への歸還又は引渡ありたること)を見よ。

《註百四十一》「犯人か本州の權力内に在るとき」。

《註百四十二》「其の犯人かヌーヴシャタル州の領土内に在ると云ふこと」。

《註百四十三》 訴追は不在者に對しては行ふことを得ず。註百三十三を參照せよ。

《註百四十四》 註八十一、註八十二を參照すへし。

《註百四十五》 註八十三を參照すへし。

〔註百四十六〕 註九十九（無國家の地域に於ける所犯）を参照せよ。

〔註百四十七〕 (ホ)の項を見よ。

〔註百四十八〕「フランス又は、外國の國民各個（主權又は國家と云ふの反對）に對する所犯に係る輕罪 (crimes) 其の之に關する場合に限るものにして crimes の場合は此の限にあらざるなり」の場合に於ては、檢事の督促ありたる場合に限り訴追を行ふ。訴追は被害者か訴を提起したること、又は行爲地の官廳かフランスの官廳に公式の告發を爲したることを條件とするなり」。

〔註百四十九〕フランスの國法と全然相一致す。註百四十八を見よ。

〔註百五十〕「輕罪の場合にあつては前數項の規定を適用する爲には、被害者の訴又は行爲地の政府の請求を必要とす」。

〔註百五十一〕 註八十、註九十一を参照せよ。

〔註百五十二〕 其の故意に因る殺人、嬰兒殺、放火、強盜、暴力的竊盜、千フランを下らざる價額物の特別竊盜、誘拐、強姦（第四條a）に關するにあらざる限りは、第四條bに依り被害者の告訴又は行爲地の政府若は被害者の所屬國の政府の請求を必要とす。

〔註百五十二a〕 時あつてか引渡の行はれざる場合に提出せらるるかくの如き請求に基きて、此の場合に移除の行はるることあり。即ちアツペンツルローデン、サンガラシ、チューリッヒ、ソロツルン前

掲の如し。

〔註百五十三〕 一九〇三年四月三日の法律に依る法文。「然れども被告人か自己は外國に於て既判力を以て裁判を受けたるものなること、其の刑の言渡ありたる場合に於ては其の刑の服役を了したること、又は刑は時効に罹りたるものなること、又は自己は刑の免除を受けたるものなることを立證したるときは、事の重罪に關すると輕罪に關するを問はず（註七十五を見よ）即ち重罪の場合にあつても尙ほ然りとす」全然訴追を行ふことなし」。

〔註百五十四〕 第三項、「然れども被告人か同一の犯罪の故を以て外國に於て裁判を受け放免せられたりし場合に於ては、事の重罪に關すると輕罪に關するを問はず（註七十七を見よ）全然訴追を行はず」。第四項、「外國に於て刑の言渡を受けたりし後、刑の服役を了し、刑の時効消滅を來し又は本人か刑の免除を受けたる場合亦前項に同じ」。

〔註百五十五〕 フランス法と一致す。「ルーマニヤ國民か、ルーマニヤ國外に於て犯したる重罪又は輕罪（註七十九を見よ）に關して、被告人か自己は此の行爲の故を以て外國に於て既判力を以て裁判を受けたるものなること、其の刑の言渡ありたる場合に於ては自己は刑の服役を了したること、又は自己は恩赦を受けたるものなることを立證したるときは訴追を行ふことを得ず」。

〔註百五十六〕「第五條及び第六條の場合に於て左の各號の一に該當するときは、刑事訴訟手續を開始せ

す。……

(二) 被告人か外國に於て裁判を受け終局的に放免せられたるか、又は其の刑の言渡ありたる場合にあつては刑の服役を了したるか若は刑の言渡の消滅を見たるとき」。

〔註百五十七〕 第六條「第四條及び第五條に列擧したる場合に於て左の各號の一に該當するときは訴追を行はす。」

(一) 行爲か政治的、社會的犯罪又は政治的、社會的犯罪と相牽聯する犯罪に關するとき。

(二) 外國に於て裁判を受けたる被告人刑の服役を了したるか、刑の言渡の消滅を見たるとき。

(三) 被告人か外國に於ける手續の執行後終局的に放免せられたるとき……」。

〔註百五十八〕「第五條、第七條及び第八條の場合に於て犯人か外國に於て言渡ありたる刑の完全なる服役を了したるとき、外國に於て既判力ある判決を以て放免せられたるか、又は刑の免除を受けたるとき、外國法上當該の犯罪は告訴ありたる場合に限り有罪たるものにして、かくの如き告訴の提出なかりしとき、公訴又は刑か外國法上時効に罹りたるとき」。

〔註百五十九〕 大體に於て一九一二年のセルビヤの草案第九條第一項——註百五十八を見よ——と一致するものにして、只「告訴ありたるとき」と云へると相竝んで擴張的に「認可 Gutheissen——授權 Ermächtigung——又は私起訴 Privatrechtliche ありたるとき、後者は其の提出なかりしものとす」と云

ひ、末文に於て「訴追の權利又は刑の執行の權利か外國法上既に時効に罹りたるとき」と云へるを異りとするのみ。

〔註百五十九a〕 甲又は乙の法律上公訴の消滅したること、外國に於ける放免、又は刑の言渡及び刑の服役完了、又は刑の時効消滅若は刑の免除。

〔註百六十〕「第五條及び第六條の規定は左の場合には之を適用せず……」。

(二) 外國裁判所の既判力ある判決を存し、裁判上の放免、恩赦の行はれたるか又は刑の執行を了したる場合。

(三) 刑事訴追又は刑の執行か當該外國法上時効に罹りたるとき、及び、

(四) 當該外國の國法上行爲の訴追を求むる被害者の申立あることを必要とする場合に所要の申立の行はれざりしとき」。

〔註百六十一〕「第八條及び第九條の場合に於て行爲か行爲地に施行中なる法律又はハンガリー國法上有罪ならざるか、又は此の法律上有罪たるの性質を失ひたるとき（例へば時効の故を以て）、又は權限ある官廳か其の刑を免除したるときは、外國に於ける所犯に係る重罪又は輕罪の故を以て刑事訴訟手續を開始することを得ず」。

〔註百六十二〕「左の場合に於ては外國に於ける所犯に係る行爲は有罪ならず。(一) 行爲地法上當該の行

爲の有罪性の消滅を來したるとき、(二) 犯人が外國の裁判所の終局的に放免する所となりたるとき、(三) 犯人が外國の裁判所に依つて終局的に刑の言渡を受け、刑の執行を了したるか、刑を免除せられたるか、又は刑が時効に罹りたるとき」。

第六條の場合（重要なる、特に自國に關する若は國際的なる利益の侵害）に關しては(三)(a)又(三)(b)を参照すへし。

〔註百六十二a〕「第八條の場合に於て犯人が行爲地に於て終局的に放免せられたるか、又は犯人に對して言渡ありたる刑の執行を了したるか、又は此の國の法律上刑の消滅を來したるときは、當國に於て(三)は訴追を行はず」。

〔註百六十三〕「左の各號の一に該當する場合に於ては、外國に於ける所犯に係る行爲の故を以て刑事訴追を行ふことなし。(一) 責任者か此の行爲の故を以て外國に於て裁判を受け、放免せられたるか、又は刑の言渡を受けて其の刑の服役を了したるとき、(二) 外國法上犯罪又は之に對して科したる刑が時効に罹りたるか若は刑の免除ありたるとき、(三) 外國法上訴ありたるときに行爲を訴追すへきに、訴追の提起なきか又は其の取下ありたるとき」。

〔註百六十四〕「犯人が外國に於て輕罪の故を以て終局的に放免せられたるとき、犯人が外國に於て言渡を受けたりし刑の執行、免除ありたるか、又は其の時効に罹りたるときは、スウオスに於てはもはや之を處罰せず」。

〔註百六十五〕「他の州又は外國の裁判所が放免を言渡したるとき、是等裁判所の言渡したる刑の執行又は免除ありたるとき、フライブルグ州法又は外國法上時効の完成ありたるときは訴追を行はず」。

〔註百六十六〕 註四十七を見よ。

〔註百六十七〕 註十四を見よ。

〔註百六十七a〕 註七十二を見よ。尙ほ第二百三十五條第二項には「此の規定（國內に於ける處罰）は國民に對し外國に於ける此の種の輕罪若は違警罪の故を以て既に刑の判定あり、然も尙ほ未だ其の執行なかりし場合にも之を適用するものとす」。

〔註百六十八〕「責任者か外國に於て當該の行爲の故を以て既に刑の服役を了したる場合に於ては、第六條 d. e. f. に列挙したる行爲に基く處罰を行はず」（理由書二十九頁に曰く、蓋し外國に於て刑の服役を了することに依つて其の行爲についての國家の利益は消滅するに至るべきを以てなり）。「然れども責任者か刑の免除を受けたるとき、又は責任者か放免せられたるときは、司法大臣の命令ありたる場合に之を訴追することを得」。

〔註百六十九〕「一九〇三年のロシア刑法典第十條第一項に規定して曰く、「外國に於て有罪行爲を犯したる者第九條の場合に於て左の各號の一に該當するときは本法に依つて訴追せず。(一) 行爲か行爲地

法上禁止せられざるべき(二) 犯人が外國裁判所の既判力ある判決を以てして放免せられたるか又は其の刑を免除せられたるとき、(三) 犯人が外國の裁判所の言渡したる刑の完全なる服役を了したるとき、及び(四) 外國を對象とする有罪行為が外國への引渡を許さるる有罪行為に屬するとき。レツトランドの草案第八條第一項は此の第十條第一項に相當し、第九條に代ふるに第七條を以てす。此の一九〇三年のロシア刑法典第十條第一項は、レツトランドの草案第八條第一項か其の第一號及び第二號に於て然りとせると同じく、其の第一號及び第二號に於て特に自國に關する重要なる利益の侵害と云ふ見地の下に制限を爲すこととす(從つて行為地法に依る禁止を存せるとき、外國に於て放免ありたるるとき、外國に於て刑の免除の行はれたるときにあつても國內に於て有罪性を存するものとす)。されば此の見地は支配的の意味を有するものにあらざるも、然も修正的に作用を及ぼすものなり(國內に於ける有罪性の擴張)。此の際時あつてか外國人の犯罪についても言及せらるる限りは是れ(二)の(a)及び(二)の(b)の下に屬するものなるも、此の場合に既に其の牽聯關係の然らしむる所として、時あつてか併せ斟酌せざるへからざるなり。一九〇三年のロシア刑法典第十一條に規定して曰く、「第十條第一項第一號及び第二號及び第二項の規定は、第九十九條乃至第二百二條及び第二百二十六條(皇帝及び皇族の一身に對する有罪行為、叛逆罪、社會の秩序を破壊する爲の結社又は爆發物犯罪の爲の結社人の加入等)に規定したる有罪行為、及び犯人がロシア國の臣民たる場合にあつては第二百三

條第一項(皇帝其他に對する侮辱)、第二百八條乃至第二百一十一條(背叛罪)、第六百四十三條第二項及び第三項、第六百四十五條第四項(第九十九條乃至第二百二條、第二百八條の犯罪に關する職務上の犯罪)——此の犯罪を豫防し若は除却する爲の處分を爲さること、犯人を逮捕する爲の處置を講せざること)及び第六百六十八條(職務上の犯罪、告示の際に於ける最高の命令の意識的に虚偽なる説明)に規定したる有罪行為に對しても適用せらるることなし。其の外レツトランド草案第九條の規定は、此の第十一條に相當したる構成を有するものなるも、其の指示せらるる諸條は單に其の大部分番號上(第六百四十三條第二項及び第三項、第六百四十五條第四項第二部末尾——第六百六十八條は擧示せらるることなし)を指示せる際にあつては、一九〇三年のロシア刑法典の番號をすらも存置せるか、此の點は暫く除外するも)異なるのみならず、寧ろ時あつてか其の實質上(政治上の關係の變動に順應して)異なるものあるなり。其の前半——國民たらざる者の犯罪、一九〇三年のロシア刑法典第十條前半に相當す——に於てはレツトランドの草案第七十七條乃至第八十一條に規定したる犯罪につき、第八條第一項第一號及び第二號の規定を適用せざる旨を言明せり。是は大逆罪の場合(大統領に對する加害をも包括す)に關するものにして、其中第七十七條乃至七十九條は一九〇三年のロシア刑法典第百條乃至第百二條に、第八十條は其の第九十九條に、大體に於て(特に政治上の關係の變動を來したるの見地の下に改造を加へたるなり)一致するものなるに反し、第八十一條(大統領に對す

る加害、侮辱、暴力を以てする干渉)は一九〇三年のロシア刑法典第百三條、第百四條及び第九十九條の一部に一致し、其中第百三條及び第百四條は一九〇三年のロシア刑法典第十一條には其の前半中に記載せらるることなきなり)第百三條第一項は第二の内地人の犯罪の項に記載せらるるに止まる。而して一九〇三年のロシア刑法典第百二十六條に相當するレットランドの草案第百十五條は、其の第九條中に於ては指示せらるることなし(蓋しレットランドの草案第百十五條は一九〇三年のロシア刑法典第百二十六條の本來政治的なる一面を脱漏せるか故を以てなり。Jacobi, P. N. Entwurf zu einem neuen Strafgesetzbuch Lettlands mit Motiven new. 1923 (russisch)) S. 25 N.)。レットランドの草案第九條の後半——犯人かレットランド國の臣民たるの條件——中に於てはレットランドの草案第九十五條乃至第九十七條、第九十九條、第一百一條乃至第百五條第一號、第百七條(一九〇三年のロシア刑法典第百四十三條第二項及び第三項、第百四十五條第四項の外に)の各場合を擧げたり。而して第九十五條乃至第九十七條、第九十九條、第一百一條乃至第百五條第一號(背叛罪)の場合是一九〇三年のロシア刑法典第十一條後半中に擧げたる第百八條、第百十條、第百十一條、第百十四條乃至第百十八條に相當し、レットランドの草案中に於て尙ほ添加したりし此の草案第百七條(背叛罪の規定をレットランドは同盟中なる國の軍隊にまで及ぼすこと)は、ロシア刑法典中には之に相當する規定を存することなく(然れどもロシア刑法の模範——一九一二年のそれ——に復歸したるものなり)。

また一九〇三年のロシア刑法典第十一條後半中に尙ほ記載したる其の第百九條は、レットランドの草案中には(其第九十五條とに對比するに於ては必要たるものとして)之を收容することを爲さざらん (Jacobi S. 125) 然ればこそ此の第九條に於ては之に相當する指示を缺きたるなり。

(k) 有罪性の消滅 Wegfall der Strafbarkeit 然らばこと時あつてか不引渡犯罪 Nichtauslieferungsdelikten 若は政治上の犯罪につきて規定せらるる所なり。即ちイタリー刑法典第七條第一號並に第五條(註百七十)、一九〇三年のロシア刑法典第十條第一項第四號、之に相當するレットランドの草案第八條第一項第四號(註百七十一)、ルクゼンブルグ刑事訴訟法第五條第八項(註百七十二)、イタリー草案第六條第一號並に第四項(註百七十二)、ベルギー第五條第二號、第六條第二號(註百七十三) スウェーデンの草案第六條(註百七十四)、ジュネーブ州刑事訴訟法第八條第一項(註百七十五)、ベルン前掲第六條第三號(註百七十六)等に見るなり。

(l) 時あつてか外國の側よりして引渡の請求行はれたるも、其の拒絶せられたりし場合に限り、國內に於て有罪性の發生を見る旨の法文を以てして、(一)の(d)の場合に於ける補充性 Subsidiarität を特に高調するものあり(註百七十七)。即ちルツェルン第二條b、アールガウ第二條b、シネウキツツ第二條の如し。又は引渡か行はれざりしときと云ふ法文を以てす。即ちヌーヴシャテル第六條第三號の如し。之を要するに此の重要な(一)の(d)の場合に於ては、國內に於ける有罪性の肯定せらるる範圍は極めて區々

たるものあり(註七十二以下に於ける命令は大體に於て種々なる範圍の見地の下に行はるるなり)。(1)、極めて一般的に内國の有罪性を肯定するは勞農ロシア及びオーストリーの刑法にして、違警罪の場合にも有罪性を存するものとし、行爲地法上有罪性の有無を問ふことなし。ギリシヤの刑事訴訟法の如き亦然りとすれども、是は重罪及び輕罪のみに制限せるを見るなり。然り而してスウキスの若干州の如きも亦此の第一の分類に屬せしむべきものなりとす。(2)、第二の分類にあつては行爲地法上有罪性を存するの條件の下にのみ重罪及び輕罪につき無雜作に國內に於ける有罪性を肯定す。此の種類に屬するはフランス、ルクゼンブルグ、ルーマニヤとし、後者は輕罪に關して著しき制限を設く。(3)、第三の分類を成すは内地人の外國犯罪を一般的に又は少くとも極めて輕微なる場合(違警罪)を除きて他のあらゆる場合に國內に於て處罰することとし、行爲地法に依る有罪性を必要とせざるも、然も處罰の爲には常に、若は少くとも比較的輕微なる場合に命令、申立、請求若は之に類似の行爲を必要なるものとする立法例にして、即ちイタリーの刑法典、スウェーデンの刑法典及び草案、デンマークの刑法典及びスウキスの若干州なり。(4)、第四の分類は一種の經過的の分類にしてセルビヤ及びユーゴスラウキヤの草案之に屬し、行爲地法上有罪性を缺く場合に命令を必要とするなり。(5)、此の種の分類に屬するは原則として行爲地法に依る有罪性を必要なりとするも、特に自國に關する利益の侵害ありたる場合に是か例外を認むるものにして、イタリーの草案、一九〇三年のロシア刑法典、レットランドの草案、ブルガリヤ刑法典(同刑法典にあつては例外を構成す

ること極めてはなり)、スウキスの二三の州なり。(6)、第六の分類に屬するものは行爲地法上有罪性を存する場合に限り一般的に國內に於ける有罪性を認むるも、無國家の地域に於ける所犯の場合を除外するものにして、此の種の分類に屬するは一九二四年のギリシヤの草案、一九二三年及び一九二四年のデンマーク草案、オーストリーの反對草案及び一九一二年の草案、獨逸の公式草案なり。(7)、行爲地法上有罪性を存する場合に限り無雜作に國內に於て處罰することとせるものノールウェー、オランダ、ホンガリー、獨逸の刑法典、ベルー、チエツコ・スロウアキヤの草案、スウキスの草案、及びスウキスの大多數の州刑法なり。(8)、極めて特別なる場合に於ては(1)の(d)の場合に有罪性を規定することワリス、ベルギー、イギリス、支那の諸國に見る所なり。

〔註百七十〕「第五條及び第六條の場合に於て左の各號の一に該當するときは刑事訴訟手續を開始せず。

(一) 第九條第一項の規定に依り(第九條第二項には「政治上の犯罪又は之に牽聯する犯罪の故を以て外國人の引渡を爲すを許さ」る旨を規定す)引渡を許さるる犯罪なること。

〔註百七十一〕此の規定全體としては上に記載したる所(註百六十九)を見よ。特に其の第四號。此の場合に政治上の犯罪なり。

〔註百七十二〕「上掲の法律の規定は外國に於ける所犯に係る政治犯たる重罪、又は輕罪には之を適用せず。然れども外國政府の首長 Oberhaupt einer fremden Regierung 又は其の家族に對する加害は、此

の加害か謀殺、故殺又は毒殺の犯罪事實を成す場合に於ては、政治上の犯罪としても、はたまた政治上の犯罪に牽聯するものとしても看做すべからず。

〔註百七十三〕 註百五十七を見よ。

〔註百七十三a〕 引渡犯罪 *Auslieferungsdelikt* なるも、政治的、社會的の犯罪 *Politisch-sozialer Delikt* たるものにあらず。

〔註百七十四〕 註百四を見よ。

〔註百七十五〕 「また此の國との間に締結したる引渡條約中に規定せられたるとき」云々。

〔註百七十六〕 「スウエーデンの國法上及び國際間の協定の結果として引渡を承認するを必要とする」行爲。

〔註百七十七〕 之については尙ほ註百五十二を参照すべし。

(二) 外國人に依る所犯の場合、

(a) 外國人の外國犯罪に依つて特に自國に關する法益の侵害を來したる場合 (所謂實質主義 *Rechtsprinzip*)。若干の立法例は此の場合に本國自身の死活に關する最も重大なる利益 (例へば其の安寧、信用、貨幣制度其他) を目的とする行爲のみを列擧す。即ちフランス刑事訴訟法第七條第一項 (註百七十八)、ベルギー一八七八年四月十七日の法律第十條 (註百七十九)、ルクゼンブルグ刑事訴訟法第七條 (註百八十)、ルーマニヤ刑法典第五條第二項 (正當とせらるる見解に依れば) (註百八十一)、ハンガリ

一重罪及び輕罪刑法第七條第一項第二號 (註百八十二)、オーストリー刑法典第三十八條 (可成に廣汎なり) (註百八十三)、一九一二年のオーストリー草案第八十六條第一項及び第二項 (是亦然り) (註百八十四)、ノールウェー刑法典第十二條第一項第四號 (是亦然り) (註百八十五)、勞農ロシア (註百八十六) の如し。之に反し第二の分類に屬するは、本國自身に對する犯罪の外に尙ほ直接内地人に對する犯罪をも擧げ、時あつてか此の兩者を全然概括的なる法文に於てす。即ちスウェーデン刑法典第一章第二條 (註百八十七)、スウェーデンの草案第一章第四條 (註百八十八) (ハ) の項に依る制限を存す。尙ほ以下に記載する所を見よ)、シャープハウゼン第三條 (註百八十八)、ツールガウ第二條 (註百八十八b)、ファンランド刑法典第一章第二條第二項 (註百八十九) の如し。時あつてかまた此の兩者を併記して何れか比較的重き場合のみを考慮すべしとするものあり。即ちイタリー刑法典第六條第一項 (註百九十)、イタリーの草案第五條第一項 (註百九十一)、セルビヤ及びユーゴスラウキヤの草案も各第七條に於てそれぞれ内地人に對する犯罪の重き場合のみを處罰することとす (註百九十二)。時あつてかまた内地人に對する犯罪を全然一般的に構成せるの外には、全然特別的に本國に對する犯罪を列擧して是のみを考慮するものあり。即ちギリシヤ刑事訴訟法第二條第一項第一號及び第二號 (註百九十三)、ウエネズエラ刑法第四條第二號 (註百九十三)、一九〇三年のロシア刑法典第九條第二項第一號 (原則として行爲地法に依る有罪性の緩和する所となる) (註百九十四) 及び之に相當するレットランド

の草案第七條第二項第一號(註百九十五)、ワリス州刑法第十條、第十一條(註百九十五a)、また時あつてか特に本國に對する外國に於ける犯罪を別の方法に於て處遇し(三)(a)を見よ)、内地人に對する外國人の外國犯罪については一般的に有罪性を認むるも、行爲地法上有罪性を存することを條件として牽聯せしむるものあり。即ち一九二四年のギリシャ草案第三條第三項(第四條及び(3)(a)をも見よ(註百九十六))、ベルー刑法第五條第三號(註百九十七)の如し。また此の條件若は別の制限に繋らしむるものあり。即ちスーヴシャタル刑法第六條第一項第二號、第二項、第三項、テッシン州刑法第五條並に第六條第二項の如し。最後に内地人に對する若干の犯罪のみを考慮するものあり。支那(註百九十七a)の如きはなり。

〔註百七十八〕第七條第一項(一八六六年六月二十七日の法律の法文に於けるもの)、「フランス國外に於て國家の安寧に對する犯罪、國璽の偽造、流通力を有する内國の通貨の偽造、内國の紙幣及び法律上認可せられたる銀行券の偽造等の犯罪につき、正犯又は共犯として有罪となりたる外國人は、其のフランス國內に於て逮捕せられたるか、又は政府に於て是か引渡を請求したるときは、すへてフランスの國法の定むる所に從つて之を訴追し、裁判することを得」。

〔註百七十九〕「外國人ベルギー王國外に於て國家の安寧に對する犯罪、刑法典第二編第三章第一條、第二條及び第三條に規定したる公の信用に對する重罪又は輕罪を犯したる場合に於て此の重罪又は輕罪

かベルギー國內に於て法定流通力を有する通貨、又は内國の有價證券、印章、印紙、商標又は印影装置 Stempelwerkzeug を客體とするときは、ベルギー國內に於て之を訴追することを得」。

〔註百八十〕フランス法と一致す。註百七十八を見よ。

〔註百八十一〕一八九四年二月十五日の法律の法文——フランス法と一致す。註百七十八を見よ——。

「外國人ルーマニヤ國の領土外に於て國家の安寧に對する重罪、國璽の偽造、ルーマニヤ國內に於て流通力を有する通貨、紙幣の偽造、ルーマニヤ國の位階の欺罔、法律上認可せられたる銀行の銀行券の偽造等の重罪につき正犯又は共犯として有罪となりたる場合に於て、ルーマニヤ國の領土に於て逮捕せられたるか、又は政府に於て是か引渡を請求したるときは、ルーマニヤ國內に於て之を訴追し、之を裁判し、之を處罰することを得」。タノウ・カツニアノ氏の所説 (Tanovicano, Strafgesetze-bungen der Gegenwart I, 499) 及び一八九四年二月十五日の法律の佛文譯 (Annuaire Bb. 24, 1894, S. 819) は此の場合につき「ルーマニヤ國民又は國家の安寧に對する重罪につき有罪となり云々」と云ふ法文を示せるか、かくの如きは即ち有罪性の極めて著しき擴張を意味するものと謂ふべく、然し此の字句は公刊本の二種のルーマニヤ刑法典中には記載せらるることなきなり。

〔註百八十二〕其の外左の各號の一に該當する者も亦本法の規定の定むる所に依り處罰す——(二) 外國人外國に於て本法第二部の第二章に記載したる重罪又は輕罪(國王に對する暴行若は其の他に之に類似

の行爲)を除き、第一號中に列擧したる重罪若は輕罪を犯したるときは、一九二一年の法律第十一條に依れば第七條の此の字句は前の法律中に規定したる有罪行爲にも適用するを要す。

〔註百八十三〕(一九二〇年七月十五日の法律の法文)、「外國人外國に於てオーストリー共和國に關する大逆罪(第五十八條)、間諜若は敵との其の他の内通行爲(第六十七條)、不法徵募(第九十二條)、オーストリーの公の信用證券又は通貨の模造(第六六條乃至第六十一條)、又は軍事上の服務義務違反の誘導(第二百二十二條)の重罪を犯したるときは、内地人に於けるか如く本法の規定の定むる所に從つて處分すべし」。(輕罪及び違警罪は此の第二百三十四條第二項に依れば、第二百九十五條の「外國人か外國よりして當國內に秘密結社を設立せんこと、又は秘密結社の會員を徵募せんことを企圖したる場合に於ても、其の當國內に立入りたるときは、第二百九十四條に規定したる刑を科すべし」と云へる規定を除外すべし(學說上通説たる見解に依れば)全然考慮せらるることなし)。

〔註百八十四〕「外國人外國に於て左の罪につき有罪となりたるときは、本法の規定の適用を受くるものとす。

大逆罪、大逆罪の教唆未遂、公然の煽動若は提供、戰時に於ける背叛罪、敵の間諜若は通信員の庇護戰時に於ける軍機漏洩又は間諜(第二百二條第二項)、國內に於ける證書又は通貨の流通の安寧に對する重罪又は輕罪。

〔背叛罪、平和を危殆ならしむるの罪、平時に於ける軍機漏洩又は間諜、但し此の後なる場合に於て犯人か外國の國民にして外國の領土内に於て、自己の祖國の爲に之を犯したるときは此の限にあらざらず。〕

〔註百八十五〕「ソールウェー刑法典は左の行爲に之を適用す——(四) 其の外國に於ける外國人の所犯に係る行爲たる場合に於て、行爲か(a) (此の場合の分類は時あつてか曖昧たるを免れされども) 本法第八十三條、第八十八條、第八十九條、第九十條末項、第九十三條(國家の獨立及び安寧に對する重罪の一部、大逆罪と背叛罪との場合)、第九十八條乃至第四百四條(ソールウェー國憲法及び元首に對する犯罪)、第一百十條乃至第一百三十二條(職務上の犯罪、國權に對する犯罪——)、第六十九條(誣告)——第三百二十四條、第三百二十五條(職務上の違反行爲)、第三百二十八條(徽章の不法佩用其他之に類似の行爲)、第三百三十一條(要塞の不法寫生其他之に類似の行爲)——第四百二十三條(船長に依るソールウェー國旗の不法掲揚其他之に類似の行爲)に屬するとき。〕

〔註百八十六〕一九二二年のロシア刑法典第三條に依れば、ロシア社會主義聯邦勞農共和國の領土内に居住する外國人は、ロシア社會主義聯邦勞農共和國の憲法上の原則又はロシア社會主義聯邦勞農共和國の軍隊に對して外國に於て犯したる犯罪につき處罰せらるるものとす。 Makluzow a. a. O. 368,

Zajzeff ZStW. 41342 をも參照すべし。

〔註百八十七〕「外國人スウェーデン國內に於て逮捕せられたるときは、其のスウェーデン國外に於てスウェーデン國又はスウェーデン國民に對して犯したる犯罪についても、國王に於てスウェーデン國內に於て當該の犯罪を起訴せんことを命したるときは、スウェーデンの國法に従ひ、スウェーデンの裁判所に於て之を處罰す」。

〔註百八十八〕「スウェーデン國外に於てスウェーデン國民の犯したるか、又はスウェーデン國若はスウェーデン國民に對して犯したる犯罪については、スウェーデンの國法に従ひスウェーデンの裁判所に於て裁判するを要するも、特殊の場合に於て別段の方法に於て規定を爲したるにあらざるときは、國王の命令あるにあらすして此の犯罪を起訴すへからす」。

〔註百八十八a〕「本州又は其の州民に對して犯したる重罪又は輕罪」。

〔註百八十八b〕「ツールガウ州又はツールガウ州民に對して行はれたる」重罪又は輕罪。

〔註百八十九〕一八九四年四月二十一日の命令に依る法文。フィンランド國國民にあらざる者外國に於てフィンランド國又はフィンランド國民に對して罪を犯し、フィンランド國內に於て逮捕せられたるか、又は裁判の爲フィンランド國に引渡されるときは、此の犯罪につきフィンランドの國法に従つて處罰す。

〔註百九十〕「外國人第四條に記載したる場合を除き外國に於て國又は内地人の不利益にイタリー國法か

一年以上の自由刑を規定したる重罪を犯したる場合に於て、本人かイタリー王國の領土内に居住せるときは本法の定むる所に従つて處罰す」。

〔註百九十一〕「第三條に列挙したる場合を除き外國人外國に於て國家又は内地人の損害に於て單純又は加重の隔離刑を規定したる重罪を犯したるときは、其のイタリー王國內に在るを條件として之に對しイタリーの國法を適用す」。

〔註百九十二〕一九二二年のユーゴスラウキヤの草案第七條、「外國人ユーゴスラウキヤ王國外に於てユーゴスラウキヤ王國の國民に對し、本法上禁錮以上の刑（草案第三十一條、第三十五條を参照すへし）を規定したる有罪行為を犯したる場合に於て、犯人か本王國內に來りたるか、又は本王國の官廳に引渡されるときは、本法の定むる所に依り之を處罰す」。一九一〇年のセルビヤの草案第七條は之と一致す。本國自身に對する犯罪（ユーゴスラウキヤの草案第五條、セルビヤの草案第六條）に關しては三の(a)の項を参照せよ。

〔註百九十三〕外國人左の各號の一に該當するときは、外國に於て犯したる重罪及び輕罪に基き國內に於て國內法の規定の定むる所に従つて之を處罰す。(一) ギリシヤ國民に對して之を犯したるとき、又は是等の犯罪に加功したるとき」。